

地方公共団体における 消費者教育の事例集

平成 25 年 6 月

消費者庁

目 次

1. 学校における消費者教育 ～小・中・高校等～

○校長会への働きかけにより実現した中学校での出前講座 【大和市（神奈川県）】	．．．	1
○学ぼう！学校で消費者教育 ～消費者団体の持つ食品や食生活などに関する知識の提供～ 【新潟市（新潟県）】	．．．	3
○高校における消費者問題に関する出張学習会 【能美市（石川県）】	．．．	5
○児童館における金融教育講座 ～遊びながらもきちんと家計管理や生活設計の大切さを学ぶ～ 【勝山市（福井県）】	．．．	6
○「巡回学生講座」 ～中学校における消費者教育に関する授業の実施～ 【浜松市（静岡県）】	．．．	7
○「消費者教育モデル校」事業による消費者教育の推進 ～主体性のある消費者の育成～ 【名古屋市（愛知県）】	．．．	8
○小・中学校の授業と連携した消費者教育の実施 【伊勢市（三重県）】	．．．	10
○小・中学生向け、金銭感覚養成講座の実施 【長洲町（熊本県）】	．．．	12
○教育委員会との連携による効果的な消費者教育の実施 【大分県】	．．．	14

1. 学校における消費者教育 ～大学・専門学校等～

○大学と連携した消費生活講座（出前講座） 【つくば市（茨城県）】	．．．	17
○県内の高校及び大学と連携した「不当表示広告調査」 【埼玉県】	．．．	19
○大学と消費生活センターの連携による消費者啓発教材の作成 【三重県】	．．．	21
○大学における消費者教育講座 ～単位互換制度による取組～ 【京都市（京都府）】	．．．	23

2. 地域社会における消費者教育

○地域の団体や学校と連携した講師派遣講座、体験テスト講座 【札幌市（北海道）】	．．．	24
○市街地の大型店舗内への啓発コーナーの設置による消費者教育の展開 【留萌市（北海道）】	．．．	26

○「消費生活大学講座」・「消費生活大学院」等による消費者教育の推進 【青森県】	27
○保健所との連携による出前講座 【秋田市（秋田県）】	29
○消費生活センター職員や外部講師による出前講座での周知啓発（移動消費生活センター） 【郡山市（福島県）】	30
○どこでもトーク、消費者教育出前講座！ 【上越市（新潟県）】	32
○消費生活支援センターによる時宜を得たテーマの消費者セミナー等の実施 【石川県】	34
○警察署を始め庁内外との連携による「高齢者消費者被害防止塾」 【中野市（長野県）】	36
○知的・精神障害者向けの金銭教育 【名古屋市（愛知県）】	37
○大学と消費生活センターとの連携による公開講座 【鳥取県】	40
○市町教育委員会と連携した消費者教育（講座） ～年間約 12,000 人が参加～ 【香川県】	41

2. 地域社会における消費者教育 ～家庭における消費者教育～

○県の金融広報委員会と連携した市民向けの金融経済講座 【射水市（富山県）】	43
○消費生活の視点から地球環境を考える環境教育の実施 【静岡県】	45
○消費者団体と連携した消費者学習の推進について ～「ひょうご暮らしの大学」・「ひょうご暮らしの親子塾」～ 【兵庫県】	48
○「目指せ！かしこい母ちゃん講座」の実施 ～プレママとママを対象にした金銭教育～ 【那覇市（沖縄県）】	49

3. 職域における消費者教育

○市民団体等との協働による消費者トラブル防止の取組 ～市民団体による「出前消費者講座」と「啓発員養成講座」など～ 【八戸市（青森県）】	51
○事業所の社員等に対する講座や高齢者を消費者被害からまもるための取組 【豊田市（愛知県）】	53

4. 小・中・高校等の教職員による消費者教育

○消費生活センターと教育機関、教育担当部局と連携した消費者教育 ～教員を対象にした消費者教育の指導者養成講座など～ 【北海道】	55
---	----

○「未来の教師」に出前講座！！ ～行政と教育機関との連携で実践に即した消費者教育を！～ 【盛岡市（岩手県）】	．．． 58
○普及啓発専門スタッフ（教員）による小・中・高校生や高齢者を対象 とした出前講座 【山梨県】	．．． 60
○消費生活センターと学校とが連携した消費者教育の取組 【岐阜市（岐阜県）】	．．． 62
○県教育委員会との連携と「くらしのサポーター」制度 ～教員の県消費者情報センターにおける長期社会体験研修など～ 【徳島県】	．．． 64
○小・中学校の授業で積極的な消費者教育が展開されるために 【高知市（高知県）】	．．． 67
○「消費者教育推進員」（小学校校長ＯＢ）の活動を通じた消費者教育の 展開 【北九州市（福岡県）】	．．． 70
○「消費者教育指導者養成講座」の開催 【熊本県】	．．． 72

5. 大学等の教職員による消費者教育

○大学と連携した学生や市民向けの講座 【国分寺市（東京都）】	．．． 74
○大学と連携した消費生活講座の実施について ～若い世代の中核的な人材の育成～ 【滋賀県】	．．． 76

6. 消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育

○「消費者被害防止ネットワーク」から広がる市民・学校での消費教育 事業 【士別市（北海道）】	．．． 77
○社会福祉協議会を中心とした「消費生活見守り隊」の構築 【東庄町（千葉県）】	．．． 80
○区民参画（消費生活センター運営連絡会）による消費者教室 【練馬区（東京都）】	．．． 82
○紙芝居による消費者被害防止のための取組 【長野市（長野県）】	．．． 84
○地元警察署の事業と連携した中学校での出前講座と民生委員による寸 劇 【大垣市（岐阜県）】	．．． 86
○地域の消費者団体と連携したきめ細やかな高齢者への啓発活動の実施 【静岡県】	．．． 87
○市内の消費者団体による出前講座 【浜松市（静岡県）】	．．． 89
○「倉敷市消費生活学級連絡協議会」による啓発活動 【倉敷市（岡山県）】	．．． 90

○NPO法人との協働 ～消費者教育テキストの作成～ 【佐賀県】	．．．	92
○”こどもを事故から守るプロジェクト”の教育・啓発活動 【大村市（長崎県）】	．．．	94
7. 事業者・事業者団体による消費者教育		
○企業の社会貢献活動（CSR）と連携した「消費者教室」 【品川区（東京都）】	．．．	96
○ショッピングセンターとの連携による効果的な啓発 ～イベントスペースを利用した情報発信～ 【野々市市（石川県）】	．．．	99
○名古屋市消費生活フェアの開催による幅広い世代への啓発 ～消費者・事業者・行政が一体となった取組～ 【名古屋市（愛知県）】	．．．	100
8. 消費者による消費者教育		
○山形県消費生活サポーター制度による市民との連携 【山形県】	．．．	102
○くらしの安心サポーター制度 【栃木県】	．．．	104
○「消費者通信大学（暮らしっくスクール）」 【足立区（東京都）】	．．．	105
○行政と消費生活推進員が協働する啓発活動 【かほく市（石川県）】	．．．	107
○「神戸コンシューマー・スクール」の開講 【神戸市（兵庫県）】	．．．	109
○市内の大学と連携した取組 ～地域のまつりでの啓発活動～ 【山口市（山口県）】	．．．	111
○消費者学級（自主学習グループ）の活動支援 【北九州市（福岡県）】	．．．	112
○地域に根ざした消費者教育の担い手育成 ～「地域消費者ガイド」と「地域消費者リーダー」～ 【鹿児島市（鹿児島県）】	．．．	114
9. 消費者教育の資源（教材等）の作成・活用		
○市民・学生等のプロジェクトチームによる消費者教育教材の作成 【仙台市（宮城県）】	．．．	115
○産学公の連携による子ども向け教材「おかいものゲーム」の作成 【足立区（東京都）】	．．．	117
○障がい者に対応した啓発資料の作成（点字、音声CDなど） 【八王子市（東京都）】	．．．	119
○消費生活に関する知識や対策を学ぶことができる通信制消費者講座 【金沢市（石川県）】	．．．	121

○中学生向けの消費者教育の副教材の作成と家庭科教員への研修の実施 【静岡市（静岡県）】	．．． 122
○教育委員会と連携した消費者教育の推進について ～教育活動現場で活用できるDVD～ 【大阪府】	．．． 124
○「消費者教育センター」の設立 【神戸市（兵庫県）】	．．． 125
○ソーシャルメディアや漫画による消費者被害防止啓発活動 【島根県】	．．． 126
○知恵と工夫による啓発活動 ～イメージ戦略による啓発～ 【周南市（山口県）】	．．． 128
○啓発教材を活用した注意喚起 ～笑いと笑顔で関心を引く工夫～ 【愛媛県】	．．． 130
○「家庭科学習ノート」を活用した消費者教育の実施 【熊本県】	．．． 132
○若年層への消費者教育 ～教職員等との協働による学習資料の作成など～ 【鹿児島市（鹿児島県）】	．．． 134
○消費者教育テキストの作成 ～『社会をつなぐあなたの消費』～ 【沖縄県】	．．． 136

《参考》

○地方公共団体等と連携し、ACAPコーナーを設置 ～消費者への資料提供、消費者の声による製品改善事例を紹介 【公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）】	．．． 138
--	---------

◎このほか、「社会的責任に関する円卓会議」における協働プロジェクト「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」の報告書に、文部科学省が主催する「消費者教育フェスタ」における事業者等による事例報告等の紹介があります。

<http://sustainability.go.jp/forum/projects/index.html>

《都道府県別一覧》	．．． 140
-----------	---------

1. 学校における消費者教育 ～小・中・高校等～

【大和市（神奈川県）】校長会への働きかけにより実現した中学校での出前講座

大和市では、平成12年度より、市民の生涯学習によるまちづくりの振興を図るため、また、小・中学校の授業及びPTA活動の支援として、市役所各課の職員が身につけた専門知識を研修会や学習の場に無料（教材費・材料費等が必要な場合もあり）で提供する「どこでも講座」という出前講座を実施しています。

「どこでも講座」は、市内に在住・在勤・在学する10人以上のグループや、小・中学校の授業を対象とし、生涯学習センターが調整役となり、市の職員を講師として派遣します。講座内容は81の講座メニューからの選択制となっており、DVD上映や寸劇による悪質商法などの消費者被害に関する講義を実施する「消費生活出前講座」（市民相談課）や、親子で地域の危険場所や安全場所を確認しマップを作成、子どもの犯罪防止力を高める「親子でつくる地域安全マップ」（生活あんしん課）、認知症に関する基本的な知識と接し方について学ぶ「認知症サポーター講座」（高齢福祉課）など、市役所各課で担当を持ち、対応をしています。

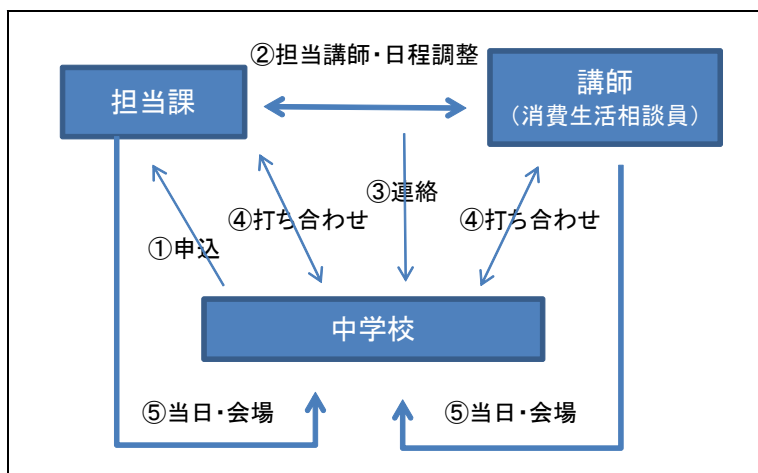
市では、市民相談課（当時・広聴相談課）が平成19年度より、市内の高校で出前講座を実施しており、それと並行して校長会へ出向き中学校における出前講座の必要性和実施について説明をしてきましたが、中学校での出前講座の実施には至りませんでした。しかし、市内の中学校の先生が消費者被害の関係で消費生活センターへ相談に訪れたことをきっかけに、繋がりが生まれ、21年度に中学校での出前講座を実施することができました。

学校側の反応も良かったことから、翌年も出前講座は実施され、平成23年度の校長会では、実績のある中学校の校長が推薦したことを受け、3校の中学校での実施が実現しました。それ以降、特に、中学校の授業での出前講座に積極的に取り組んでいます。教育現場における出前講座がなかなか実施に結びつかない中、毎年、校長会へ出向き働きかけを続けてきたことが、結果として中学校での実施に結びついたと言えます。（24年度は3校で15回開催、515人が参加）

出前講座では、企画立案から全面的に消費生活相談員が関わり、また、学校教員との事前打合せでは、使用する教材や内容、進め方などについて密に確認をとりながら実施しています。主に家庭科の授業の中で実施しており、「契約の成立」についてクイズ形式での説明、ロールプレイの実践、事例紹介の流れで講座内容を組み立てています。中学生のうちに、消費者被害等で困ったらセンターに連絡をするということを記憶として残してもらうことが最も重要と考えているため、台本から自前で作成し、教員には悪質業者役を演じてもらうなどのロールプレイ方式を導入し、生徒に積極的に参加してもらえるように工夫をしています。講座後には必ずアンケートを実施、「セン

1. 学校における消費者教育 ～小・中・高校等～

ターを初めて知った」という回答が8～9割を占めていることから、今後も中学校をはじめとした学校教育現場での啓発活動に積極的に取り組んでいきたいと考えています。



《自治体のプロフィール》

- ① 人口 225,851人（平成24年3月31日現在）
- ② 高齢化率 19.6%（平成24年1月1日現在）
- ③ 大和市消費生活センター 平成13年4月2日開所
月～金（祝日を除く） 9:30～12:00、13:00～16:00
- ④ 消費生活相談員 6人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 3人（専任1人、兼務2人）

【新潟市（新潟県）】学ぼう！学校で消費者教育

～消費者団体の持つ食品や食生活などに関する知識の提供～

市消費生活センターでは、毎年子ども消費者学習として、日頃子どもたちが食べたり飲んだりしている食品に含まれる糖分や着色料の測定を行い、食品や食生活などに関する知識の普及に取り組んでいます。

対象は市内小学校 114 校から要請のあった小学校 5～6 年生を対象に家庭科（1 回の授業概ね 90 分）の授業で実施しています。

メニューは、食品の簡易テストや食品の表示について体験型の学習を行うもので、平成 21 年度は 26 回、22 年度は 29 回、23 年度は 27 回、24 年度は 38 回開催しており、25 年度は 48 回開催予定です。

開催に要する費用は、講師謝金及び資料印刷代、検体費用等雑費のみです。講師を養成する費用として消費者行政活性化基金も活用しています。

講師は、市で委託した新潟市消費者協会（新潟支部）に依頼し、「食品添加物と健康な食生活」等食品全般から、学校側からの要望に応じて各回のテーマを設定しています。

一方的な詰め込み学習のみでなく、学習会の前段で子ども達自身が体を動かす実験等を学習プログラムの中に組み込むことで、子ども達の理解も促進されています。

開催時期については、降雪期の交通事情や、インフルエンザによる学級閉鎖などを考慮し、平成 25 年度から、6 月から 12 月までを中心に集中して実施します。学校の先生では伝えきれない部分を専門家の、食品や食生活に関する知識や表示の見方などを生の声で伝えることで、食に関する教養を醸成しています。

また、学校では保護者にも学習会を知る機会の場合と考え、参観も呼びかけており、保護者参観日に合わせた日程を希望する学校も増えています。

当面の課題は、開催のニーズが年々増加傾向にあり、この期間における各学校の学習プログラムに合わせた日程調整です。

子どもたち一人ひとりが実験等に参加できる工夫を凝らすことで家庭や友人同士の会話の中で、食から考える賢い消費者になれるよう食育を支援しています。

参考：<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shohi/kouza/kodomo.html>

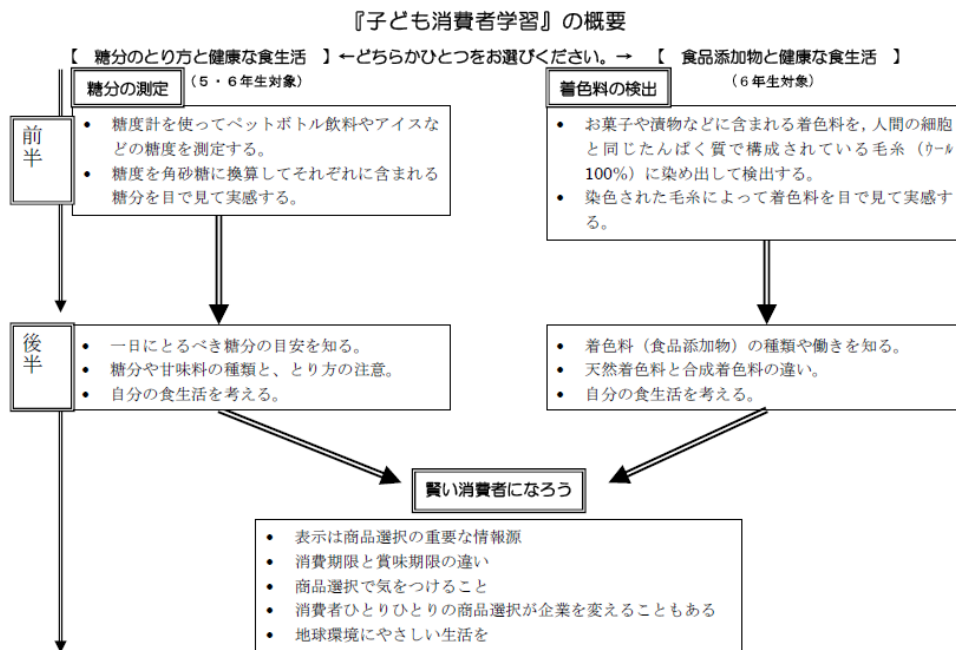
【学習風景（糖分の測定）】



【学習風景（着色料の検出）】



【「子ども消費者学習」の概要】



《自治体のプロフィール》

- ① 人口 802,341 人（平成 25 年 4 月 30 日現在）
- ② 高齢化率 21.7%（平成 25 年 4 月 30 日現在）
- ③ 新潟市消費生活センター 昭和 54 年 開所
8:30～17:30（祝日、年末年始除く毎日）
- ④ 消費生活相談員 10 人
- ⑤ 消費者行政担当職員 40 人（専任 5 人 兼務 35 人）

【能美市（石川県）】高校における消費者問題に関する出張学習会

能美市では、地方消費者行政活性化基金を活用して、多様な主体との連携を図るため、市内の県立高校に消費者問題を授業の中で扱ってもらえないか打診したことをきっかけに、同高校の理解と迅速な対応により出張学習会を実施することになりました。

平成 24 年度に、市内の高校で全校生徒約 600 人を対象とした能美市消費生活相談室の出張学習会を開催しました。この学習会では、平成 23 年度商品・サービス別相談ランキングや、出会い系サイト等の急増するインターネットの事例を中心に消費者トラブルの手口等を紹介するほか、占いサイトやワンクリック請求のサイトを疑似体験できる DVD を上映する等により、生徒に対して注意を呼びかけました。生徒からは、「インターネットは便利で利点が多いと思っていたが、その半面トラブルに巻き込まれる危険があることを知った」、「知識があればトラブルに巻き込まれないことが分かった」、「このような話をもっと早く聞きたかった」、「啓発活動をやってみたい」などの意見をいただきました。学校側からは、今後とも生徒を取り巻く多種多様化するインターネット・トラブルや悪質商法についての学習会を依頼されました。

平成 25 年度においては、2 年生、3 年生の生徒は、既に 24 年度に学習会に参加していることから、1 年生の生徒約 200 人を対象とした出張学習会を実施する予定です。

また、今年度を実施できるかは未定ですが、同高校で 1 年間かけて行われる自主学習の研究課題の 1 つとして、消費者問題を取り上げてもらえないか、働きかけを行っています。もし研究課題の 1 つとして取り上げてもらうことができれば、高校生による地域における啓発などを実施してもらうことを考えています。

今後も、若年層が消費者被害に遭わないように、高校と連携しながら実施できる取組を実施していく予定です。この高校における取組が円滑に進めば、より低年齢の層にも消費者教育ができるよう、中学校や小学校等とも連携を進めていきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 48,876 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ② 高齢化率 21.5%（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ③ 能美市消費生活相談室 月～金 13:00～17:00
- ④ 消費生活相談員 1 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 2 人（兼務）

【勝山市（福井県）】児童館における金融教育講座

～遊びながらもきちんと家計管理や生活設計の大切さを学ぶ～

勝山市では、「お金にまつわる正しい知識は若いうちから」というモットーのもと、以前から低年齢層向けの啓発も行いたいと考えていました。そのため、小学校での啓発事業を実施したい想いがありましたが、なかなか実現するまでには至りませんでした。

そこで、同じように子どもたちが集まる場としての「児童館」に着目しました。児童館では定期的に催し物が開催されていたことから、児童館側もその材料となるものを求めています。「お買い物ごっこ」の実施を持ちかけたときは、相思相愛でトントン拍子で話が進み、平成21年度から出前講座として実施することに成功しています。実施にあたっては、福井県金融広報委員会から金融広報アドバイザーを派遣してもらい、「お買い物ごっこ」というネーミングこそついているものの、「子どもたちが遊びながらもきちんと家計管理や生活設計の大切さを学んでもらう」ことに重点が置かれており、講座自体は遊びの域を超えたものに仕上がっています。

子供たちからは、「本物そっくりに作られた品物に感激した」、「お金が足りなくなるから牛肉はやめて豚肉にしよう」や「ぼく（お父さん役の子）の分はデザートいらんで～」などとやりくりしている会話が聞こえてきます。

また、児童館からは、「とてもイキイキと活動していた」、「大きい子が小さい子を思いやっている姿があった」や「家ではあれもこれも買っているであろうに、決められた予算内でやりくりして考えながら買物している姿に感心した」といった声が聞かれます。

児童館でのその他の取組としては、「おこづかいゲーム」、「セミプロの落語家によるお金にまつわる創作落語」や「環境教育のエコ体験教室」なども実施しています。また、「児童だけでなく保護者や地域のお年寄りと一緒にやりたい！」という希望を反映し、一緒に実施しています。勝山市内には児童館が10箇所ありますが、平成24年度は児童館での出前講座をそのうちの4箇所で開催し、165人が参加しました。

なお、児童館以外では、敬老会やふれあいサロンなどにおける出前講座を日ごろから実施するなどして、積極的な市民向けの啓発活動も心掛けています。

今後の展望としては、児童館でのエネルギー体験教室、ソーラークッカーなどの環境教育の充実やパネルシアターによる悪質商法被害防止啓発などへ繋げていく予定です。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 25,630人（平成24年3月31日現在）
- ② 高齢化率 29.5%（平成24年3月31日現在）
- ③ 勝山市消費者センター 平成13年4月1日開所 月～金 8:30～17:15
- ④ 消費生活相談員 2人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 2人（兼務）

【浜松市（静岡県）】

「巡回学生講座」～中学校における消費者教育に関する授業の実施～

浜松市では、出前講座等の消費者啓発活動に取り組んでいますが、若年層向けの消費者啓発にも力を入れるため、市内の学校を巡回することを計画しました。市で当初立てた計画では、市内の高等学校を3年間で巡回する予定でしたが、高等学校については、県で対応することが分かったため、市としては、中学校において、平成21年度より消費者教育を実施することにしました。

計画を立てた後、小・中学校校長会を通じて中学校に働きかけをし、平成21、22年度は実績がなかったものの、23年度には、中部中学校2年生を対象に3学級で実施することができました。これは、中部中学校区3校（中部中学校・元城小学校・北小学校）が「小中一貫教育」のモデル校として教科ごとに様々な研究会が立ち上がっている流れの中で、中部中学校の技術・家庭科の担当教諭が消費生活をテーマとして取り上げ、市に授業への協力依頼をしてくれたことにより実現したものです。

中部中学校で実施した授業の内容は、技術・家庭科の時間を利用して、消費者庁作成の「消費者センスを身に付けよう」のDVDを視聴後、グループディスカッションを行い、トラブルに遭わないポイントをまとめ、それについて浜松市くらしのセンター所長から講評を行うという形式です。授業は、中学の技術・家庭科の教諭と、浜松市くらしのセンター所長、消費生活センターの消費生活相談員の3人で実施しました。この授業の中では、最近の消費者被害の動向なども話しました。身近な人が被害を受けた体験を知ることによって被害に対する現実味が増し、被害に対する意識が高まった、と生徒や教員から好評でした。さらに、この中学校がモデルとなっていることにより、市教育委員会主催の研究発表会においても、1学級の授業を行うことができたため、他校の教員にもPR効果がありました。なお、この事業は、既存の教材を活用しながら学校の授業で実施しているものであるため、予算はほとんどかかっていません。

平成24年度には、学校からの要望はなく、実績はありませんでしたが、市として、この事業を今後も実施していきたいと考えています。「是非この取組を自分の学校でも実施したい」という声がある一方で、「通常の授業で精一杯」という声があるのも事実であり、いかに学校側の負担を減らしながら実施していくのが、継続性を確保する上で課題であると考えています。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 812,762人（平成25年4月1日現在）
- ②高齢化率 23.6%（平成25年4月1日現在）
- ③浜松市くらしのセンター（平成12年開設） 月～金 8:30～17:15
- ④消費生活相談員の人数 6人
- ⑤消費者行政本課の担当職員数 5人（兼務）

【名古屋市（愛知県）】

「消費者教育モデル校」事業による消費者教育の推進 ～主体性のある消費者の育成～

平成 24 年 12 月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」では、学校や大学等における消費者教育の推進が、国や地方公共団体の責務とされました。

同法成立の動きがあったことから、名古屋市でも、平成 24 年 5 月に策定した「名古屋市消費者行政推進プラン」において、教育現場における消費者教育をバックアップするため「消費者教育モデル校」の実施を掲げ、平成 25 年度から事業をスタートさせました。

モデル校の選定にあたっては、教育機関や教育委員会と連携し、平成 25 年度は、6 校（公立中学 3、公立高校 2、私立大学 1）を指定しました。

モデル校における取組として、具体的には社会科・家庭科の授業や学年集会・PTA セミナーなどに外部講師を派遣するほか、必要に応じて教材作成の支援も行います。講師は、学校の希望するテーマに応じて、消費生活センターの消費生活相談員や弁護士、大学教授、事業者などから選定します。

また、大学については、授業以外に、例えば学生が大学の附属高校で授業を行ったり、消費生活フェアで成果を発表したりするなど、こうした自主的な取組に対しても、その経費等について支援を行います。

事業にかかる講師謝金や旅費などの経費については、「地方消費者行政活性化基金」を活用しています。

本事業の実施期間については、当面、消費者行政推進プランの計画期間である平成 28 年度までを予定していますが、本事業を進める過程で、学校や講師から意見を聴取しながら課題等を検証し、学校における消費者教育の効果的な進め方についてのマニュアルや教材作りに結び付けていきたいと考えています。

＜名古屋市 モデル校での様子＞



《自治体のプロフィール》

- ①人口 2,262,176 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ②高齢化率 22.6%（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ③名古屋市消費生活センター（昭和 47 年開設） 毎日（祝日除く）9:00～16:15
- ④消費生活相談員の人数 17 人
- ⑤消費者行政本課の担当職員数 35 人（専任 27 人・兼務 8 人）

【伊勢市（三重県）】小・中学校の授業と連携した消費者教育の実施

伊勢市では、消費生活センターで多重債務相談を受ける中で、小さい頃から金銭感覚を身に付けることの重要性を認識するようになり、小学校での金融講座をスタートしました。子どもたちが、成人するまでの間に、消費生活を送る上での知識や問題が起きた時の対処方法を身につけることができるよう、消費生活センターと学校が連携した取組を進めていきたいと考えています。

平成 24 年度から小学校 24 校に、25 年度からは中学校 12 校にも出前授業の案内をしました。取組初年度ということもあり、依頼を受けて出前講座を実施したのは、24 年度は小学校 2 校でした。小学校への出前授業の案内にあたっては、学年集会等での活用も提案させていただきましたが、より活用していただきやすいよう小学校で使用している教科書を調べ、小学校 5 年生の家庭科の「物やお金のつかい方を見直そう」という単元においての活用を提案させていただきました。

依頼をいただいた小学校では、家庭科の授業の中で、消費生活相談員と職員が出前講座として金融講座を実施しました。具体的には、45 分授業 2 コマを活用し、購入する時の注意点やお小遣い帳のつけ方をお買い物ゲームをしながら学ぶ形式です。

なお、講座に使用した、買い物カードを作成するための消耗品や児童に配付したお小遣い帳、蛍光ペンなどには、地方消費者行政活性化基金を活用しています。元々ある単元の中での提案であったためか、学校側からも抵抗感なく受け入れられたと感じています。また、体験型の講座となっているため、児童も楽しんで学んでいただいています。講座終了後のアンケートでは好評を得ており、24 年度実施校のうち 1 校から、早速 25 年度も依頼をいただいています。

また、これまでは消費者教育を実施できていなかった中学校でも、小学校での取組に賛同いただいた三重県司法書士会の有志の方に依頼し、平成 25 年度より市内の中学校で中学生向けの講座を無償で実施いただくことになりました。早速 1 校から依頼をいただいています。

こうした小・中の各学校との調整については、まずは年度はじめの校長会で説明を行い、その後、具体的なスケジュール等については各学校と個別に連絡を取り合っています（小学校で家庭科の授業として取り上げる際は、学年に複数クラスある場合、その日程調整が必要になります）。なお、校長会への説明のための出席依頼や参考となる教科書の情報提供については、教育委員会に依頼しています。

伊勢市における学校と連携した消費者教育の取組は、緒についたばかりではありませんが、小学校の講座で楽しく学び、さらに中学校で消費生活に役立つ法律に関する講座を受けることで、消費生活を送るうえでの知識を身につけることができるのではと考えています。今後は、現在の取組を定着させていくことに重点をおきながら、子どもたちが消費生活に関する知識を身につけられるよう、講座のまとめとして使用する小学生向けの紙芝居を作成するなど、少しずつできる取組を増やしていきたいと考えています。

【長洲町（熊本県）】小・中学生向け、家計管理・金銭感覚養成講座の実施

熊本県北西部にある長洲町は人口が約 17,000 人の町であり、財政状況から消費生活センターを設置し、専門の消費生活相談員を継続的に任用していくことは難しい状況にあります。現在も、総務課の職員 2 人で対応していますが、少人数で対応するにも限界があり、人事異動による担当職員のレベル低下も鑑みて、平成 22 年 4 月に「長洲町消費者行政推進委員会」を設置しました。

「長洲町消費者行政推進委員会」は、副町長が実行委員長となり、毎月第一火曜日に、消費生活や、多重債務問題だけでなく、要因である健康問題、家族問題等についての解決方法を検討し、住民を支援することを目的に定例開催しています。庁内からは、総務課の担当職員をはじめ、生活保護、納税、福祉、子育て、学校教育、し尿汲み取り、上下水道等の担当職員が委員会メンバーとして参加しています。また、消費者教育 N P O 法人お金の学校くまもと、九州看護福祉大学、尚絅短期大学の教授等も委員会に参加し、主に多重債務の早期発見と生活再建の支援ができるような体制にしています。

長洲町では、消費者行政推進委員会で取り上げる相談事例や、日頃の相談対応から、多くの相談者がこれまでの人生の中で、お金とのつきあい方をはじめ様々な教育の機会（高校への進学等）を奪われ、結局就労もできず多重債務に陥り、生活困難な状況であること、そしてそのことを誰にも相談が出来なかったという現状を目の当たりにしてきました。

義務教育あるいは幼い頃からお金の教育がなされていれば、ここまで困ることはなかったのではないかという思いから、小学校の家庭科の授業でお金の教育を実現させようと、平成 23 年度に計画を立てました。

事業の実施については、消費者教育 N P O 法人お金の学校くまもとへ協力を求め、特に、小学生や中学生のお金に関する教育の充実を図るため『家計管理セミナー』（欲しいと必要を考える・優先順位を考える・家族で話し合う等）の提案書を提出していただき、長洲町が企画、協働で実施する運びとなりました。

セミナーを企画する際は、総務課担当者や消費者教育 N P O 法人お金の学校くまもとの他に、P T A 役員や保護者も企画会議に参加していただきました。また、実施の際には、他校の保護者にも声をかけ、セミナーの資料を持ち帰っていただき、更に次の学校で実施していただけるように、輪を広げて開催していくような工夫をしました。

セミナーに参加した 5 年生の女の子からは、「お金の使い方はとても難しいけれど、使い方を間違えたら大変なことになると思う。もしお金で困ったときは、今日のセミナーのように家族で話し合って決めたいと思います。」といった感想があり、お金とのつきあい方の大切さとともに、一人で悩まずに周りにも相談することの大切さも伝わる内

容になっていることが分りました。

これまでに、教育委員会に対して消費者教育の取組の必要性を説明してきましたが、カリキュラムの都合上、授業には取り入れることはできないため、PTA行事の一環として出前講座を行う場合もあります。消費者教育推進法ができたことを受けて、今後も学校教育の場で取り上げてもらえるよう、教育委員会への働きかけを続けていきます。

【家計管理セミナー「子どものためのお金の教室」】

- 対象者：長洲小学校の6年生。60人が参加。
- テーマ：「お金のやりくり」と「欲しいと必要」について考える。
- 内容：人生いろいろやりくりゲーム
- 子どもにも大人並みの消費者としての自覚を持ってもらうため、お金のやりくり等の類似体験を行いながら、計画的な生活をすることや「欲しい」と「必要」を考えることを目的とした。

【家計管理セミナー「親子のためのお金の教室」】

- 対象者：中学生をもつ保護者。長洲中学校にて30人参加。
- テーマ：家庭内での携帯電話を通して考えるお金とのつきあい方
- 内容：子どもへの携帯電話の持たせ方を、消費者教育から考える（欲しいと必要、優先順位）
- 子どもの携帯電話での消費者トラブルを基に、青少年を取り巻く社会環境について理解するとともに、携帯電話と子どもとの関係やお金の使い方について情報や意見の交換をする。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 16,679人（平成25年2月末現在）
- ②高齢化率 28%（平成25年2月末現在）
- ③長洲町総務課 消費生活トラブル・多重債務の相談 平日 8:30～17:15
- ④消費生活相談員 0人
- ⑤消費者行政担当職員 2人（兼務）

【大分県】教育委員会との連携による効果的な消費者教育の実施

インターネットの普及や悪質な手口の巧妙化により、消費者トラブルは若年化しています。若い世代がインターネットを正しく利活用し、自らトラブルを回避する能力を身につけることができるとともに、消費者被害を未然に防ぐことができるよう効果的な消費者教育・啓発を実施しています。

◆教育委員会と連携した取組

ネットトラブルの未然防止のため、平成 24 年度は、高校生を対象としたネット安全講習会の実施や啓発DVDの製作などの「ネット安全教育推進事業」の予算を確保しました。事業実施に向けて、教育関係部門との情報共有は不可欠であることから、平成 24 年 2 月に、大分県消費生活・男女共同参画プラザをはじめ、関係課及び教育委員会との担当者会議「消費者教育に関する連絡会議」を開催したところです。

今後も、関係課と教育委員会の情報共有の場は必要であると、全員の意見が一致したことから、これまでも必要に応じて、課長や担当者による会議を開催しており、こうしたことで、教育現場の実情を踏まえた消費者教育が円滑に行われています。

平成 25 年度は、予算要求段階から本会議を活用し協議したうえで、大分県内すべての中学校において「ネット安全講習会」の実施や教育関係者等を対象にした「ネット安全講師養成講座」を行うこととしています。

【消費者教育に関する会議の開催状況】

①消費者教育に関する連絡会議（関係課及び教育委員会の担当者の会議）

開 催：〔初回〕平成 24 年 2 月 7 日

概ね 1～2 か月に 1 回開催し、これまでに 6 回開催

構 成：消費生活・男女共同参画プラザ、私学振興・青少年課、
教育財務課、義務教育課、生徒指導推進室
高校教育課、社会教育課、教育センター

②消費者教育に関する関係課長会議（関係課及び教育委員会の課（室）長の会議）

開 催：〔初回〕平成 24 年 11 月 13 日

必要に応じて開催し、これまでに 3 回開催

構 成：消費生活・男女共同参画プラザ、私学振興・青少年課、教育財務課、
義務教育課、生徒指導推進室、高校教育課、社会教育課

◆インターネットに関する消費者教育の実施

〈巣立ち教育出前講座〔高校〕〉

平成 21 年度から、大分県と大分県金融広報委員会との共催で実施しており、就職や進学等により自立生活を始める前の高校生を対象に、出前講座を行っています。ネットトラブルや消費者問題の対処法、クレジット等の金融教育の講座を実施しています。

《24 年度 講座実績》 13 校、1,424 人

〈ネット安全講習会〉

高校生を対象にした講習会では、ネットトラブル防止のために必要な情報セキュリティや情報モラルについての基礎知識、スマホの注意点を説明したほか、小・中学生

に対してはゲームの注意点を、保護者に対しては子ども達をトラブルから守るための知識や子ども達がよく利用するインターネットサービスなどを紹介するなど、それぞれ受講者に応じたネット安全講習会を実施しました。

《平成24年度 講習会実績》

- ・学校講座 73回 約30,810人受講
(内訳 小学校 5回、中学校 5回、
小・中学校 1回 高校 58回
PTA 1回 その他 3回)
- ・内容 ネットトラブル対策、スマートフォンの注意点 ほか
- ・講師 財団法人ハイパーネットワーク社会研究所
七條麻衣子 氏



《啓発DVD及び体験型学習コンテンツ》

若い世代のネットトラブルを未然に防止するため、4つのトラブル事例と対処法が収録された学習教材「啓発DVD」と、多くの県民がネットトラブルを疑似体験できる「体験型学習コンテンツ」を製作しました。

これらの教材は、県庁のホームページで公開しており、だれでも見る（活用）することができます。とりわけ、若い世代に関心を持ってもらえるようご当地アイドルユニットを起用した作品となっています。

◎啓発DVD(12分)

「ちょっと待って！そのクリック大丈夫？～知って防ごう！消費者トラブル～」



◎体験型学習コンテンツ「体験しよう！8つの事例」



今後において、ネットトラブルに関する持続可能な消費者教育を実施するためには、人材の育成に加え、教育関係者が学校において利活用する教材が必要であると考えます。本県ではこれまでと同様に教育委員会との連携を行いながら、消費者教育の推進に向け取り組んでいくとともに、社会教育関係者の協力のもと地域における消費者教育の推進にも取り組んでいくこととしています。

大分県庁ホームページ（消費者生活）のURL

<http://www.pref.oita.jp/life/1/1/1/>

《自治体のプロフィール》

- ①人口 1,180,197人（平成25年4月1日現在）
- ②高齢化率 26.6%（平成22年10月1日現在）
- ③大分県消費生活・男女共同参画プラザ 平成15年4月開所
月～金 9:00～17:30、日 13:00～16:00（第3日曜を除く）
- ④消費生活相談員 9人
- ⑤行政職員 5人（専任）

【つくば市（茨城県）】大学と連携した消費生活講座（出前講座）

つくば市では、筑波大学と連携し、全学群1年生を対象とした必修科目「フレッシュマンセミナー」において、つくば市消費生活センターの消費生活相談員による「消費者力をつけよう」と題する講義を行っています。

近年、若者が消費者トラブルの被害者になる事例も多くあり、センターでは、若者への消費者力強化の普及啓発活動について検討していました。

平成17年、全国消費生活相談員協会の出前講座事業（国民生活センターから同協会への委託事業）で茨城県を担当していたセンターの消費生活相談員の企画発案により、この出前講座が大学と連携できないか模索し、知り合いの大学職員等のつてを頼り各方面と相談を重ねてきました。また、学園祭での消費者啓発等も提案しましたが実現には至りませんでした。

そうした中、平成18年末、警察と連携し学生・教職員対象の防犯講習会と消費生活講座を開催しました。夕刻の開催であり、当の学生の参加は少ない一方で、大学教授の参加が多数あり「有益な情報である」との関心を得ました。このことが幸いとなり、若者への消費者力強化に向けた大学との連携の糸口が見えてきました。

大学との協議を進める上では学生支援課の専門職員の熱意と協力が大きな力となりました。教員の中には『大学は純粋に学問をする場所であり、今さら授業に取り入れることもない』との意見もあったということですが、結果としてより多くの学生が聴けるようにと出前講座を必修科目の中に取り入れて頂くことになりました。

契約の基本やクレジットカードの利用に関する知識、悪質商法への対応策等日常の消費生活に関する内容を、クイズ形式にするなど双方向の参加型講座にして学生に興味を持ってもらうよう工夫しています。

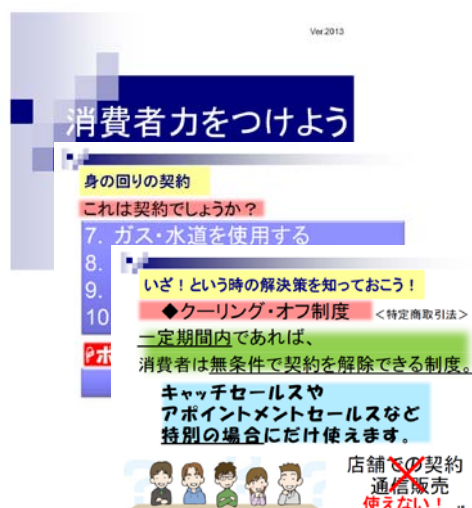
講義終了後には、学生にアンケートを行い、次回に活かすことにしています。アンケート結果から、学生には好評で一定量の手ごたえを感じていますが、現在、若者の消費者意識のさらなる高揚を図るため、消費生活センター全体で検討を重ねているところです。

平成20年度からスタートし現在6年目を迎えており、全15コマの講義は相談員2人で仕事を按分しながら交替で登壇しています。今後さらに、啓発スキルの訓練・向上に努め、この講座が大学におけるキャリア教育等につながるきっかけになることを願い、講座内容の充実を図っていきたいと考えています。

1. 学校における消費者教育 ～大学・専門学校等～



【講座風景】



【講座テキスト（抄）】

【開催実績】

年度	開催回数	延べ参加人数
平成 20 年度	4 回	270 人
平成 21 年度	12 回	1,360 人
平成 22 年度	14 回	1,365 人
平成 23 年度	12 回	1,475 人
平成 24 年度	12 回	1,457 人

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 217,817 人（平成 25 年 1 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 21.6%（平成 25 年 1 月 1 日現在）
- ③ つくば市消費生活センター 平成 11 年 開所
月～金 9：00～16：00（12：00～13：00 を除く）
- ④ 消費生活相談員 3 人
- ⑤ 行政職員 3 人（専任 2 人・兼務 1 人）

【埼玉県】県内の高校及び大学と連携した「不当表示広告調査」

埼玉県では、不当表示に対する監視の強化と学生に対する消費者教育の推進を図り、消費者被害を防止することを目的として、平成 19 年度から県内の大学や高校（21 年度より実施）と連携し、「不当表示広告調査」を実施しています。

この調査は、週刊誌やファッション誌等の雑誌や新聞紙上に掲載の広告、新聞の折り込みチラシ、街で配布されるフリーペーパー、インターネット販売における広告、メールマガジン等の媒体を調査対象とし、大学生や高校生が学生の目線から「不当表示ではないか」と考えられる広告を収集し、県に報告をします。調査にあたっては、県が学生・生徒向けに各学校で景品表示法の概要と不当表示の事例についてガイダンスを行います。

平成 24 年度の調査では、県内 8 大学と県立高校 3 校において実施され、参加学生数は 241 人（大学生 62 人、高校生 179 人）でした。また、ダイエット食品や美容関連商品などの広告において、不当表示と思われるとして報告があった件数は 358 件（大学 69 件、高校 289 件）で、このうち 239 件に景品表示法違反のおそれがあることが分かりました。

この結果を基に、「景品表示法に抵触するおそれのある広告」については、事業者への是正や指導を行います。平成 24 年度では、この調査から把握した 40 事業者の不当表示広告について文書注意を行いました。「薬事法や健康増進法など他の法令に抵触するおそれのある広告」については、関係部門と連携し必要な指導等を行います。調査結果を踏まえ、広告及び商品等の事業者団体へ表示の適正化を要望することとし、結果を公表するなど広く県民へ情報提供し、不当表示への注意喚起を促すことで消費者被害の防止を図っています。

健康食品やダイエットサプリメントについて不当表示を行う事業者は、事業所や販売の実態が把握できない会社が多いことから、より効果的な是正につなげていくことが課題となっています。

調査の実施後、県では、高校生や大学生における不当表示広告に対する理解を深めるため、調査協力をいただいた学生や生徒、学校教員及び消費者団体等が参加する報告会を開催しています。平成 24 年度の報告会では、調査報告と意見交換のほか、体験学習やDVD上映などを実施しています。

調査に参加した学生からは、「こんなにたくさんの不当表示が身近にあることを知り驚いた」、「調査をきっかけに注意して広告を見るようになった」、「広告をすぐに信用せずに、よく考えるようになった」、「有名な会社や商品にまで不当表示があり驚いた」、「家族や友人をはじめ周囲の消費者に対し呼びかけや注意を図っていきたい」などといった感想が寄せられ、若い消費者が「不当表示を見分ける

目」を養うきっかけとなっています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 7,204,353 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 20.0%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③ 埼玉県消費生活支援センター（川口市） 平成 12 年 4 月 1 日開所
月～土 9:30～16:00
- ④ 消費生活相談員 11 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 19 人（専任）

【三重県】大学と消費生活センターの連携による消費者啓発教材の作成

三重大学では、平成9年度より生涯教育課程消費生活科学コース（必修科目）の1年生を対象とした「消費者福祉・教育論」が、11年度より教育学部学校教育教員養成課程家政教育コース（選択科目）の1年生を対象とした「消費者福祉論」が開講されています。これらの科目は、18年度より「消費者教育論」に改称され、現在に至っています。

また、平成23年度より、共通教育の開放科目「現代の消費生活と消費者の自立」として、教育学部の専門科目「消費者教育論」と同時開講をしています。受講者は、消費生活科学コースと家政教育コースを合わせて20人程度でしたが、共通教育の開放科目にしたことにより35～50人に増えています。本科目は、現代の消費生活や消費者問題に関する理解を深め、自立した消費者とは何かを考えるとともに、消費者教育の重要性を認識し、その基本的な知識を習得することを目的としています。授業では、①現代の消費生活と課題、②消費者の権利と責任、③消費者教育の意義と必要性、④消費者教育の理念、内容、方法、⑤行政・学校・企業における消費者教育、⑥消費者教育と環境教育、⑦若者と消費者トラブル、⑧消費者啓発資料の作成等を扱っており、「⑤行政・学校・企業における消費者教育」のコマでは、三重県消費生活センターを見学して行政担当者からの講義を受けています。

さらに、平成13年頃から本科目では、消費者問題や消費者教育に関する理解・知識を深めた後、消費者啓発資料を作成する時間をとっています。具体的には、全15コマのうち3コマを、消費者カルタ、風刺画等の消費者啓発資料の作成を行うこととしており、例えば、「消費者教育カルタ」を、児童や高齢者向け教育教材として活用するために、絵札、読み札などを協働しながら作成する等しています。この学生の作成したカルタを消費生活センターの職員が見る機会があり、消費者啓発資料として制作・発行しようということになりました。カルタは、23年3月に制作・発行しました。また24年11月には、同様にカルタの解説書の発行もしました。このほか、23年3月に生徒が卒業論文の一環として制作した「消費者教育絵本」を作成したこともあり、これも消費者教育に活用しています。

このように、大学生が消費者問題に関する知識を深め、現場の経験を聴き、大学の知識と消費生活センターの経験を合わせることによって、消費生活センターだけあるいは大学だけで教材を作成するよりも、効果的な教材の作成ができています。大学生にとっては、授業において作成した消費者啓発資料が社会的に活用されることは、授業のモチベーションを上げることにともながり、消費者教育を学ぶ立場だけでなく消費者啓発の担い手としての意識を持つようになります。また、消費生活センターの見学と合わせて消費生活センターをより身近な存在として意識するようになっていると思われます。

今後は、大学等教育機関と連携した取組をさらに拡大し、地域に応じた消費者教材の作成やその活用を推進するとともに、市町との連携を深め、消費者啓発や消費者教育を進めていきたいと考えています。



＜消費者啓発用絵本「みみたんくれ
たのだあれ」＞



＜消費者啓発かるた＞

【参考】本事業に係る予算（地方消費者行政活性化基金事業費）
（平成 22 年度）

・ カルタ作成費 728,700 円

・ 絵本作成費 649,950 円

（平成 23 年度）

・ カルタ解説書作成費 81,900 円

《自治体のプロフィール》

①人口 1,838,611 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）

②高齢化率 25.1%（平成 24 年 10 月 1 日現在）

③三重県消費生活センター（昭和 46 年開設）日～金 9:00～16:00

④消費生活相談員の人数 17 人

⑤消費者行政本課の担当職員数 10 人（専任）

【京都市（京都府）】大学における消費者教育講座 ～単位互換制度による取組～

京都市では、大学生が人口の約1割を占める「大学のまち京都・学生のまち京都」という都市特性を踏まえ、大学等の教育機関との連携を図ることが重要との認識のもと、大学と連携した消費者教育を推進しています。

具体的には、平成22年度から地方消費者行政活性化基金事業（25年度は京都市の一般財源により実施予定）として、公益財団法人大学コンソーシアム京都が実施している「単位互換制度」（単位互換参加大学に在籍する学生が、他大学の開講する科目を履修し、修得した単位が所属大学の単位として認定される制度）により、同志社大学生及び単位互換参加大学に在籍する学生を対象に消費者契約トラブルなどの消費者問題についての現状認識を高め、その解決のために必要な法的知識を学ぶとともに、自らのライフスタイルについて考えを深めることを目的とした消費者講座を実施しています。

本事業は、京都市から同志社大学に寄付金を交付して実施する寄付講座であり、事業の企画並びに同志社大学及び大学コンソーシアム京都との連絡調整については、特定非営利活動法人コンシューマーズ京都の協力により実施しています。

平成25年度は、大学教授や消費者団体関係者、消費生活総合センター長等による講座を9月に5日間（1講90分×15講）実施予定であり、受講定員280人（うち単位互換定員140人）に対して5月末現在で100人を超える受講登録者があります。

具体的な講座内容は、消費者政策の展開と課題、企業の消費者問題への対応、消費者問題とメディア等に関する講座のほか、受講者同士でのグループワークを実施する予定です。

学生からも「消費者問題に関して得た情報を周りの人に伝えて共有していきたい」、「消費者問題について自ら積極的に学び、被害に遭わないように気をつけたい」といった声があがっており、好評を得ています。

《自治体のプロフィール》

- ① 1,468,649人（平成25年4月1日現在）
- ② 高齢化率24.1%（平成24年10月1日現在）
- ③ 京都市消費生活総合センター 昭和51年開所
8:45～17:30（相談時間は9:00～17:00）
- ④ 消費生活専門相談員 11人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 21人（事務職員10人、相談員（定数外）11人）

2. 地域社会における消費者教育

【札幌市（北海道）】

地域の団体や学校と連携した講師派遣講座、体験テスト講座

札幌市では、合理的な生活知識の習得と消費者意識の高揚を図るため、消費生活セミナーをはじめとする各種講習会を実施しています。その中でも、地域の団体や学校と連携して取り組んでいる「講師派遣講座」と「体験テスト講座」について紹介します。

①講師派遣講座

社会経験の乏しい若年者や判断力の低下してきた高齢者を狙った悪質商法による被害が後を絶たず、増加傾向にあることから、平成9年度より、悪質商法からの被害を未然に防ぐことを主な目的に講師を希望する団体に専門講師を派遣し講座を開催しています。

開催案内については札幌市消費者センターの施設やHPで配布しているほか、市内の小・中学校に直接配付しています。また、これまでに講座を開催した派遣先は、学校（小学校から大学まで）、町内会、福祉団体などで、平成24年度では全52回、延べ3,587人を対象に行いました。参加者や派遣依頼者へ実施しているアンケート結果では、概ね好評を得ています。

開催を希望する団体へ講師を派遣することは、自主的な学びを促進するとともに集客にかかるコストを省くことができるため、効率的・効果的な啓発が期待できるものの、経費や人手には限りがあることから、消費者センターだけでは要望の全てに応えることができない場合もあります。今後は、消費者教育における各主体（消費者センター、学校、福祉機関、事業者等）の役割分担を明確にしていく必要があると考えています。

②体験テスト講座

平成9年度より、消費者啓発を目的に、小学生以上の市民を対象とし、簡易テストを取り入れた「体験テスト講座」を、消費者センターの体験テスト施設において実施しています。講座は一般市民に広く案内して開催する募集型と、受講団体からの依頼に応じて開催する依頼型の2形態で設定し、（一社）札幌消費者協会の啓発指導員に講師を依頼して開催しています。開催テーマは多岐にわたり、食品添加物の確認、飲食物の試食テストなど、くらしに身近な様々なテーマについて、簡単なテストを通して新たな発見をすることができるため、今後も消費者教育への導入として活用を図っていく予定です。

開催案内については札幌市消費者センターの施設やHPで配布しているほか、市内の小・中学校に直接配付しています。また、これまでに講座を受講した団体は、学校や市民団体などで、平成24年度では全23回、のべ578人を対象に講座を開催しました。

2. 地域社会における消費者教育

《自治体のプロフィール》

- ①人口 1,927,371 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ②高齢化率 21.2%（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ③札幌市消費者センター 昭和 52 年開所 月～金 9：00～19：00
- ④消費生活相談員 17 人
- ⑤行政職員 10 人（専任）、ほか法人委託 7 人（啓発担当）

【留萌市（北海道）】

市街地の大型店舗内への啓発コーナーの設置による消費者教育の展開

留萌市では、平成 23 年度に、消費生活相談業務の業務委託先である留萌消費者協会と協議し、一歩前へ出た「攻め」の消費者教育・啓発活動を実施するために、高齢者や主婦、学生など、多数の消費者が来店していることから、中心市街地にある唯一の大型店舗に消費者教育・啓発コーナーを期間限定で設置しました。

きっかけは、市内の大型店舗の 1 階の一部を市が借り上げることになり、そのスペースを消費生活相談のスペースに使えないかという話が留萌消費者協会との話し合いの中で出たことが始まりでした。消費者担当部局が産業担当部局を兼務していたことから、このスペースの使い道を決めることができ、スムーズに消費生活相談コーナー兼啓発コーナーを設けることができました。最大の目的は市民の啓発ではあるものの、新たに採用した消費生活相談員を市民の往来が多い場所に配置することで、消費生活相談業務の実務経験を積ませるという消費生活相談員の能力向上効果も狙いました。

結果として、全体の相談件数の約 3 割がこのコーナーでの相談となりました。消費生活センターが設置されている建物は、市役所とは別の小高い場所に位置し、高齢者の方にとっては比較的アクセスが悪かったと考えられます。この店舗は市街地の中心部にあり、バス停も近かったことから、高齢者の方にとっても比較的立ち寄り易く、これまで消費生活センターまで足を運んでいた消費者の一部が、店舗内の相談スペースへ訪れたものと考えられます。さらに、「攻め」の消費者教育・啓発活動の一環として、消費生活相談員自らが店内を巡回して声掛けを行い、相談ニーズの掘り起こしを行いました。

・ 予算額：1,260 千円/年（賃料など）

《自治体のプロフィール》

- ①人口 23,641 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ②高齢化率 29.3%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③留萌消費生活相談窓口 昭和 56 年開所 月～金 10：00～15：00
- ④消費生活相談員 2 人
- ⑤行政職員 2 人（兼務）

【青森県】「消費生活大学講座」・「消費生活大学院」等による消費者教育の推進

青森県では、消費者が、多様化する消費生活に主体的、合理的に対応し、行動するために必要な知識を継続的に学習することを目的として、昭和 53 年から継続して「消費生活大学講座」を開催しています。

同講座は、消費者の関心が高いテーマで専門家を招き、毎年5月から10月にかけて計6回の連続講座として開催しており、消費生活センターのホームページや県の広報誌、地方紙の無料広告、県内公共施設等へのチラシ配布などにより、広く周知を図るとともに、運営に当たっては、子育て世代でも受講しやすいよう託児所の開設や、青森県総合社会教育センターで実施している生涯学習「あおり県民カレッジ」事業との連携などの工夫もしています。平成 19 年度から、350 人収容のイベントホールを会場として開催していますが、座席が不足することも度々あるほど大変好評を博しています。24 年度は約 2,100 人が受講しています。

また、これと並行して、青森県消費者協会においては、同講座受講者を対象に、地域の消費者リーダーを育成する「消費生活大学院」を開催しています。「消費生活大学院」は、住・食・環境など多岐にわたる消費生活に必要な知識を仲間と楽しく学べるよう、座学のみならず、現地にでかける体験学習も取り入れており、参加者には地域の方々への啓発資料配布や各種啓発イベントにも御協力いただいています。

一方、講座に参加できない方々にも消費者問題について学習する機会を持ってもらうため、積極的に出前講座を実施しています。特に「寸劇付きの出前講座」は人気が高く、高齢者施設からレクリエーションの一環として申込みがあることも多々あります。平成 24 年度は 89 件の出前講座を実施し、約 7,500 人が受講しました。出前講座は、ホームページや広報誌での案内に加え、県内6地域に配置している啓発員が出前講座先の開拓を行っています。

今後とも、「消費生活大学講座」等のさらなる充実を図り、地域の消費者リーダー育成に力を入れていきたいと考えています。また、学校教育現場での消費者教育にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。現在、出前講座の申込増加に伴い人員不足が課題となっていますが、消費者リーダーと連携して、効果的に消費者教育を進めてまいります。

消費生活大学講座・出前講座等 <http://www.aca.or.jp/event/>

あおり県民カレッジ <http://www.alis.pref.aomori.lg.jp/college/index.html>

◆大学講座 画像



◆出前講座 画像



《自治体のプロフィール》

- ①人口 1,368,246 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ②高齢化率 26.6%（平成 25 年 2 月 1 日現在）
- ③青森県消費生活センター 昭和 46 年開所
青森県消費生活センター（弘前相談室・八戸相談室・むつ相談室） 平成 8 年開所
- ④消費生活相談員
青森県消費生活センター 7 人
青森県消費生活センター八戸相談室 3 人
青森県消費生活センター（弘前相談室・むつ相談室） 各 2 人
- ⑤消費者行政本課の担当職員 4 人（専任）

【秋田市（秋田県）】保健所との連携による出前講座

秋田市では、消費者教育の一環として、様々な出前講座等を実施しています。特に、食分野をテーマにした消費者講座や市内の高校生向けにスマートフォンのトラブルを中心にした出前講座を積極的に実施しています。

平成 23 年度と 25 年度には、保健所と連携して食分野についての消費者講座を実施しています。23 年度の講座では、食分野の中でも、特に食中毒の予防と冬場のノロウイルス対策にスポットを当て、当市保健所の食品衛生担当者と保健師が講師をしています(76 人参加)。また、25 年度の講座では、バランスの取れた食生活のポイントと、食品表示や特保などについて当市保健所の管理栄養士が講師をしています(58 人参加)。

食分野に力を入れるきっかけとなったのは、平成 21、22 年度に地方消費者行政活性化基金を活用し、外部から講師を招いて開催した講演会です。この講演会には、2 年間で 3 回、のべ 504 人の参加があり、他のテーマよりも消費者の関心が高かったことから、消費者講座の一環として、継続して取り組んでいきたいと考えたものです。

受講者からも、食分野はジャンルが広く、テーマを変えてまた開催して欲しいとの要望があり、今後の開催についても前向きに検討したいと考えています。

現在のところ、講座は平日の日中に開催しており、高齢者の受講が中心ですが、より幅広い年齢層が参加しやすい講座の在り方が今後の課題であると捉えています。

また、会場内には、消費者トラブル未然防止関連のパネル類の展示や、メタボ検診関連の展示なども行い、好評を得ています。

また、高校等への出前講座では、普及率の高いスマートフォンについてテーマを絞ったものを開催しています。講座では、トラブルがいかに関近な問題であるかを知ってもらうため、サイトを実際に操作している様子をスクリーンに映し出し、視覚的に学べる形式を取り入れています。ビジュアル機器を活用したこの講座は、わかりやすく生徒にも大変好評です。

オファのあった特定の高校等以外にも講座の活用を PR するため、平成 25 年度には、市内の全高校に案内を発送したほか、オリジナルのチラシを作成するなど力を入れています。

○秋田市市民相談センター

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/cc/default.htm>

《自治体のプロフィール》

①人口 320,904 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）

②高齢化率 24.1%（平成 22 年 10 月 1 日現在）

③秋田市市民相談センター 平成 9 年開所

④消費生活相談員の人数 5 人

⑤消費者行政本課の担当職員数 4 人（専任 1 人・兼務 3 人）

【郡山市（福島県）】

消費生活センター職員や外部講師による出前講座での周知啓発（移動消費生活センター）

郡山市では、消費生活問題について様々な方に知ってもらうことが重要であると考えており、様々な方法で消費生活センターの周知を図っています。その一環として、消費生活センター職員だけでなく、外部講師による出前講座を実施し、気軽に出前講座を利用できる環境づくりを目指しています。

センターでは、消費生活に必要な知識や暮らしの情報についての出前講座を実施しています。出前講座の講師は、講座内容によりセンター職員や外部講師がそれぞれ担当しています。講座の種類は、センター職員が講師をする消費者問題についての講座から、外部講師による豊かな生活を送るための楽しい講座まで様々です。

センター職員による講座では、受講者に内容を深く理解してもらうため、DVD等の視聴覚教材を用いて受講者の興味を引く内容となるよう注意しています。また、啓発資料等が整備されていない新しい消費者問題では、相談事例等を参考にしてセンター職員がレジュメを作成し、最新の情報提供を心掛けています。

外部講師による講座では、講座の中でセンターの周知啓発をしてもらっています。外部講師の選定は、センター主催のセミナーに招いた講師や、市の教育委員会で実施している「生涯学習きらめきバンク」事業で「達人先生」として登録している方の中から、移動消費生活センター事業の趣旨に合致する講師を選定、依頼をして、これをセンターの出前講座のメニューとしています。また、外部講師がセンターの周知啓発をするにあたり、年度初めに「打ち合わせ会」を行い、消費者教育等についての理解を深めてもらっています。

外部講師による講座は、あまり消費者行政に関心のない方にもセンターの周知啓発ができ、受講者が、これを機会にセンター職員が行う消費者問題についての出前講座への申込みをする等、出前講座先の開拓という面で貢献をしています。ここ3年で講座受講件数が増加しており、平成23年度は44件・1,184人、24年度は62件・1,636人、25年度は5月末時点の実績は13件・340人（申込みは45件・1,956人）と推移しています。

なお、外部講師による講座の一部は一団体につき年に1回の受講とし、多くの方にセンターの周知啓発ができるようにしています。

また、出前講座に係る費用は、外部講師への謝礼金、旅費及び資料のみをセンターで負担し、その他の会場使用料等の経費は受講申込団体が負担するという形をとって

います。また、出前講座に係る費用は自主財源で行っており、平成 24 年度の事業費は 50 万円程度でした。

出前講座を受講した方からは、「センターの役割が分かった」、「また受講したい」という意見が多数あり、おおむね好評を得ています。

今後の課題は、インターネットトラブル等、常に新しく発生する消費トラブルに対応する講座を行うために、センター職員自体がより理解を深めなければいけないことです。また、より消費生活に関する知識を啓発できるような外部講師の選定等をとおして、出前講座のメニューの刷新を行い、多くの方にセンターの周知啓発をしていきたいと考えています。

URL

http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=13866

《自治体のプロフィール》

- ①人口 327,296 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ②高齢化率 22.4%（平成 25 年 5 月 1 日現在）
- ③郡山市消費生活センター 昭和 56 年開所
- ④消費生活相談員 4 人
- ⑤消費者行政本課の担当職員 3 人（専任）

【上越市（新潟県）】どこでもトーク、消費者教育出前講座！

上越市消費生活センターでは、近年、ますます巧妙化する悪質商法による被害の未然防止と早期解決を図るため、老人会や町内会、民生委員・児童委員協議会、PTA、消費者グループ等、地域の様々な団体が開催している講座や勉強会に消費生活に関する講師を派遣しています。

派遣する講師は、市の消費生活担当職員が主となり、日々の相談事例をベースに説明します。

勉強会として単独に開催するほか、他の講演会とのジョイント等、参加者にとって、理解が得やすいよう開催の形態は団体等の意向に合わせています。

出前講座は、平成20年にスタートしました。平成24年度は、17回、のべ605人の参加がありました。

講座の内容は、悪質商法やクーリング・オフの仕方等について具体的な被害例を含めて、被害に合わないポイントや被害にあった場合の早期解決法について分かりやすく説明しています。

当該講座の流れは、前段で「啓発ビデオ」を視聴し、講師から解説を行い、最後に質疑応答を行うパッケージとなっており、どの回も共通しています。

前段の啓発ビデオは、消費者庁などが作成したドキュメンタリーで、参加者にとってもわかりやすい内容となっています。その後に行う講師の解説も、ビデオでわかりづらい点や、被害に遭いやすいポイントを押さえて説明を行います。質疑応答では、わかりづらい点について確認を行うものだけでなく、参加者から、自身の体験談や、被害予防法等について意見が出たりもします。

講師は、毎回の資料について被害事例の発生状況等に応じて適宜改めており、その会ごとに参加者は最新の情報が入手できるよう工夫しています。

講師の熱意と、情報収集が参加者にも伝わり、被害の恐ろしさ、実害等、参加者は皆真剣に聴講し、被害防止について学んでいます。被害の根を断つ取組としては概ね好評です。

なお、講座レジュメ、チラシ等の費用については消費者行政活性化基金を活用しています。

今後は、被害の種類も多種多様であり、被害件数も増加傾向にあることから、こうした取組を含め更なる啓発活動を行い、消費者被害のない地域づくりの推進を図っているところです。



【出前講座過去の開催回数と参加人数】

年度	20	21	22	23	24
開催回数	19	26	10	10	17
参加人数	781	872	284	413	605

【参考】

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/syouthiseikatsu-c/demae.html>

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 202,876 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ② 高齢化率 26.6%（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ③ 上越市消費生活センター 平成 50 年 開所
月～金 8：30～17：15
- ④ 消費生活相談員 2 人
- ⑤ 消費者行政担当職員 2 人（専任）

【石川県】消費生活支援センターによる時宜を得たテーマの消費者セミナー等の実施

石川県消費生活支援センターでは、地域団体（市町・町内会・老人会・女性団体等）や自主グループなど各種団体の要請に基づき、センター職員を講師として派遣する出前講座を実施し、被害の未然防止を図るための悪質商法の手口とその対処法、被害に遭わないための心構え、食品の表示制度、食品添加物の検出など、消費生活に必要な知識の普及に努めています。また、同様の内容で、センター内で開催するセンター講座も実施しているほか、様々な形で消費者教育・啓発を実施しています。

1. いしかわコンシューマー・カレッジ

まず、消費生活に関連した法律・経済・製品安全などの知識を学習することにより、複雑多様化する消費社会への対応力向上を図る目的で、自ら学びたい意欲を持っている一般消費者を対象に「いしかわコンシューマー・カレッジ」というセミナーを開催しています。この事業は平成 21 年度から実施しており、年に 2～3 期、各期 3～4 回講座を開講し、毎回約 40 人が参加しています。各回のテーマ選定については、開催時期に関心の高まっているもの（製品安全、金融経済、住宅、食品など）や相談件数の増えている悪質商法の事案（買え買え詐欺、金融商品など）を選んでいきます。受講者募集にあたっては、県の新聞広報、ホームページ、メールマガジンの活用、公的施設へのチラシ配付、過去の受講者・企業へのダイレクトメールの発送などにより、広く呼び掛けを行っています。

各回の講座の最後に、「ポイントチェック」という、A 4 サイズ 1 枚の簡単な確認のテストを受けてもらい、受講者がその日学んだことを記憶に定着させられるように工夫しています。受講者からは、受け身の講義ではなく、受講した内容をすぐさま確認できるのが良いと好評を得ています。

さらに、「いしかわコンシューマー・カレッジ」の受講回数や「ポイントチェック」の成果などを考慮して、カレッジ受講者から民間の消費者教室講師（草の根消費者教室講師）を養成するスキームを構築しており、平成 23 年 3 月には 14 人を講師として登録しました。

なお、「いしかわコンシューマー・カレッジ」には、地方消費者行政活性化基金や地方庁運動費（金融広報中央委員会）などの財源が充てられています。

2. 消費生活キッズ教室

また、センターでは、子どもを対象とした施設「いしかわ子ども交流センター」と連携し、子どもの頃から実験を通じて商品の安全や品質などの正しい知識を体得できるよう、県内三カ所のいしかわ子ども交流センターを会場に「消費生活キッズ教室」を開催しています。

家庭生活で使う商品の多様化、高度化はめざましく、消費者自らが商品の安全性や品質を判断するのが非常に難しくなっています。知識不足から不安を感じたり、

誤った使い方をして事故に遭うケースも見られます。これらの予防につながる実験テーマを中心に選んでいます。具体的には「電子レンジの正しい使い方」「家電製品の省エネテスト」「紫外線を調べてみよう」などの実験です。

この事業は平成 21 年度から地方消費者行政活性化基金を活用し実施しており、年に 7～12 回、受講者が参加しやすい日曜日に講座を開講し、毎回、小学生とその保護者の約 20 組が参加しています。

3. 学生用の啓発資料の作成等

このほか、一般財源や地方庁運動費（金融広報中央委員会）を財源として、次の事業も実施しています。

①高校 1 年生、中学指導教員に配布する「若者の消費生活ハンドブック」の作成、
②大学・短大・専門学校等の新入生に配布する「（若者向けポケットリーフレット）消費者トラブルに遭わないために」の作成、③消費者トラブル情報などを内容とする「メールマガジン 消費生活ほっと情報」の配信（月 2 回程度）、④職員が出演して啓発を呼び掛ける「ラジオ広報」（月 1 回程度）

引き続き県民の方々が安全で安心な消費生活を営むことができるよう、今後も、県民からのニーズも踏まえつつ、様々な形で消費者教育を実施していきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 1,156,730 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ② 高齢化率 24.2%（平成 24 年 12 月 31 日現在）
- ③ 石川県消費生活支援センター 昭和 44 年 11 月 1 日開所
月～土 9:00～17:00（土曜日は 9:00～12:30 まで）
- ④ 消費生活相談員 9 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 7 人（専任 2 人・兼務 5 人）

【中野市（長野県）】警察署を始め庁内外との連携による「高齢者消費者被害防止塾」

長野県は、押売りや押買い等、土地柄や人間性に漬け込んだ被害が多発しており、とりわけ高齢者が被害に遭っています。

中野市では、これまでも消費生活講座や啓発チラシ等で消費者被害の予防に普及啓発を続けていましたが、平成 19 年 4 月から、高齢者が地区ごとに定期的集まる施設へ出向いて、消費者被害をテーマとした出前講座「高齢者消費者被害防止塾」を実施しています。また、その時は、交通安全や防犯についても、地元の警察署と連携をして、話しています。

具体的には、市内の老人クラブごとに開催される入浴施設でのレクリエーションのうち 1 時間、同防止塾を開講しているもので、開催に当たっては、スケジュールリング、テーマの検討等、庁内外の交通安全・防犯・高齢者関係部局等が連携して取り組んでいます。平成 24 年度は合計 16 回開催し、261 人の参加者がありました。

「高齢者消費者被害防止塾」で話す内容は、日ごろ消費生活相談に当たっている市職員が受けた具体的な事例や最近のニュース等を基にして、同職員がわかりやすく紹介しています。高齢者が対象であることから、極力、専門用語は使用せず、ゆっくり丁寧に、ときには雑談を交えることで、理解しやすいよう話し方にも工夫を凝らしています。

入浴施設で開催される高齢者間のコミュニケーションづくりの場であるため、気軽に参加できることも特徴の一つです。

また、高齢者の関心を引き寄せるため、参加者へのお土産に、交通安全用の反射材などの啓発物や、被害予防に関する注意喚起チラシ等を配布し、理解の促進を図っています。配布物は「地方消費者行政活性化基金」も活用し、作成しています。

防止塾終了後、高齢者同士がお互いに被害予防策を話し合うことで、自主的に意見交換が行われており、防止塾の理解度を押し量ることができます。

当面の課題は、塾や講座に参加できない高齢者の方への普及啓発対策であり、高齢者が参加する会合を捉え、積極的に同防止塾を開催することです。



《自治体のプロフィール》

- ① ・人口 45,062 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ② ・高齢化率 26.5%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③ ・窓口設置の状況と設置年 平成 17 年 4 月（市役所本庁、豊田支所）
- ④ ・消費生活相談員 市職員 4 人で消費生活相談を受付
- ⑤ ・消費者行政本課の担当職員 4 人（兼務）

【名古屋市（愛知県）】知的・精神障害者向けの金銭教育

金銭教育は多重債務に陥らないための教育と位置付けられることが多いです。しかし、本来、お金は生活を豊かにし、自分の「夢」をかなえるためのものでもあるはずです。これは知的・精神障害者についても同じことが言えます。彼らは保護者の世話が行き届いており、自分でお金を使う経験が乏しいため、自分でお金を使う楽しみや、自分でお金を使うことはお金に換えられない価値があることを実感できないでいます。彼らも自立したい気持ちもあり、親亡き後の暮らしを心配する保護者や支援者からも、知的・精神障害者向けの消費者教育、中でも特に金銭教育の実施を求める声が上がりました。

当初、どの消費生活センターでも障害者の金銭教育の参考になる前例がなく、どう関わっていくのか戸惑いがありました。しかし、消費生活センターの相談の多くは「お金」が大きく関わっており、将来遭遇するかもしれない様々なトラブルを未然に防止するためには、子どもの頃から適切なお金の使い方、健全な金銭感覚を養う必要性を強く感じていました。社会生活を送る上で、消費者としての障害者が消費者トラブルに遭うことは少なくありません。そうであるならば障害者向けの金銭教育は必要であり、早急に取り組むべきと考えました。

名古屋市消費生活センターでは、消費者啓発講座を以前より実施していましたが、平成20年度より知的・精神障害者向けの金銭教育についても、「出張講座」及びくらしの情報プラザ内の会議室等で行う「くらしのゼミナール」において実施することになりました。

「くらしのゼミナール」は、週1回程度のペースで実施しており、知的・精神障害者を対象としたものは、年10回程度実施しています。講座は当センターの附属施設であるくらしの情報プラザで働いている4名の情報アドバイザーと呼ばれる職員が担当しており、1回の講座で1名の情報アドバイザーが行います。「出張講座」については、保護者の会や就労支援施設等へ情報アドバイザーが赴き、2時間程度の講座を年2回程度実施しています。

講座の内容は、対象者の多くが特に抽象的な情報処理が苦手なため、ゲームを通じた体験型講座や、視覚情報を重視した情報伝達が主体となります。講座では、日常及び社会のシチュエーションを想定し、具体的なイメージを持たせるようにしたり、学んだことを家庭や社会で実践できるように工夫しています。さらに、情報処理能力や個性の差異については、個人差が極めて大きく、講座の実施にあたっては、一人ひとりの状態を把握する必要があり、既存のプログラムをアレンジする等、1講座につき、概ね1ヶ月の準備期間が必要です。教材については、講座を実践していく過程や、保護者や支援者と交流する中で思い付いたことを具体物にするなどして、試行錯誤を繰り返しながら手作りしてきました。少ない予算のため、対象者に合わせたオリジナルの教材を自分たちで手作りせざるを得ませんでした。地方消費者行政活性化基金で模擬貨幣やレジスター、食品サンプル等、体験型講座に必要な教材を購入することがで

き大変助かりました。

参考となる先行事例がない中で、取組の開始当初は試行錯誤の連続でしたが、保護者や支援者たちとの密接な相談・連携体制によって、情報と認識の共有をはかりながら有効な方法をこれまで模索してきました。

講座の中では、おつりを計算できないので買い物ができないという障害者も多いので、模擬貨幣を使用して、『ちょうどの金額を出さずとも、おつりが渡されるのでちゃんと買い物ができる』という事実を体験させたり、『収入』の中で社会生活を送るうえで必要な経費を『通帳（貯蓄するお金）』や『使ったお金』のシートに記入し、最後に振り返りをして残額を計算すること等により、家計管理を学んだりします。この講座の受講により、障害者本人からは、「お金を使う時は、よく考えてから使うことが大切だと分かりました」「自分で買い物をするようにします」等や、保護者・支援者からは、「金銭管理をどう教えたらよいのかが分かりました」、「子どもにお金を使う体験をもっとさせたいと思いました」等の感想をいただきました。

なお、講座を担当している情報アドバイザーは、知的・精神障害者教育の方法論等に関する専門教育を受けたことがない者がほとんどであるため、地方消費者活性化基金を使い、大学の教育学部で特別支援教育を担当されている先生を講師として招き、障害者向けの金銭教育について講義していただく等、知的・精神障害者教育に関する研修を開催することにより、障害者に対する消費者教育の質的向上を図っています。

これらの知的・精神障害者向けの講座は、保護者や支援者からのニーズが高く、定期的及び新規に講座の申し込みもあることから、これまで講座を実施してきたノウハウを活かしながら今後も継続して実施していきたいと考えています。それぞれの対象者の理解力に応じた個別的な対応については、まだ十分でない部分もあるため、講座に携わる職員の研修機会を増やす等により対応できるようにしていきたいと考えています。また、1つのグループに繰り返し参加していただくことは難しいため、本人の支援はもちろん、保護者、支援者に対し、日常的に実践をサポートできるプログラムを作成し、協力体制をどう進めていくかが今後の課題です。

最後に、自治体としても今後、多様性を尊重した消費者教育を推進できるよう、環境を整えていきます。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 2,262,176人（平成25年4月1日現在）
- ②高齢化率 22.6%（平成25年4月1日現在）
- ③名古屋市消費生活センター（昭和47年開設） 毎日（祝日除く）9:00～16:15
- ④消費生活相談員の人数 17人
- ⑤消費者行政本課の担当職員数 35人（専任27人・兼務8人）



＜職員向け研修の様子＞



＜養護学校の生徒への啓発講座＞



＜就労支援施設の若者への啓発講座＞

【鳥取県】大学と消費生活センターとの連携による公開講座

鳥取県消費生活センターでは、県内の高等教育機関と連携して、「くらしの経済・法律講座」を実施しています。

自らの身を守り、安全・安心な生活を送るためには、常日頃の「学び」が欠かせないということから、4つの大学等に委託し、カリキュラムに組み込んだ全14回（または15回）の講義を公開講座として、学ぶ意欲を持つ県民の方にも気軽に参加していただけるようにしています。参加料は無料です。

講義内容は消費生活を送るうえでは欠かせないものになっており、「県内の消費生活相談状況と相談体制」と題した地域の実情を学ぶ講座や「消費者を守る法律」と題したクーリング・オフなど制度に関わる法律についても学ぶことができます。

講師についても、現場で働く消費生活相談員や地域のNPO法人、弁護士、大学教授など各分野の専門家が分かりやすく、講義を行います。内容は、県で定めた実施要項に基づいて、委託先である大学等高等教育機関が計画しています。

当講座は、平成17年から実施しており、県民の方の受講者は累計で2,079人にのぼっています。講座にかかる予算は、年間約300万円です。

取組のきっかけは、消費者基本法改正に伴い、消費者行政の目標が「消費者保護」から「消費者自立支援」へとシフトし、よりいっそう消費者教育に力を入れることが重要となったことを踏まえ、従来の出前講座などによる一般的な啓発だけではなく、ある程度の専門知識を持った県民を育成し、その方々を通じてさらに広く注意喚起や啓発を行うことにより、消費者教育の輪を広げていきたいということからで、県が生涯学習の一環として取り組んでいる「とっとり県民カレッジ」事業の連携講座にもなっています。



講座開設から約10年を経て、地域に定着してきており、毎年受講されるリピーターの方も多く、今後も新たな受講者の掘り起こしを図っていきたいと考えています。

また、受講者（全講座のうち10講座以上受講者）のうち希望される方を「地域消費生活サポーター」に認定し、地域においてボランティア的に啓発や見守り活動に取り組んでいただいております。その人数も累計で250名を超えました。今後は市町村とも連携して、その有効な活用方法を検討していきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

①人口 581,870人（平成24年10月1日現在）

②高齢化率 27.2%（平成24年10月1日現在）

③鳥取県消費生活センター 昭和46年設置

西部消費生活相談室（毎日）・東部消費生活相談室（月～金） 8:30～17:00

中部消費生活相談室（月～金） 9:00～17:30

[各相談室共通休所日]祝日、年末年始

④消費生活相談員 11人

⑤消費者行政本課の担当職員 6人（専任5人兼務1人）

【香川県】

市町教育委員会と連携した消費者教育（講座） ～年間約12,000人が参加～

香川県消費生活センターでは、県内全域の消費者グループや老人クラブなどを対象として生活設計情報教室「くらしのセミナー」や「お年寄りのための消費者教室」等の啓発講座を実施しています。講座を行うことで、商品やサービスに関わる知識の習得や判断能力を養うとともに、情報が不足しがちである高齢者に対して、高齢者をターゲットにした悪質商法の具体的手口や対応方法について紹介するなど、消費者トラブルの未然防止や拡大防止に役立っています。



地域住民を対象とした講座については、センターから県内の各市町教育委員会の社会教育担当課等に連絡して、募集受付を行っていることが特徴です。

センターがこの取組を始めたきっかけは、県民の消費生活の安定と向上を図るためには、こちらから積極的に出向き、身近な情報提供をしていくことが大切だと考えたからです。

昭和62年度から始めた当該講座も、開始当初は講座数が少ないことや周知不足などの問題もあり、受講者の伸びは鈍かったものの、受講者アンケートによる講座の新設や講師の充実を図ることで、年を追うごとにその開催数と受講者の人数は増加していきました。今では平成24年度の開催実績として257回、参加人数としては11,891人の参加を誇るまでの取組に育ちました。

毎年度、200万円程度の予算（自主財源）を啓発事業として確保することにより、継続的な取組に繋がっています。講座の実施に係る費用は、会場費等を除き基本的に県が負担することや、各市町教育委員会等が独自に講師の人選・講座内容の企画を行うのは困難であることもあり、平成25年度は生活設計情報教室に約210件という非常に多くの申込がありました。市町や講師の連携を密にして日程調整を行うことで、市町の希望に沿ったかたちで実施できるように気をつけていますが、どうしても調整がつかず一部は断らざるを得なかったほどです。県としても、市町教育委員会等と連携することで、地域住民に対する講座の実施機会を得ることができるメリットがあります。

講座のテーマは40種類程度を企画・提示し、どのテーマの講座を希望するか申込時に申請してもらいます。講座によっては、そのテーマに関わる専門知識を持つ、弁護士や警察などの外部の専門家や有識者に講師を依頼することもあります。これらの外部講師とは、長年の講座の実施を通じて協力を得る関係ができており、毎年円滑に講師を依頼している状況です。受講者からも、「ここで学んだことを日々の暮らしのなかで活かしていきたい」、「注意すべきことや対処方法がわかったので実行したい」など好評をいただいています。

今後は、情報化の進展など、時代の流れを踏まえた講座の新設・充実を図っていく

ことや、裾野を拡大しながら講座へより多くの人に参加してもらうなど、更なる消費者啓発教育の取組の強化を行っていきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 988,331 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 27.0%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③ 香川県消費生活センター（消費生活センター改名は平成 14 年 4 月 1 日）
昭和 46 年 9 月 1 日開所 月～金 8:30～12:00、13:00～17:00
- ④ 消費生活相談員 13 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 8 人（専任 5 人・兼務 3 人）

2. 地域社会における消費者教育 ～家庭における消費者教育～

【射水市（富山県）】県の金融広報委員会と連携した市民向け金融経済講座

射水市では、消費生活相談員による出前講座等の実施による消費者啓発の取組を行っています。より幅広い消費者教育・啓発を行うために、消費者団体等と連携した取組を実施したいと考えていましたが、市内に連携できる団体がなかったため、平成18年度から富山県金融広報委員会と共催で、「知るぽると塾 in 射水」という市民向け金融経済講座を実施しています。

平成24年度には、「親子マネー講座」と「大人のためのマネー講座」の2つを実施しました。

「親子マネー講座」では、小学4年生から6年生までの児童とその保護者（定員20組）を対象に、参加してもらいやすい夏休み中の7月の土曜日に開催しています。この講座では、児童だけでなく、必ず保護者にも参加してもらうことで、普段なかなかアプローチできない働き盛りの層へも啓発できるメリットがあります。募集に当たっては、市報及びHPで広報を行い、また教育委員会を通して市内小学校にチラシの配布をお願いしています。また、「大人のためのマネー講座」についても、平日働いている人でも気軽に参加できるように、土曜日に開催しています。平成24年度は、2つのテーマについてそれぞれ1回ずつ講座を開催しましたが、「セカンドライフのための財産管理」と「相続税と贈与税の基礎知識」といった誰でも興味を持てるような身近なテーマを取り上げるようにしています。受講者から積極的な質問も飛び交うなどし、好評を得ています。なお、募集に当たっては市報及びHPで広報を行っています。

これらの講座を実施するために必要な予算は、それぞれ約1万円程度であり、今後も金融広報委員会と連携しながら、広く興味を持ってもらえるようなテーマを取り上げる等の工夫をして、児童及び成人向けの金融教育を実施していきたいと考えています。

◆開催日時及び参加人数（平成24年度）

日時	内容	参加人数
7月28日（土）	親子マネー講座 お金の役割とひみつ 上手なお金の使い方	親子20組40人
10月27日（土）	大人のためのマネー講座 セカンドライフのための財産管理	40人
11月10日（土）	大人のためのマネー講座 相続税と贈与税の基礎知識	40人

2. 地域社会における消費者教育 ～家庭における消費者教育～



親子マネー講座①



親子マネー講座②



大人のためのマネー講座

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 93,835 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ② 高齢化率 24.9%（平成 24 年 12 月 31 日現在）
- ③ 射水市消費生活相談窓口 平成 22 年 12 月 1 日開所 月～金 9:00～16:00
- ④ 消費生活相談員 3 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 2 人（兼務）

【静岡県】消費生活の視点から地球環境を考える環境教育の実施

静岡県では、平成16年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、静岡県知事より特定非営利活動法人アースライフネットワークが「静岡県地球温暖化防止活動推進センター」(以下「推進センター」と言います)に指定され、県民や事業者が地球温暖化防止に取り組むことができるよう、様々な事業を展開しています。事業は温暖化防止を目的としていますが、事業内容には、消費者として社会に与える影響に配慮した生活の仕方など、消費者教育と繋がる側面もあります。

推進センターが実施する啓発事業の一つである「アース・キッズ事業」は、子どもが家庭のエコリーダーとなり家庭で温暖化防止に取り組むプログラムです。小学校4・5・6年生が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容と連携をはかりながら、各小学校と推進センター、県、各市町が連携・協力して実施します。学校へのアプローチは各市町担当者が行い、予算や学校のスケジュール、実施希望等から実施校を決定していきます。

この事業では、まず始めに、推進センターが作成したチャレンジ冊子を活用しながら、子どもたちに家庭で1週間の取組をしてもらいます。具体的には、電気、ガス、水道のメーターの数値や燃えるごみの量等を記録し、普段の生活の中でどのくらいエネルギーを使っているのかをチェックします。次に、学校の体育館などを使い、「キックオフイベント」を実施します。子どもたちは、地球温暖化の話の聞いたり、3つのコーナーワーク(「自転車発電」、「ごみ分別ゲーム」、「エコ生活大作戦」)を体験しながら、地球温暖化を防止するために自分達にできることは何かを考えます。その後再び、家庭での取組を行います。子どもが中心となり、家庭でできるエコ生活の作戦を立て、それを実行しながら1週間メーターの数値等を記録します。また、このエコ生活で削減できた二酸化炭素排出量を計算、数値化することで、自分たちのエコ生活の取り組みが地球温暖化防止につながっていることを実感してもらいます。最後に、プログラムのまとめとして、学校で「セレモニー」を行います。子どもたち一人ひとりに向け、取組の評価を記載した「エコリーダー認定証」を授与し、ここで2週間の取組の成果や意義をしっかりと伝え、暮らし方次第でエネルギー消費が減少することを実感してもらいます。そして、今後もエコリーダーとして取組を続けること、一緒に取り組む仲間を増やしていくことを約束して、プログラムを終了します。

なお、取組にあたり、小学校には、総合的な学習の時間などの授業内容と本事業との連携(スケジュールの決定)だけでなく、子どもたちに対する家庭での取組方法の説明やアドバイス、キックオフイベントとセレモニーの準備、保護者の方への連絡等をお願いしています。

平成15年度(推進センター指定前)に2校から開始したこのプログラムは、平成24年度には78校5,132人の児童を対象に実施をし、年々事業規模は大きくなっています。これは、温暖化防止活動の必要性が学校や家庭にも広まってきてい

る中、このプログラムへの期待度が高まってきていることの表れであると考えています。毎年行うアンケート調査結果では、子どもたちのエコ生活の改善度は約90%、プログラムに対する教員の満足度も約90%と、高い評価をいただいています。また保護者からも、この取組により家族全員がエコ生活をするようになった等、喜びの感想を多数いただいています。

また、家庭で地球温暖化防止に取り組む事業として、推進センターでは、「アース・ファミリー事業」を実施しています。この事業は平成12年度(推進センター指定前)から開始しており、毎年630世帯程度の参加があります。参加家庭には、電気、ガス、水道の使用量、ごみの排出量等を3ヶ月間把握してもらうほか、月末には推進センターが作成したチャレンジ冊子の20項目のエコ・ライフチェックを行ってもらいます。期間終了時には、電気、ガス、水道の使用量、ごみの排出量等の記録とチャレンジ冊子を提出してもらい、認証式・交流会においてまとめ冊子やエコライフ通信簿等と一緒に参加認証書をお渡ししています。この取組の効果として、我が家でどのくらいエネルギーを使い、二酸化炭素を出しているのかが見える化され、かつ同じ世帯人数の静岡県の標準家庭と比較できるため、我が家はエネルギーを多く使っているのか少ないのかがわかります。また、3か月間創意工夫しながら家族みんなで取り組むことで、その取組が習慣化される効果もあります。さらに認証式・交流会では、参加者同士が工夫した取組や難しい取組などを情報交換するため、ステップアップが図られるとともに、近所同士の仲間が増えることで温暖化防止の機運を地域で高める効果もあります。

このほかに、推進センターでは、講師等派遣事業を実施しており、自治体や事業者、市民団体などからの依頼に応じて学校、PTA、自治会などに、地球温暖化防止だけでなく環境全般に渡る幅広い分野のリクエストに応じて講座を開催しています。この事業は平成17年度から開催しているもので、毎年40回程度講師を派遣しており、受講者は総勢約23,800人を数えます(平成24年度末現在)。講師は、大学の先生や推進センターのスタッフ、または県知事から委嘱を受けている県地球温暖化防止活動推進員など講座の内容や地域に適した方を派遣しています。講師は、受講者が地球温暖化問題と日常生活が密接に関係していることを知り、自分たちにできることを考え、実践してもらえよう心がけて講演を行っています。

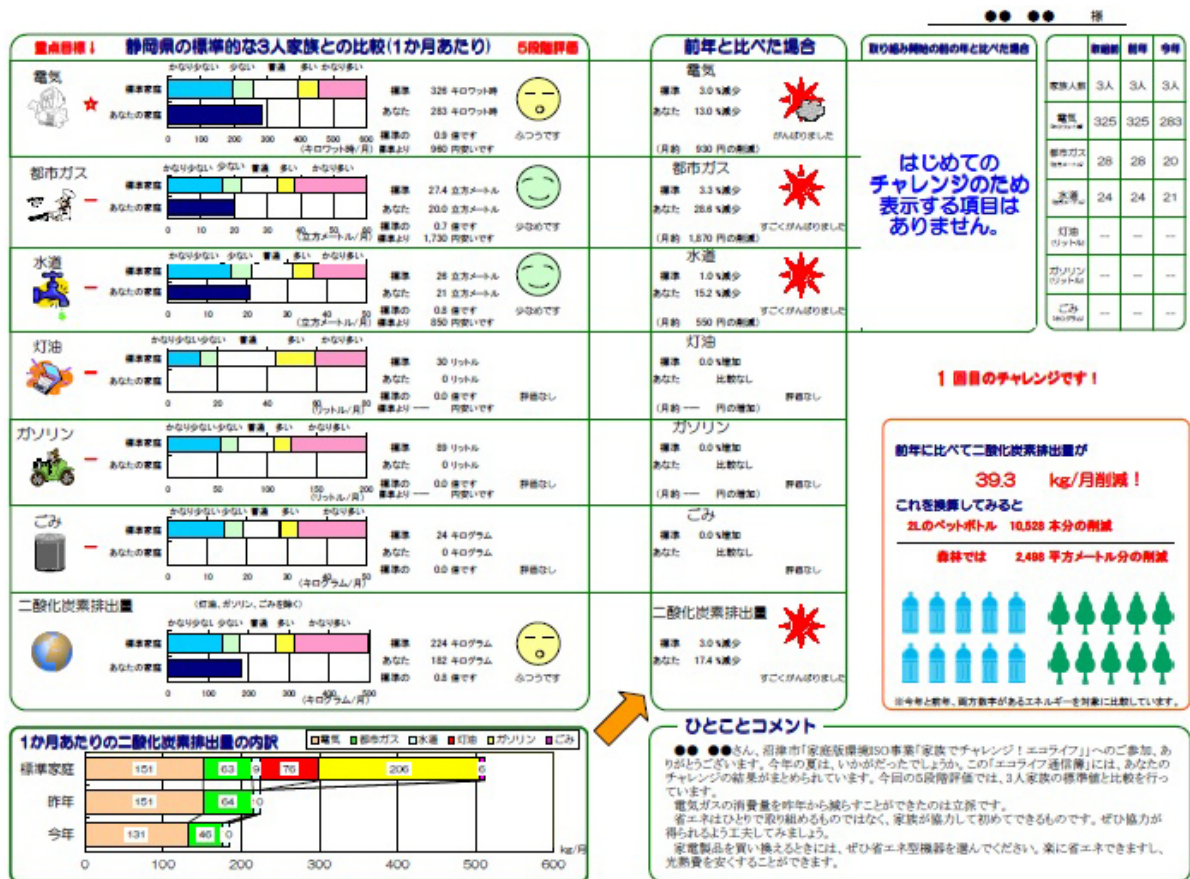
今後も、各事業の対象者に合わせて、わかりやすく、また参加者がモチベーションを高くして参加できるように効果が見えやすいやり方で事業を実施していきたいと考えています。



＜「アース・キッズ事業」キックオフイベントの様子＞



＜「アース・キッズ事業」
セレモニーの様子＞



＜「アース・ファミリー事業」通信簿＞

【関連ホームページ】

センターウェブサイト <http://sccca.net/>

アースキッズウェブサイト <http://f-ec.net/kids/>

アースファミリーウェブサイト <http://sccca.net/family/2012/family.html>

《自治体のプロフィール》

- ①人口 3,736,600人（平成24年10月1日現在）
- ②高齢化率 24.9%（平成25年4月1日現在）
- ③東部県民生活センター 昭和47年設置 9:00～16:00
中部県民生活センター 昭和44年設置 9:00～16:00
西部県民生活センター 昭和48年設置 9:00～16:00
- ④消費生活相談員 16人
- ⑤消費者行政担当職員 37人（専任19人・兼務18人）

【兵庫県】消費者団体と協働した消費者学習の推進

～「ひょうご暮らしの大学」・「ひょうご暮らしの親子塾」～

兵庫県では、県民の消費者問題に対する関心を高め、自ら理解・選択・行動できる力である「消費者力」の向上を図るため、従来から、消費者学習等において「生活協同組合コープこうべ」と協働してきました。

こうした両者の協働を一層深め、消費者学習の充実を図るため、平成23年8月、「消費者学習に関する協定」を締結し、「ひょうご暮らしの大学」と「ひょうご暮らしの親子塾」を主要事業として実施しています。

① 「ひょうご暮らしの大学」

当該事業の目的は、県民の消費者力の向上のための実践リーダーを養成することであることから、カリキュラムも消費者トラブルや食の安全のみならず、福祉、環境創造型農業、社会保障制度等、幅広い分野を包含した内容となっています（平成24年度：講座数全15回）。また、学習形態も、グループワーク形式の参加型プログラムを取り入れ、企画力やコミュニケーション能力等のより実践的なものとなっています。

当該事業は、地方消費者行政活性基金を活用し、平成23年度から開講され、今年度で3期目を迎えることとなりますが、これまで修了者数147人を数え、それぞれ、地域のボランティア団体等で活躍しているほか、修了生がグループを立ち上げ、消費者活動を実践しています。

② 「ひょうご暮らしの親子塾」

当該事業は、小中学生や保護者の消費者問題に対する関心を高め、地域全体の消費者力の向上を目的としており、子どもをインターネット被害から守るための学習やエコな暮らし方にかかる学習等、親子向けの講座を開催しています（①「ひょうご暮らしの大学」同様、地方消費者行政活性化基金を活用）。

また、講座だけではなく、ウェブサイトにおいて、消費者問題や環境問題にかかる資料の情報提供をするとともに、子ども向けコンテンツを設け、ゲームなどをしながら、より手軽に消費者問題や環境問題等を学べる内容となっています。

両事業ともに、今後は、生活協同組合コープこうべの自主的な取組へ移行していく必要があると考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 5,555,636人（平成25年4月1日現在）
- ② 高齢化率 24.3%（平成25年4月1日現在）
- ③ 兵庫県健康生活科学研究所生活科学総合センター 昭和40年開所
月～金 9:00～17:30
- ④ 消費生活相談員 53人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 9人（専任7人・委託2人）

【那覇市（沖縄県）】「目指せ！かしこい母ちゃん講座」の実施 ～プレママとママを対象にした金銭教育～

那覇市では、平成 21 年度より地方消費者行政活性化基金を活用し、地域の消費者リーダーの育成を目的に『消費生活カレッジ』を開催しています。本講座は、民生委員をはじめ地域の見守り活動を行う方々を対象に、毎年 7 月の土曜日に 4 回連続講座として開催しています。

『目指せ！かしこい母ちゃん講座』の開催に至ったきっかけは、2 人の妊婦さんとの出会いでした。2 人の妊婦さんは、平成 23 年度の『消費生活カレッジ』のうち、ファイナンシャルプランナーによる人生における 4 大資金「住宅資金・教育資金・老後資金・生命保険」に関する講座に興味を持ち、飛び込みで申し込みをしてくださいました。本来であれば対象ではない方々でしたが、お二人の熱心な希望により、その回はご参加いただくこととしました。

那覇市では、『消費生活カレッジ』に一定の成果を感じつつも、子どものオムツを買うために消費者金融に通うといった事例にも触れ、若年層向けの啓発や家庭への消費者啓発に必要性を感じていた時期でもありました。2 人の妊婦さんとの出会いをきっかけに、比較的時間にゆとりのある妊婦さんや家計を預かる乳幼児のいるお母さんを対象に、生活設計や資金計画を立てることでこれからの子育ての不安を解消してもらえるよう、地方消費者行政活性化基金を活用し、金銭教育に関する託児付きの新講座を開設することにしました。

講座を開催するにあたり、広報は全くの手探りでしたが、市立保育園や、市内産婦人科へのチラシやポスターの掲示、地域新聞・副読本、イベント情報のホームページへの掲載等と併せて、市内 6 ヶ所の子育て支援センターや市内各公民館で行われる育児講座で呼びかけを行い、児童館に来るお母さんひとりひとりに講座の説明をしました。初めての子育てで不安になるお金のことを学んでみたいというお母さん方の希望もあり、多くの市民の方からお申し込みをいただくことができました。（平成 24 年度は定員 30 人に対し、計 3 回の実施で、申込者数 149 人・受講者 109 人の結果でした。）

講座のプログラムについても、妊婦さんが対象ということもあり、どのようにすればよいか、担当者同士で話し合いを重ねました。その結果、講座の前半をファイナンシャルプランナーによる「お母さんのためのお金の話」講座とし、後半では座学で学ぶだけではなく、身体を動かして日々の生活からリラックスしてもらえるように、助産師兼ヨガ療法士による「ヨガでイキイキ健康」講座の 2 本立てのプログラムを実施しました。

「お母さんのためのお金の話」では、子育て



中の様々なイベントでどのくらいのお金がかかるのかといった将来計画が書き込みできるシートの配布と説明を行いました。また、お金をためるためには、お金の流れを把握する必要があるとし、「挫折しない家計簿のつけ方」を紹介しました。この他、「お金をためる6つの方法」等、具体的な提案と講師の体験談や失敗談を交えながら、「家計を預かるお母さんこそが、お金のコントロールができる」と、参加者の背中を押してあげることができる講座となりました。



前半の講師より「一番大切な貯蓄は“健康”です。病気になっては、ファイナンシャルプランも意味を持たなくなってしまいますよ。」とお話があり、後半の「ヨーガでイキイキ健康」講座につながりました。ヨーガ講座は、自分の心と身体の声に耳を傾けることでリラックスした毎日に変えていこうという内容でした。「生活を振り返り、改善する」という点で、両プログラムのメッセージが一致する講座となりました。

本講座を開催するなかで、託児の申込みができず講座の参加をあきらめた方もいらっしゃいました。「今、知りたい。情報がほしい。」と思っているのに、子どもに手を取られ、預けられる人も身近におらず、日々の生活で手一杯になっているお母さんの方の状況を知ることができました。また、参加者のアンケートでは、「ステップアップ編があれば案内してほしい」という声も多くあがりました。

今後は、託児も充分に対応できる規模で開催回数や開催場所を増やすなどの検討も必要となってきます。また、本講座を導入講座と位置付け、お母さん方が「今知りたい」と思うテーマと、消費者市民社会の構築を目指す私達が「伝えたい」と思うテーマを融合させたプログラムを検討するなど、いかに継続して参加してもらうかが次の課題であると認識しています。

次回の講座への要望として「生命保険・学資保険・住宅ローン・年金・投資・税金」といった生活設計や資金計画に関わる内容と、「子どもの金銭感覚・食育・栄養学」といった家庭でのしつけや子育てに関わる内容があげられていました。引き続き、声を上げてくださるお母さん方の学び舎となるよう、さらに充実した消費者教育プログラムを提供したいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 321,492人（平成25年4月末現在）
- ②高齢化率 18.0%（平成24年3月31日現在）
- ③那覇市市民生活相談室 昭和50年開所 月～金 9:00～16:00
- ④消費生活相談員 4人
- ⑤行政職員 2人（兼務）

3. 職域における消費者教育

【八戸市（青森県）】市民団体等との協働による消費者トラブル防止の取組 ～市民団体による「出前消費者講座」と「啓発員養成講座」など～

近年、市の消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数に占める60歳以上の相談者の割合は平成22年度で28.5%、23年度で33.4%、24年度で37.4%と年々増加傾向にあり、「高齢者の消費者トラブル防止」は、八戸市の消費者行政における大きな課題となっています。そのため、消費者自身が知識や意識を高めることでトラブルを未然に防ぐことを目的とし、地域で草の根的に消費者啓発・教育を行う「出前消費者講座」に重点的に取り組んでいます。また、これと同時に事業者側からのアプローチとして「事業者消費安全マイスター養成事業」も推進しています。

1. 「出前消費者講座」・「啓発員養成講座」

以前から実施していた「出前消費者講座」は、これまで担当職員が直接講師をする体制であったため、受講希望者との日程調整が難しい等、決して充実した実施状況ではありませんでした。そのため、平成23年度からは、「出前消費者講座」に特化して活動できる市民団体を公募し、市民との協働で事業を実施することにしました。

主な事業内容は、市内公民館や地域のイベント等での悪質商法の手口や多重債務問題等の寸劇、替え歌・クイズ等を交えた断り方の練習などの受講者参加型の講座です。こういった場でのグッズ等による啓発が消費生活センターの周知に繋がっています。他にも、老人福祉施設職員やボランティア団体等の構成員を対象に、地域で消費者啓発活動を行う担い手を育成する「啓発員養成講座」を実施しています。この講座により、地域で自ら啓発活動をする「消費者啓発員」の養成、支援を行っています。これらの講座の実施回数、受講者数（延べ人数）は、担当職員のみで実施していた平成22年度の3回94人に比べ、23年度は57回2,478人、24年度は42回1,649人と共に大幅に増加しています。また、寸劇や替え歌などを交え、楽しく受講できる内容となったことから、「とても分かりやすい講座だった」、「また参加したい」など、受講者から良好な評価を得ています。

現在、「出前消費者講座」を実施しているのは、まちづくりを主たる活動として行っている団体なので、これまで積み上げたノウハウを活かしつつ、さらに構成員が講座のためのスキルを身に付けることができるように支援するなど、今後も緊密な連携を図っていきたいと考えています。また、現在、八戸市には消費者団体が無いので、将来的には、「出前消費者講座」での連携をきっかけに、消費者問題に取り組む団体としても活動してもらうことも期待しています。

2. 「事業者消費安全マイスター養成事業」

「事業者消費安全マイスター養成事業」は、事業者が消費者目線による安全な製品・サービスを市場に提供することにより、消費者の安全・安心を確保することを目的にしています。そのために必要な法律知識や消費者マインドを学ぶための「マイスター養成

3. 職域における消費者教育

講座」を開催し、修了者を「事業者消費安全マイスター」として認定（平成24年度末で62人）しています。認定者には、マイスターとしての意識の維持と事業者としてのイメージアップを図るため、ネームプレートや卓上のぼり、事業所に掲げるのぼり旗などを授与しています。「事業者消費安全マイスター養成事業」の課題は、認定を受けたマイスターの継続的なフォローアップです。将来的には、市で実施する市民向けの講座などで消費者マインドを持った事業者の視点で講師として活躍してもらいたいと考えています。



《自治体のプロフィール》

- ①人口 239,630人（平成24年3月31日現在）
- ②高齢化率 24.3%（平成25年2月1日現在）
- ③八戸市消費生活センター 平成18年開設
※相談窓口開設 昭和45年開所
- ④消費生活相談員 3人
- ⑤消費者行政本課の担当職員 3人（専任2人、兼務1人）

【豊田市（愛知県）】

事業所の社員等に対する講座や高齢者を消費者被害からまもるための取組

豊田市では、移動消費生活講座を昭和 40 年代から実施しています。当時は衣食住に関する講座でした。今では、消費者被害の未然防止講座であり、市内各地で自主的活動グループや事業所に勤務する従業員などを対象にして、市の消費生活相談員が講師となって、消費生活を送る上で必要な知識、情報、技術を提供しています。会場を依頼者の方で用意すること以外は、依頼者には特に負担を求めています。

また、一部の講座では、劇団による寸劇を上演しており、この寸劇にかかる費用については、地方消費者行政活性化基金を活用しています。



【事業所向けに】

事業者からの依頼は、昭和 62 年ごろから訪問販売予防巡回講座の実績があります。

平成 24 年度では、32 回実施し、1,787 人が受講しました。そのうち、事業者の従業員を対象としたものは、12 回、654 人となっています。

講座内容は、依頼者（事業者）の意向を踏まえて組み立てています。ある事業所では、初めに消費生活相談員からの説明を全体で聴講した後、8 つの班に分かれて、グループワークを行いました。また、別の事業所では、人事担当の方が、消費者トラブルに関する研修の講師役を務めることになり、市では教材の提供などを行いました。

事業者からは「従業員がこんなトラブルに遭ってる。」とか「社員に電話勧誘がよくある。」といった声が寄せられており、毎年度、その年の新規採用者を対象として、新社会人として知っておきたい消費者被害に遭わないための知識などに関する消費生活講座の依頼をする事業者もあります。市では今後も引き続き対応していきたいと考えています。

【高齢者向けに】

また、高齢者または高齢者を見守る人達に対する消費者教育・啓発も重要だと考えており、市の生涯学習支援の枠組みとして消費生活講座をメニューの一つとして提供するほか、地域包括支援センターや社会的弱者を見守る民生委員・児童委員協議会などとの連携も強化していきたいと考えています。

【教育機関向けに】

このほか、平成 24 年度には、地域の中学校の技術・家庭科の教員から、消費者教育をテーマとした研究授業を実施することになったので、消費生活センターに

協力してほしいとの依頼がありました。当日は、消費生活相談員がゲストティーチャーとして授業に加わり、生徒たちが、自分たちで作った消費生活トラブルに関するロールプレイングを上演したあと、その解説をしました。教員からは、「今後も協力してください。」といった声が寄せられました。



また、その技術・家庭科の教員の方からは、年に2回開催される市内の27の中学校の技術・家庭科教師の自主研究グループで、平成24年12月の回で消費者教育を取り上げることになったため、消費生活相談員に消費者問題についての講義依頼がありました。

今後、さらに他の中学校でも消費者教育のサポートをしていきたいと考えているものの、通常の相談業務に加え、市内の27の中学校129クラス（1年生）を個別に対応するだけの人的体制がないため、市の教育センターが平成25年度事業としている教育機関への「オンデマンドサービス」の実施により、教育機関向けの消費者教育情報の映像データを提供する相談をしています。この仕組みにより教員が必要なときに消費者情報が取得できるようになります。

《自治体のプロフィール》

- ①人口規模 422,010人（平成25年4月1日現在）
- ②高齢化率 18.5%（平成25年4月1日現在）
- ③豊田消費生活センター 昭和60年開設
GW及び年末・年始以外は毎日開所、10:00～18:00
- ④消費生活相談員 6人（平成25年4月1日現在）
- ⑤消費者行政専任の消費生活センター担当職員数 1人
（平成25年4月1日現在）

4. 小・中・高校等の教職員による消費者教育

【北海道】消費生活センターと教育機関、教育担当部局と連携した消費者教育 ～教員を対象にした消費者教育の指導者養成講座など～

北海道では、消費生活センターが教育機関や教育担当部局と連携した消費者教育に取り組んできました。

1. 大学と消費生活センターが連携した消費者教育の実践

北海道立消費生活センターでは、平成 21～22 年度に、地元の北海道教育大学と連携し、大学教育学部の中学・高等学校家庭科教員免許取得のための必修科目である「消費生活論」のカリキュラムの一環として、消費生活センターでの簡易実験や施設・展示の見学の受入れを行いました。

この取組は、北海道消費生活審議会等で日頃より交流のある同大学の教授から、授業での連携の申し出があったことにより実現したもので、合計 25 人が参加しました。

授業内容については、大学では実験実習を行うことができないため、簡易実験を実施してほしいとの要望があり、「着色料の抽出実験」等を実施しました。

工夫した点は、「着色料の抽出実験」では、実際に市販されている食品の中から着色料を抽出することにより、普段の生活の中で飲んだり食べたりしている物に、添加物がどれだけ多く使用されているかを気付かせることです。また、購入前に表示をよく見ることで日頃、自分達が何に代金を払い、何を食しているのかを考えさせることで、食品表示制度をよく理解し、国の役割と消費者としての責任も理解してもらえるように努めました。

終了後の受講生のレポートでは、「着色料のすごさに驚いた」、「色の影響をすごく受けていたということに気付いた」、「商品の表示をしっかりと見て購入することが大切だと思った」、「日本の消費社会の中でどれだけ高い売り上げにつながるかという市場メカニズムへの意識の根底を問題視するきっかけとなった」、「消費者がしっかりとした知識をもって商品を選択する重要性を改めて認識した」、「北海道立消費生活センターの役割の大きさを知ることができた」、「今回得た知識を周りの人に伝えたい」、「自分も次の世代の子どもたちに伝えていきたいと思った」など十分な反応を得ることができました。

この取組は、現在は一時中断していますが、大学からは、今後は「生活経営論」のカリキュラム内で連携をしていきたいとの意向があります。

2. 教育委員会と消費生活センターが連携した取組

消費者教育の推進にあたり、消費生活センターは、北海道教育委員会（以下道教委）とも連携して取組を行っています。

これは、「消費者教育」が新学習指導要領において充実されたことや、国の地方消費者行政活性化基金を活用した消費者教育に関する事業を道教委が実施する上で、より専門的な立場にある消費生活センターの知見が必要とされたことから始まりました。

4. 小・中・高校等の教職員による消費者教育

平成 23 年度には、道教委が実施した北海道消費者教育推進事業の取組として、教員向けリーフレット「消費者教育～自立した消費者を育成するために」の作成協力と、小・中・高校の教員を対象とした消費者教育の指導者養成講座を消費生活センターの指定管理者である（一社）北海道消費者協会との共催で、道内 5 カ所で実施しました（約 120 人が参加）。

この講座は、道教委が内容を決定し、道立高校や市町村教育委員会を通じて参加者を募りました。講座では、道教委から新学習指導要領に基づいた消費者教育の位置づけや必要性などを説明し、消費生活センターは、ワークショップとして、授業ですぐに活用できる 3～7 種類の食品の簡易実験や、カードゲームを利用した悪質商法についての授業例、廃棄をテーマにした買い物ゲームの授業例など、3 校種別に紹介しました。

教員からは、「今日の実験の中で体験させたいことが沢山あった」、「今後の実験の活用への広がりを感じた」、「楽しみながら学ばせることができた」、「自分も授業をしたくなった」、「消費者教育の幅広さを感じた」、「生徒が興味を持つようなゲームが学べて良かった」などの感想も寄せられました。

（参考：養成講座の事業費 684 千円（うち、地方消費者行政活性化基金：518 千円））



（平成 23 年度消費者教育指導者養成講座、道南ブロック）

平成 24 年度は、上記講座を 1 か所で実施したほか、道教委が独自に毎年開催している北海道高等学校教育課程研究協議会内で消費生活センター職員が講演しました。

また、消費者教育の担い手を対象とした「北海道の消費者教育～担当者のための教材サイト」を道教委の協力を得て立ち上げ、現在は道教委ホームページ内の「消費者教育のページ」にバナーを貼り、このサイトを紹介しています。

（サイトのアドレス：

<http://www.dokyoj. pref. hokkaido. lg. jp/hk/kki/syouhisakyoku. htm>）

4. 小・中・高校等の教職員による消費者教育

このほかにも、道や消費生活センターが実施する学校向けの講座等の案内や、消費者教育の授業における外部講師の活用の呼びかけなど、道教委の積極的な協力のもと事業を進めており、平成 25 年度においても、引き続き、双方の連携がより深められるような事業の展開を検討しています。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 5,471,274 人（平成 24 年 12 月末現在）
- ②高齢化率 25.7%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③北海道立消費生活センター 平成 12 年設置 月～金 9：00～17：00
- ④消費生活相談員 12 人
- ⑤行政職員 23 人（全て専任）、ほか指定管理 17 人（相談・啓発・商品テスト担当）

【盛岡市（岩手県）】「未来の教師」に出前講座！！

～行政と教育機関との連携で実践に即した消費者教育を！～

盛岡市消費者生活センターでは、「悪質商法に負けないまちづくり」を目指しています。消費者教育により、悪質商法や消費者生活に関する正しい知識を持つことで、悪質商法による被害が防止できるものと期待しています。大学・高等学校だけではなく、町内会、老人クラブ、職場などの様々な機会を捉えて消費者講座を随時開催しています。

これまで、新入社員や新入生、教員免許の更新時の講座、警察学校の講座などで、出前講座を行ってきました。なお、平成 24 年度は全体で 126 回 6,220 人の参加で出前講座を実施しました。

その取組のひとつとして、『「未来の教師」に出前講座！！～行政と教育機関との連携で実践に即した消費者教育を！～』と題して、岩手大学教育学部社会教育科の法学概論の講義の中で、社会科の教師を目指す学生を対象として、契約と悪質商法、金利とカード決済の仕組みやトラブル対処法などについて講座を行いました。岩手大学とは、人文社会科学部では新入生のオリエンテーション、共同研究などで交流がありました。今回、教育学部の法学担当教授が学外の講師を探す中でお声がけをいただき、この講座の開催に繋がりました。講座のテーマは、大学生が大学生活や卒業後に陥りやすい消費者トラブルで、消費生活センターの出前講座の中からいくつか選びひとつの講座としました。消費者教育を通して、消費者トラブルはなぜ起きるのか、どう対処するのか、学生時代から事例に触れることで、消費者教育への関心が高まり、消費者トラブルへの理解が進むことを期待しています。また、大学の法学領域で行われている消費者教育に、消費生活センターが持っている情報とノウハウを加えることにより、学生がより現実的かつ実践的な理解ができ、実生活での対応力が向上するように行なっています。

実際に、講座を受講した学生からの反応は「契約ということの大切さが分かった」「子供たちに伝えられるようにより深くまなびたい」など実生活と法の関わりに関心を持ったようです。

また、平成 21 年から教員免許の更新時にも出前講座を行ない、家庭科、技術・家庭科又は社会科の先生を対象として、教案のプレゼンテーションや、相談で持ち込まれた商品やパンフレットなども見ていただきます。これは消費者トラブルを可視化し、消費者教育の動機付けを強めようというもの。教科書の文字だとイメージしにくいトラブルや手口も、実際に相談を受けている職員が実演することで、伝わり易いようです。教育現場で直接学生に関わっている先生に、消費者問題に重要性を認識してもらう機会としています。

平成 16 年から高校、大学等へ出前講座開催のご案内をし、継続する中で、担当部署

から問い合わせをいただき、消費者教育の講座を行うことができることとなりました。

講座を受講した学校の先生からは、教案での知識はあったが実例を聞き実感できた、学生も理解し易い教案と思うなどの意見がありました。また、これを契機として、新たな学校での講座開催につながる例もあります。

今後も、大学・高等学校等の教育現場での消費者教育の連携を図っていきたいと考えています。それと共に、学生や学校の先生には、これを機会に消費生活センターの出前講座の存在を知ってもらい、今後の教育現場で協力して消費者教育を行う足掛かりとしたいと考えています。

●規約を読み、金利や与信条件がどう表現されているか確認。



《自治体のプロフィール》

- ①人口 294,435人（平成25年3月31日現在）
- ②高齢化率 22.2%（平成24年12月31日現在）
- ③盛岡市消費生活センター 平成5年開所
- ④消費生活相談員 8人
- ⑤消費者行政本課の担当職員 1人（兼務）

【山梨県】

普及啓発専門スタッフ（教員）による小・中・高校生や高齢者を対象とした出前講座

山梨県県民生活センターは、昭和 45 年 11 月に山梨県消費生活センターとして設置されました。設置当初から消費者の自立に向けた消費者教育に重点を置き、センターを会場に、消費生活について系統的に学ぶ「消費生活講座」の実施に加え、消費者団体等からの申請による出前講座を実施しています。

開始当初は、消費者団体を対象として実施していましたが、悪質事業者の手口がますます多様化・巧妙化する中で、教育機関や高齢者など、徐々に対象を広げ、昭和 60 年度からは高校の卒業生を対象にするなど、出前講座を地域のグループ、学校、大学、企業など幅広く実施しています。

特に、小・中・高校生や高齢者を対象とした出前講座では、平成 24 年度において、124 回開催、総計 11,974 人に参加いただきました。そのうち、学校においては、47 回開催、8,720 人が講座に参加しています。

講座内容は、申請者の希望に応じた幅広い内容となっており、高校 3 年生や大学生などを対象とした「若者と消費者トラブル」では、パワーポイントや DVD を使い視覚に訴えた講座を行い、高齢者対象の「振り込め詐欺や悪質商法の対処法」では、なるべく資料を使わずに DVD や話術などでメリハリをつけるなど、対象者に応じた工夫も凝らしながら実施していることから、受講者からはとても分かりやすい内容であると高い評価を得ています。

講師は主に学校教員と消費生活相談員が協力しながら担っており、年間 120 件を超える出前講座の実施には、教育のプロである現職の学校教員が行政職員としてセンターの消費生活相談・啓発スタッフとして配置されていることが大きな働きを果たしていると言えます。

平成 18 年度には、消費者教育に関係する行政機関等の連携を強化することを目的とし、消費者行政部局やセンターをはじめ、教育委員会の義務教育や高等教育担当部局、私学担当部局や金融広報委員会などで構成される「消費者教育関係機関連絡協議会」（庁内組織）が設置されており、各関係機関で実施している事業について、一覧表を作成し報告、消費者教育の推進状況等に関して情報の共有を図っています。（年 1 回の開催）また、センターは、協議会へ各機関に対する出前講座の周知等を依頼するなど、協議会との連携の中で消費者教育の周知拡大を図っています。

学校現場をよく分かっている職員がセンターにいて、学校との連携がより密に、よりスムーズに取れているという声も非常に高く、好評であることから、今後も関係機関との連携による消費者教育の推進を図っていきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 852,855 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 24.7%（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- ③ 山梨県消費生活センター 昭和 45 年 11 月 7 日開所
月～金（祝日を除く） 8:30～17:00
平成 18 年 4 月 1 日 県民生活センターへ名称変更
- ④ 消費生活相談員 10 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 4 人（専任）（平成 25 年 4 月 1 日現在）

【岐阜市（岐阜県）】消費生活センターと学校とが連携した消費者教育の取組

岐阜市においては、平成 20 年度頃から消費生活センターにおいて中・高校生からの相談が増加したため、消費生活相談員が「何とか未然に防げないか」との思いを抱き、中・高生対象の出前講座を開始し、学校からの申込みに応じて実施してきました。

一方、同時期に市内中学校教員の中にも「賢い消費者を育てる」技術・家庭科の授業づくりという観点から、消費者問題の専門家の力を活用したい、という思いを抱いた教員がおり、その教員が岐阜市消費生活センターに連絡をとった結果、消費生活相談員と教員とが連携し、資料作りや情報提供を行う取組が始まりました。また、学習指導要領の改訂により、「契約の重要性」を中学校で教えることになりましたが、これに対応した教材が不足している状況であったことから、指導案作成の面からも中学校と消費生活センターが連携することになりました。

学校と連携した消費者教育の実施においては、「教員は日常の授業で手一杯で消費者教育の必要性は理解しているもののなかなか十分にに取り組むことができない」といった教育部門との連携に当たっての課題がある中で、岐阜市では、消費生活相談員と教員とが「何とか中・高生の消費者被害を防止したい」という共通の思いを同時期に抱いたことで、目的を共有することができ、スムーズに連携することができました。

授業では、消費生活相談員が全国や県や市の中学生の消費者被害の状況を説明するほか、例えば、ネットショッピングを模擬体験できるように事業者との契約が成立するまでの画面をパワーポイントで作成したり、実際の相談事例を基にロールプレイングを行い、トラブルにあったときの対処方法について考たりする等、消費者としての自覚を高めるような内容となるように工夫しています。

平成 23 年度は、情報紙の作成等で協働している岐阜大学の大藪教授と指導案を作成し、授業を実施しました。24 年度は、指導要領の改訂に伴い「D 身近な消費生活と環境」以外の分野でも消費者教育が行えないかと考え、「A 家族・家庭と子どもの成長」の学習内容を踏まえ、幼児の事故をとりあげ、消費者の権利や義務について考える授業になるよう、教育現場の教員と相談しながら指導案を作成して授業を行いました（これについて、文部科学省の消費者教育フェスタのリレートークで発表）。このように、毎年、新たな切り口での授業展開をし、その指導案の配布をしています。

この取組の効果として、消費生活相談員が、生徒にわかりやすいよう県や市で作成したデータを編集したり、実際に市内の中学生が遭った被害の身近な事例を紹介したりすることにより、生徒が消費者問題を身近な問題として捉えられるようになったことが挙げられます。また、消費生活相談員と教員が連携して資料作り等を行い、授業の一部に消費生活相談員が同席すること等により、教員は消費者教育に関する専門的アドバイスを得ることができるため、教員の負担が軽減しました。なお、授業の指導案については、毎年、市内の市立中学校等に配布し、教員だけでも授業が行えるようにしています。これら協働による効果は、中学校で話を聞いたと高校生になって相談に来たり、消費生活展での契約クイズで、若いファミリーの正解率が高くないにも関

わらず、中・高生は、「学校で習ったよね」と全問正解する姿からも伺えると思います。

こうした連携の結果、毎年春に開催される校外研修技術・家庭課部会で時間をいただき協働による授業実施の願いをさせていただいています。また、前年度開催した中学校へは今年度の計画を伺い、授業実施の調整をさせていただいています。

このようにして信頼関係を築いてきた教員が市外に転出される時は、残念ではありますが、次に来られる方への依頼を忘れないようにして、実施できる学校を増やせるよう工夫しています。大きな規模の学校になると、一学年で数クラスありますが、まとめて授業できるよう、学校で調整をさせていただいています。

これらの消費生活センターと学校とが連携した授業については、平成 22 年度は市内中学校 6 校 918 人、23 年度は市内等中学校 7 校 1,019 人、24 年度は市内中学校 4 校 628 人の生徒を対象に実施しました。また、24 年度は市内小学校 1 校でも授業を実施し、教育委員会が行ったマジシャンのナポレオンズを呼んだ事業「子供のための消費者教育講座」でも市内小・中学校 6 校で講話を実施しました。

本事業について、平成 21 年度の補正で地方消費者行政活性化基金事業として予算化し、25 年度の予算は、リーフレット代として 10 万円を計上しています。ただし、打合せを行い、授業をなるべく同じ日に行うなどしても、人的コストがかなりかかります。家庭科の授業を協働で行うという事で、教育にも精通している消費生活相談員が 1 人で担当しており、その他の消費生活相談員とのローテーション調整も必要です。基金の消費生活相談体制整備事業については、基金活用期間の最終年度にはその事業費の 2 分の 1 を自主財源にて拡充する規定があり、消費生活相談員の増員は難しく、本事業拡大のハードルです。人的コストの問題は、これからセンターで、消費者教育推進法に関係する業務を行おうとする時に、いつも付いてくる問題であると考えます。

今後も消費者市民社会について、どのように教えて行くのが良いのか、教育現場の教員と工夫しながら、色々な場面において、協働した授業の実施、指導案の提供ができればと思っています。また、増えてくるニーズに応える体制の強化が図れるような消費者庁の継続したサポートを期待しています。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 416,750 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ②高齢化率 25.1%（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ③岐阜市消費生活センター（昭和 63 年開設）火～金 9:00～19:00 月、土 9:00～17:00
- ④消費生活相談員 4 人
- ⑤消費者行政本課の担当職員 2 人（専任 1 人・兼任 1 人）

**【徳島県】県教育委員会との連携と「くらしのサポーター」制度
～教員の県消費者情報センターにおける長期社会体験研修など～**

《 県教育委員会との連携 》

徳島県では、近年、若者の消費者トラブルが増加しており、インターネット等の普及により、その被害は中・高校生だけでなく小学生にまで広がるなど、消費者被害の低年齢化が進行しています。

このような状況の下、徳島県と県教育委員会は「学校内での消費者教育の重要性」を共有して連携し、平成15年度には徳島県消費者教育連絡会議を設立して、教育・啓発の必要性についての共通認識を得るとともに、対策についての検討や学生に対する消費者教育に取り組んでいます。

具体的な取組内容としては、次のものがあります。

1. 教員への消費者教育

(1)教員の長期社会体験研修

徳島県の消費者相談の窓口である「徳島県消費者情報センター」に県立学校の教員を1年間研修生として受け入れています。研修生は、県消費者情報センターの業務体験を通して、消費生活トラブルの実態を把握するとともに、消費者教育推進のために各学校への出前講座の講師となることにより、消費者トラブルへの対応能力向上を図っています。また、出前講座は学校現場における消費者トラブルの理解並びに対応能力の向上に役立っています。

なお、平成24年度においては、21回の出前講座を実施し、参加者は897人となっています。

(2)教員を対象とした消費者教育研修講座

教育委員会では、採用後10年を経過した教員を対象に「10年経験者研修」等に消費者研修を実施し、学校現場における消費者教育の推進に取り組んでいます。行政部門では、当研修に講師を派遣する等の協力をしています。

(3)市町村消費者行政担当者並びに教職員の合同研修会

2. 学校現場における消費者教育の教材の発行

「徳島県消費者情報センター」において、家庭科教育における消費者教育の実践例である消費者教育ワークシート集「かしこい消費者になろう」を作成、中学校の教育現場で利用されています。

3. 学校現場での消費者教育・問題についての調査

平成 21 年度には、「徳島県消費者情報センター」において、教育委員会の協力のもと、学校現場での消費者教育・問題について、小・中・高等学校の現状を調査し、消費者教育・問題の現状を把握すると共に、22 年度以降の教材作成に生かしています。

現在でも、教育現場と連携しながら消費者被害対策を講じていますが、ますます手口が巧妙、複雑化するとともに、常に新しい手口が生まれている状況です。消費者の被害の未然防止と救済については、早急に対策を講ずる必要性があると考えており、速やかに新しい情報をキャッチし適切な対策を立てるのが今後の課題です。

《 「くらしのサポーター」制度 》

「くらしのサポーター」とは、消費者情報センターと消費者をつなぎ、消費者に役立つ情報を広めたり、地域の情報やニーズをセンターに取り次ぐといったボランティア活動をする、消費者ネットの担い手（愛称：阿波の助っ人）として県の認定を受けた方のことをいいます。

くらしのサポーターの認定対象となるのは、くらしのサポーターとしての活動に賛同し、伝えるサポーターなどの活動をしていただける県民の方（18 歳以上）及び県内の団体です。活動内容としては、サポーターとしての情報を広めることを基本活動とし、さらに各人のライフスタイルに合わせて、次の活動のいずれか（1 つでも複数でも可）を行っていただきます。

なお、サポーターの方を対象とした交流会、研修会等も開催しています。また、サポーターに登録していただいた方には、月 1 回、消費者情報センターから「くらしのサポーター通信」を郵送しています（インターネットで閲覧できる方には、郵送していません）。

1. 伝えるサポーター：基本活動

- ・消費者情報センター等からの情報を周りの消費者（家族、友人、近所や職場等）に広める
- ・身の回りの消費者の相談やニーズを消費者情報センター等につなぐ

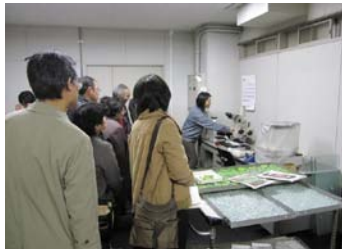
2. 学ぶサポーター

- ・くらしのサポーター研修会に参加する
- ・消費生活等のくらしの学習に参加する：消費者大学校公開講座、金融経済講演会等
- ・消費者等の交流の場への参加する：消費者まつり、消費者交流大会等のイベント

3. 活動するサポーター

- ・消費生活に関する街頭啓発活動に参加する
- ・消費生活に関するモニター調査に協力する
- ・パブリックコメントやシンポジウム等で消費者としての意見を発表する

- ・ 学習グループ活動を行う
 - ・ 県等が行っている消費者行政の推進に協力する
4. 教えるサポーター
- ・ 消費生活等に関する講座の講師活動をする
 - ・ 地域の消費生活に関する学習グループを主宰するなど消費者啓発を実施する



(視察研修)



(サポーター研修会)



(サポーター交流大会)

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 770,831 人 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
- ② 高齢化率 28.6% (平成 25 年 4 月 1 日現在)
- ③ 徳島県消費者情報センター 昭和 46 年 4 月 1 日開所
 平日 (水曜日を除く) 9:00~18:00 土曜日・日曜日 9:00~16:00
 休所日 水曜日、祝日、年末年始
- ④ 消費生活相談員 10 人 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 11 人 (専任:10 人、兼務:1 名)
 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

【高知市（高知県）】小・中学校の授業で積極的な消費者教育が展開されるために

高知市では、県センターは高校生以上という役割分担の下、高知市市民生活課消費生活センターは、義務教育課程の児童・生徒などに対する若年層への消費者教育を行っています。児童・生徒に広く消費者教育を受けてもらうためには、まず何よりも学校教育における“現場”での取組が欠かせません。その担い手である小・中学校教員の消費者教育に対する認識をあげるために、平成 22 年度から高知市立小・中学校との連携強化を図ってきました。

○家庭科教員研修で消費者教育をとりあげてもらう

高知市教育研究会（市立小・中学校の教員で構成する教科教育などの研究会）の家庭科部会（中学）の役員からの問合せがきっかけで、平成 24 年 8 月の部会研修で消費者教育を題材にしてもらうことに成功しました。行政職員が講師を務め、消費者教育推進法の情報提供をはじめとした、学習指導要領や教科書との関連性、いかにして家庭科教育の中で消費者教育を盛り込んでいくか、その方法などについて提案しました。また、具体的に消費者教育の教材を紹介したり、参加教員が実際にロールプレイやゲームを体験することのできる場も提供しました。座談会の中では、消費生活相談員と教員が現場の抱える特有の問題など、活発な情報交換を行いました。

なお、後日談として、5 校（市立中学校は 19 校）から教材提供の依頼があり、センターから提供することに繋がりました。

今後も継続的に研修ができるよう、また、社会科部会などにも研修の取組が広がるように働きかける予定です。そして、平成 25 年度の高知県家庭科教育研究大会では、センターの報告時間をもらえるよう依頼する予定です。

○小・中学校への講師派遣

平成 22 年度から、小・中学校に対して、おこづかいをテーマとした金融教育や児童労働とフェアトレードをテーマとした消費者市民教育の出前講座を行っています。講座自体は企業や NPO 法人に依頼し、ワークショップの形式を採用しています。このような若年層を対象とした講座は、「保護者も一緒に参加し勉強してもらう」ことが大切であり、学校側から保護者に参観を呼び掛けてもらっています。児童・生徒と一緒に受講した教員からは、「普段なかなか取組めない内容」「教える立場として勉強になった」「子ども達に必要な教育」との声も多く、教員の消費者教育に対する認識が着実に向上しています。

この取組に関しては、市教育委員会主催の学校長会で事業案内し、予算内で先着順に受け付けています。平成 24 年度は小学校 3 校、中学校 1 校で、そのうち、学校側からの自発的な申込はそれぞれ 1 校に留まるため、教科教育やキャリア教育との関連性を訴えるようにしながら、個別に働きかける必要があります。自発的な申込みについては、前年実施校や前年実施校から異動した教員の着任校からあるため、内容を理解

した学校からは一定の評価を受けていると考えています。

なお、予算については、金融広報委員会の地方庁運動費推奨事業費を活用し、平成 22、23、25 年度の予算では 600 千円、24 年度予算では 685 千円となっています（交通費・宿泊費を含む講師謝金は 1 人 10 万円を基本）。

○消費生活相談員を対象に家庭科教育を理解するための研修を実施

家庭科教育に対する消費生活センターの提案力を高めるため、平成 25 年 1 月の消費生活相談員研修では、高知大学教育学部の小島郷子教授を講師に招き、家庭科教育について取り上げました。研修では、家庭科教育現場での消費者教育の現状や学習指導要領の解説を行っていただき、消費生活相談員・行政職員ともに、消費者行政側から学校への働きかけには相当の工夫が必要であることを痛感しました。平成 25 年度は、授業案の作成を中心とした実践的な研修を実施していく予定です。

なお、予算については、地方消費者行政活性化基金を活用する予定です（講師謝金は 24 年度が 10 万円、25 年度は 8 万円を予定）。

○食の安全がテーマの生産者との交流

小学生の親子を対象に、居住地の近郊で生産されている食品の生産地を訪ね、「生産者の思い」や「工夫」を聞き、生産作業を体験・見学する体験企画を平成 24 年度に実施しました。市立小学校を通じて募集チラシを配布し、21 組 51 人が参加しました。普段消費している食品がどのようなものか知り、食品全般の安全性を考える契機にしてもらえたらとの意図があります。体験内容として、牧場では幼乳牛の心音聴音・給餌・バターづくり・商品紹介、柚畑では柚の収穫、柚搾汁工場では工程見学・商品紹介などを行いました。

参加者からは「知らないことが分かってよかった」という声があちこちで聞かれ、生産者からは「生産者の考えを伝えることができてよかった」との評価をいただきました。

なお、予算については、地方消費者行政活性化基金を活用し、謝金・保険・バス賃借料として 173 千円となりました。

○学童保育への出前講座

平成 24 年度から、高知市放課後児童クラブ（市教育委員会青少年課が運営する市立小学校併設の学童保育、小学 1～3 年生が対象）を対象に、買物ゲームの出前講座を開催しています。講師は消費生活相談員と行政職員が行い、買物経験が少ない低年齢児童に、買物ゲームを通じてお金の使い方をきちんと学んでもらう機会にしています。募集にあたっては、児童クラブ職員の連絡会で、「夏休みや休校日の行事に！」と宣伝することで、開催クラブを募集しました。

班ごとに買物計画を立て、実際の商品の空袋などを利用した「ダミー商品」で買い物をしてもらうことでリアリティも重視しています。また、最後に振り返りを入れ、

児童に買物満足度や工夫した点などを発表してもらうことで、失敗や成功に関わる情報共有の時間をつくっています。24年度は17箇所を実施しました。

クラブの職員からは、「分かりやすい」「お金の使い方を考えさせるいい機会になった」「児童の金銭感覚を覗けてよかった」などの声があがっており、そうした声を受け、平成25年度も継続する予定です。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 337,875人（平成24年4月1日現在）
- ② 高齢化率 23.9%（平成24年3月31日現在）
- ③ 高知市市民生活課消費生活センター 平成22年4月1日開所
（前身の消費生活相談窓口は昭和45年から設置）
平日 9:00～16:30 土曜 9:00～16:00
- ④ 消費生活相談員 6人
- ⑤ 消費者行政の担当職員 2人（専任）

【北九州市（福岡県）】

「消費者教育推進員」（小学校校長ＯＢ）の活動を通じた消費者教育の展開

北九州市では、平成 23・24 年度に小学校校長ＯＢを消費者教育推進員として配置しました。主な業務は、市内小・中学校、特別支援学校、高等学校を訪問し、消費者教育の実態を把握した上で、有効な施策を検討・実施することです。

消費者教育推進員の実態調査を受け、様々な施策を実施しましたが、その一つが、北九州市立教育センターでの教員に対する消費者教育の指導です。

教員の中にも、消費者トラブルの実態を知らない先生が多く、実態を知りたいと思っても、どこで情報が入手できるのか知らないという状況が伺えました。

そのことを踏まえ、平成 24 年度は「子どもを守るための情報モラル研修」で「インターネットトラブルから子どもたちを守るために」という題目で講演を行いました。

平成 25 年度においては、教員採用 2 年次を対象とした「情報教育研修」で、消費生活相談員が講師を努め、インターネットなどの消費者トラブルの事例を紹介し、消費者教育の重要性を認識してもらうことを計画しています。

また、消費者教育推進員の配置が時限的であることを鑑み、中学生向けの消費者教育 DVD「気をつけよう！ネットに潜むワナ」を作成し、継続的に啓発が図られるようにしました。この DVD は、消費生活センターの周知や消費者トラブルの事例を分かりやすく解説しています。

中学生の相談の中で最も多い「ワンクリック詐欺」及び「インターネット通販」によるトラブル事例をドラマ仕立てにし、「問題提起編」と「問題解決編」の 2 部構成で授業の補足として活用できるようになっています。

DVD の中には、映像の構成をまとめた説明書も添え、教科や教科外での活用方法が教員にも分かりやすく伝わるよう、工夫をしています。

完成した DVD は、消費者教育推進員が市内全公立中学校を直接訪問し、校長あるいは生徒指導や技術・家庭科の教員と面談のうえ、消費者トラブルの実態を伝えながら配付しました。

また、親や教員に相談できないような思春期の中学生に考慮して、自分で相談窓口で電話がかけられるよう、各区の相談窓口の連絡先が掲載されたパネルを作成しました。このパネルの掲示に関しても、消費者教育推進員が学校に出向き、子ども達の目に留まる場所に設置するよう学校に協力を求めました。

この他にも、校長や教頭が閲覧できる学校専用の「校務支援システム」を活用し、タイムリーなトラブル事例を「SOS サポートメール」として配信していますが、その活用方法についても細かく説明し、周知に努めました。

消費者教育推進員の配置は平成 24 年度で終了となりましたが、引き続き、これまでの施策を活かして消費者教育・啓発に取り組んで参ります。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 981,174 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ②高齢化率 26.2%（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ③北九州市立消費生活センター 昭和 46 年開所 月～土 8:30～16:45
- ④消費生活相談員 22 人
- ⑤消費者行政担当職員 9 人（専任）

【熊本県】「消費者教育指導者養成講座」の開催

平成 23 年 10 月に、熊本県教育委員会の主催により、「消費者教育指導者養成講座(家庭科主任会)」が開催されました。これは、文部科学省初等中等教育局が行っている学校教育における消費者教育の推進に係る事業を活用したもので、熊本県内では、教育委員会が初めて主催する消費者教育指導者養成事業でした。

「消費者教育指導者養成講座」実施の直接的な理由としては、学習指導要領が改訂され“リスク管理”等消費者教育について今までにないことを指導する必要性が生じたこと、文部科学省が予算措置を行ったこと、消費者教育フェスタに教育委員会担当者が参加したことが考えられます。

消費者行政担当課としては、従前から、「消費者教育連絡会議」(メンバー：消費生活課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、社会教育課、私学振興課)を開催していたこともあり、年度当初に教育委員会担当から本事業についての相談を受け、講師の人選や配布資料等の収集に対し協力を行いました。

当該講座は、県教育委員会主催の公立高等学校及び特別支援学校高等部の家庭科主任を対象とした研修として開催されたため、家庭科主任全員(63校、67人)が出席しました。また、各高校等の消費者教育の現状や課題等について事前提出が義務付けられており、大変詳細な報告が全高校等から提出され、協議の活性化に資していました。

講座内容の要望としては、新学習指導要領の施行準備期間にある中、新学習指導要領の考えを反映した授業を行うための知識と授業において活用できる教材や情報に対するニーズが高いということでした。そこで、家電アドバイザーの環境及び製品安全についての講座、及び財団法人消費者教育支援センターの主任研究員からのリスク管理についての講義をメインに据え、その後、「新学習指導要領に対応した授業をどのように進めるか～効果的な消費者教育を目指して～」というテーマで参加者による協議を行いました。県からも消費者行政に係る情報提供を行いました。

また、県金融広報委員会及び消費者関連専門家会議(ACAP)に教材提供の協力を依頼し、直接配布した教材以外にも会場において多数の教材を展示しました。参加者はこれらの教材を熱心に手に取り内容を確認していました。参加者に対しては教材の入手に係る連絡先を配布しており、今後、多種多様な教材が授業において活用されることが期待されます。

消費者行政担当課が、教職員向けの消費者教育講座を複数年にわたり開催したことがありますが、出席者の確保が常に課題でした。教職員が大変多忙であるとともに年度途中の行事を入れることが難しいこと、また、出張に伴う旅費の課題があることなど、様々な理由により、出席者の確保が難しいため事業を廃止した経緯があります。

今回の講座の成功から、改めて教育委員会が講座を開催することの重みを実感しました。教育委員会との協力体制を確保し、協働により消費者教育を推進することが消費者行政担当課における今後の課題であります。

また、先述の高校等からの報告からは次のような課題が浮き彫りになりました。

- ・ 消費生活センターの存在も知らない生徒が大多数である。
- ・ ネットショッピング、携帯電話の利用料金を抱えている生徒が多い。
- ・ 金利計算等が弱い生徒が多い。

消費者教育を推進するための要望としては次のようなものが寄せられました。

- ・ 若者向け悪質商法リーフレットやDVD教材の要望
- ・ 消費者教育の教育方法や教材のデータ化

消費者行政担当課には、これらの課題を踏まえ、教育委員会との密接な連携のもと、学校における消費者教育の推進を支援するための施策を検討することが求められていると実感した次第です。各種の消費者教育用教材や消費者教育用ツールの情報をいかに学校現場に伝えるかの検討も必要であります。また、消費生活センター自体の認知度も向上する必要があります。

《当該講座以降、現在までに実施している取組》

- ・ 消費者庁が作成した高校生向けの消費者教育用教材等を印刷し配布した。それに当たっては、高校教育課担当と協議をし、教材についてはクラス数×50部を印刷し、家庭科教職員が保管し授業で活用し、また回収するという方法をとった。
- ・ 平成23年度から、高校の家庭科教職員のグループを、熊本県金融広報委員会の金融研究グループとして指定をし、金融に関する消費者教育を推進するための取組の支援を行っている。
- ・ 熊本県金融広報委員会の金融広報アドバイザーの平成24年度研修会では、義務教育課及び高校教育課から、家庭科及び社会科（公民分野）の学習指導要領についての説明を受けた。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 1,807,798人（平成24年12月1日現在）
- ②高齢化率 26.4%（平成24年12月1日現在）
- ③熊本県消費生活センター 昭和46年開所 月～金 9:00～17:00
- ④消費生活相談員 13人
- ⑤消費者行政担当職員12人、県警OB1人、金融広報委員会専任書記1人

5. 大学等の教職員による消費者教育

【国分寺市（東京都）】大学と連携した学生や市民向けの講座

国分寺市では、平成 22 年度より、消費者施策を推進するために、「国分寺市消費生活審議会」を設置しています。この審議会は、市長の諮問に応じ、消費者施策などに係る重要事項や進捗状況、市消費生活条例などに関する事項を審議、答申するほか、市長に対し意見を述べることのできる市長の附属機関で、公募により選出された消費者や市内の大学教授、事業者団体の代表の計 6 人で構成されています。

平成 24 年 7 月、審議会から市長に対し、消費者教育の充実について、市が早急に取り組むべき施策の方向性を取りまとめた意見書が提出されました。その中で、近年増加傾向にある契約をめぐるトラブルや被害の未然防止、消費者の自立を支援することを目的とした「市民のための契約法講座」の開講の必要性に関する提言を受け、24 年 11 月より、地域の消費者教育の充実を図る取組みを具体化するため、東京地域連携講座「市民のための契約法講座（全 8 回）」を国分寺市と市内の大学（法学部）の共催、東京都消費生活総合センターの後援で開催することとなりました。

講座内容については、クレジットカードや保険契約などの身近な事例を素材とした入門講座（3 回）と、民法や消費者契約法から契約ルールの基礎知識について学ぶ、より専門的な基礎講座（5 回）とし、基礎講座については一般消費者のほか、消費者教育の担い手である学校教員や消費生活相談員志望者にも役立つテーマを設定しています。また、市内在住・在勤・在学の市民を受講対象としてはいますが、他の自治体住民の参加も積極的に受け入れており、講座修了後、より本格的な法学習を希望する受講者に対しては、共催大学の科目聴講生制度を案内しています。

大学との共催で事業を実施するにあたり、協定書の締結や講師の派遣については、市内唯一の大学であること、また、審議会委員が共催大学の教授であるとともに、同大学が消費者関連法を重視したカリキュラムを採用しており、教授陣が充実していることから調整は比較的図り易かったと言えます。

国分寺市での消費者教育についての取組は今回が初めてでしたが、利便性の高い駅ビル内のホール（市施設）を会場としたこともあり、市外からの参加者も多く、のべ 269 人が受講、アンケート結果からも、「契約の重要性を知ることができた」、「継続的に開催してほしい」などとても好評であったことから、一定の成果を挙げることができたと考えています。

今後も社会人である消費者に対する法・契約教育はもちろん、小・中学校における消費者教育の必要性が重要視されていることから、引き続き審議会の意見等を伺いながら、継続的な開講に向け、検討を進めていきたいと考えています。また、講座修了

5. 大学等の教職員による消費者教育

者に消費者サポーターなどとして、市民と市消費者行政とのパイプ役を担っていただく可能性についてもさらに検討していきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 117,021 人（平成 24 年 1 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 19.6%（平成 24 年 1 月 1 日現在）
- ③ 国分寺市消費生活相談室 昭和 51 年 4 月 1 日開所
月～金（祝日を除く）9:30～12:00、13:00～15:30
- ④ 消費生活相談員 3 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 2 人（兼務）

【滋賀県】大学と連携した消費生活講座 ～若い世代の中核的な人材の育成～

近年、大学生等の若者の間で、インターネット利用に伴うワンクリック請求や、サークル活動等の場を通じたマルチ商法など様々な消費者トラブルが拡大し、若年層の被害が増加しています。

こうした状況を受け、滋賀県では、自立した消費者を育成するだけでなく、消費生活分野の知識を持った若い世代の中核的な人材の育成を図ることを目的として、消費生活アドバイザーの資格取得も目指すことが出来る講座を平成 22 年度から 3 年間実施しました。

当該講座は、県内の大学と連携して、消費生活関連の基礎知識を学ぶもので、受講料は無料（教材費は自己負担）としたほか、対象を大学生に限定せず、滋賀県に在学・在住・在勤の方とするなど、幅広く門戸を開放しました（定員 100 人）。

平成 24 年度は、7 月から 11 月まで講座を実施し、消費者問題から、法律・経済知識・企業経営知識・地球環境問題等のカリキュラムを設け、消費生活アドバイザーの資格試験にも対応した幅広い知識を習得できるようにしています。

この取組により、これまで懸案であった大学との連携を実現することができ、学生のみならず教職員の消費者問題に対する意識も高まりました。

また、受講者から毎年、消費生活アドバイザー試験の合格者を輩出するなど、消費生活相談に対応できる人材の育成につながっています。合格者の中から自治体の消費生活相談員になられた方もおられます。

大学における消費者教育の取組が課題であったことに加え、消費者教育推進法も施行されたことから、平成25年度は、消費者行政活性化基金を活用し、大学生を対象とした講演会を開催する予定です。

引き続き、県内の大学との連携を強化し、若年層の消費者トラブルの防止に努めていきます。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 1,414,553 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 22.1%（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ③ 滋賀県消費生活センター 昭和 46 年開所 月～日 9:15～16:00
- ④ 消費生活相談員 11 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 7 人（専任 4 人、兼務 1 人、定数外 2 人）

6. 消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育

【士別市（北海道）】

「消費者被害防止ネットワーク」から広がる市民・学校での消費者教育事業

士別市では、市民が安全で安心した生活ができることを目的に、平成18年10月から、悪質商法から市民を守るため「士別市消費者被害防止ネットワーク」事業を実施しています。

この事業は、士別市市民部環境生活課に事務局がおかれている団体（士別消費者協会・士別市防犯協会・士別市交通安全協会・士別市自治会連合会等9団体）や士別警察署・各学校等が、気軽に消費生活センターに情報を提供できるように、また、その情報を迅速に会員団体等市民へ提供し、消費者被害の未然・拡大防止を図ることを目的としています。ネットワーク登録団体は行政機関や介護・福祉施設はもちろん、学校・児童館・幼稚園・保育所、地元企業や医療機関、コンビニ等まで多岐に亘り、その数は182団体にのびります。

「士別！くらしねっと情報」として、悪質商法・製品リコール・振り込め詐欺・不審者・交通安全・子どもサポート・災害など地域住民の安全を守るための様々な情報を配信（現在177号：平成25年5月現在）し、全庁で活用できる情報提供の拠点となっています。さらに消費生活センターが実施する消費者教育事業（訪問講座・消費者教育授業・各種講座など）の開催を地域住民に知らせる役割もあります。

消費者教育は、学校のみならず家庭・地域・職域など社会の交わりから学ぶことが多く継続的な生涯学習といえます。地域の課題や住民のニーズに効率的・効果的に応えながら、消費生活行政のサービスの質を保ち、消費者教育の水準を高めていくためには、消費生活行政と教育委員会などの各機関の間に、消費生活センターの消費生活相談員がコーディネーターの役割として機能しています。

このネットワークを通じた連携から、地域見守りの輪、さらに多角的な消費者教育へと発展しており、中でも、学校における消費者教育授業や高齢者を中心とした消費者教育にも積極的に取り組み、消費生活相談事業の広域化と併せて、消費者教育や啓発事業の広域化を進め、他町を支援するなど、近隣自治体との連携も推進しています。

消費者行政の広域的な連携については、近隣自治体から受ける相談が年間数件に留まり、被害に気づいていない実態もあるため、まず「被害の掘り起こし」を目的とした啓発や消費者教育を重点的に取り組んでいます。

相談業務と啓発・消費者教育事業は一体と考え、相談内容を反映した啓発や消費者教育3事業（士別市消費者被害防止ネットワーク事業、高齢者・一般消費者を対象とした消費者教育・学校授業での消費者教育）を、現在周辺の3町（和寒町・剣淵町・幌加内町）に提供しています。

特に、学校における消費者教育授業では、児童生徒の発達段階に応じた、消費生活や消費者問題についての教育、さらに家庭や地域社会との連携を図ることを目的とした「学校消費者教育モデル事業」を実施しています。

6. 消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育

具体的には、幼年期・児童期・少年期・成人期（高齢期）の4つのライフステージの現状を踏まえ、安全・契約取引・情報・環境の4つの主要部分に沿って「目標及び教えるべき内容」「指導方法」を整理し、「実社会で行動できる力」を身につける消費者教育を行っています。

このモデル事業の実施により、学校教育の現場が消費者教育についてさらに理解を深める必要があることに気づき、学校関係者の理解が得られなければ、学校における消費者教育事業は推進が難しいと考えられたため、消費者教育の重要性や事業内容について説明するだけでなく、消費者教育の重要性や教育内容を、教育担当者（教員・PTA・教育委員会）に知ってもらうために「消費者教育模擬授業」を実施しました。また、この事業によって、教育担当者と消費生活相談員が連携し、生徒に関心が持たれるより効果的な消費者教育授業「参加型」・「体験型」のプログラムを作成することができ、平成23年度から小・中学生を対象とした「土別市消費者教育支援プログラム」（小学生15、中学生18、高校生14授業プログラム）を全学校に提供しています。

さらに、専門家が各学校を巡回し、インターネットや携帯電話の知識を伝える巡回授業や、様々な企業に協力を求めた体験型授業など「特別授業」の作成に取り組んでいます。

また、平成24年度から当市オリジナル副読本「くらしのノート」を作成し、中学生生徒と小学生保護者全員に配布して授業に活用しています。

実績は、平成22年度19授業、23年度17授業、24年度14授業と学校からの申込みが伸び悩んでいることから、25年度には、消費者教育支援プログラムや副読本を各学校に持参し、消費者教育の必要性を説明するなど授業実施拡大に取り組んでいます。

今後、教育委員会や教員、企業などとの連携のもと地域に根ざした内容で、多くの方に「消費者教育」の重要性を理解していただき、生徒には楽しみながら学べる「体験型」のプログラム作りを目指しています。

このほか、市民、特に高齢者の消費者教育事業では、参加者に関心を持ってもらえる効果的な講座が求められているため、実際に市内で起きた悪質商法の手口等を寸劇とし、講座の中に盛り込んだ出前講座に取り組んでいます。

この講座は、土別消費者協会理事(18人)と消費生活相談員で構成された「劇団さくら」（平成16年8月結成）が要望団体を訪問し講座を開催するものです。現在他市町からの要望も多く（平成24年度14回開催：参加人数750人）、実際に「目で見る」ことで、手口のみではなく契約や対処法などの知識がより深められ「面白く学べた」「今後だまされない」などの意見も多く好評です。

これらの事業予算は、主に国の地方消費者行政活性化基金（平成23年度は事業費の85.2%、24年度は30.2%）を利用していますが、年々基金に頼らない努力をしています。今後全て当市の自主財源を賄うこととした場合、限られた財源の中で質を低下させないなど担当者の創意工夫が必要であり、そのためには、行政のみならず各種団体や企

6. 消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育

業、その他関係機関など地域の力と特色を生かした事業の取組が求められています。
(士別市ホームページ <http://www.city.shibetsu.lg.jp>)



《自治体のプロフィール》

- ①人口 21,287人(平成25年3月31日現在)
- ②高齢化率 33.6%(平成24年10月1日現在)
- ③士別地域広域消費生活センター 昭和45年開所 月～金 8:30～17:15
- ④消費生活相談員 2人
- ⑤行政職員 2人(兼務)

【東庄町（千葉県）】

社会福祉協議会を中心とした「消費生活見守り隊」の構築

東庄町では、平成 21 年度より、地域での高齢者数や高齢者の消費者トラブルの増加を受け、消費者被害防止に向けた周知啓発の重要性から、社会福祉協議会との連携により、「東庄町見守りネットワーク」を組織し、高齢者や児童の見守り活動を実施しています。このネットワークは、地方消費者行政活性化基金の事業として、町が社会福祉協議会に年間 50 万円で委託し、民生委員の研修会や「心配事相談」という相談窓口の受付、消費者被害防止に関する研修への参加旅費の支援等を実施しています。

町では、毎年 2 月と 8 月を「東庄町見守り強化月間」と位置付け、誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしができる地域づくりを目指し、高齢者の安否確認（町内の 85 歳以上の高齢者及び 75 歳～84 歳までの独居高齢者を全員対象とした見守り活動）や救急医療情報キット（災害時に自ら避難できない恐れのある高齢者の医療情報や緊急連絡先が記入された台帳）の無料配布などに取り組んでいます。また、毎月の広報誌に様々な情報を掲載、情報提供による周知を図っています。

ネットワークの構成員として、民生委員以外にも社会福祉協議会に所属しているボランティア協議会のボランティアが消費生活見守り隊として活躍しており、月一回、独居高齢者全世帯に対するお弁当の配達による安否確認を実施しています。また、お弁当の配達の際に、悪質商法に関する注意喚起が印字されたエコバックや軍手、県から提供されたステッカーやクリアファイル、町で発行しているリーフレットを手渡しで配布するなど、直接現場で接する見守り役を介した啓発活動に積極的に取り組んでいます。

消費者被害の未然防止のために、広報誌やホームページ等での情報提供や注意喚起を実施してはいるものの、広報誌を読まない、パソコンを持っていないなど、高齢者の情報を受ける能力が低下していることから、一方的な情報の提供では、重要な情報をしっかりと伝えることができないと考え、消費生活見守り隊を通じて情報を流す機会を増やすことを意識した啓発を続けています。

消費生活見守り隊が高齢者から得た情報は、社会福祉協議会を通じて町へ報告、高齢者の見守りと併せ、被害実態や不審者情報等について町の状況を把握し、広く町民に情報を提供しています。また、年に一度開催されるボランティア協議会の総会へ町の職員が出向き、状況報告をするなど情報の共有化を図っています。

ネットワークの活動では、「心配事相談」という消費生活相談の窓口とは別に設置された相談窓口での相談受付も実施しています。この相談窓口は、相談し易いように消費生活相談窓口と共に、町の病院に隣接している保健福祉総合センターに設置されています。

見守りによって高齢者の消費者被害等に関する意識はあがってきていることから、これからも継続的な活動を進めていきたいと考えています。しかし、町全体での見守りネットワークを構築していくために、事業者を含め、民生委員やボランティアに対する啓発や未然防止のための啓発活動を進めていくための資金を今後どう確保していくかということが課題となっています。



食事サービス宅配時のPR 啓発



社会福祉協議会による高齢者向け啓発講座

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 15,127 人（平成 25 年 5 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 30.1%（平成 25 年 5 月 1 日現在）
- ③ 東庄町消費生活相談窓口 平成 22 年 4 月 8 日開所
毎週月曜日 9:00～16:00
- ④ 消費生活相談員 2 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 1 人（兼務）

【練馬区（東京都）】

区民参画（消費生活センター運営連絡会）による消費者教室

練馬区では、消費生活センターの運営にあたって、区民が自主的に組織する「練馬区消費生活センター運営連絡会」（以下「連絡会」といいます）と意見交換を行うことで、消費者である区民の参加を積極的に進めるとともに、区の協働パートナーとして各種啓発事業を実施しています。

連絡会は、消費生活センター開設を働きかけていた消費者や女性グループが母体となり、消費者の視点で消費者問題の研究や啓発のために活動する団体として、昭和 54 年 8 月のセンター開設と同時に発足しました。設立当初よりリサイクルマーケットの売上等による自主財源をもとに活動することで、区からの独立性を確保し、区民の立場で消費者行政に対して提言を行うなど、行政とともに啓発の担い手として大きな役割を果たしてきました。また、連絡会は、区内消費者団体の取りまとめ役として、消費者団体懇談会を主催するほか、センター内に設置された消費者団体の自主的な活動と交流の場である消費者団体活動室の管理運営を担っています。

連絡会には、「食と暮らし」「資料展示」「テスト」「広報」「環境」の 5 グループがあり、独自の研究活動に加え、区が発行する情報誌「ねりま区消費者だより」の企画・編集協力や、消費者教室の企画・運営、展示用パネルの作成など、区が実施する啓発事業に協働して取組んでいます。（平成 25 年 4 月 1 日現在の会員数は 34 人）

区が実施する住民向けの啓発事業には、各種会合等に消費生活相談員を講師として派遣する出張講座、外部講師を招いて開催する消費者講座と消費者教室、消費者団体の発表の場でもある消費生活展等があります。このうち、消費者講座は区の企画、消費者教室は連絡会の企画として実施しています。

消費者教室の開催に際して、連絡会はまず企画書を区に提出し、承認された後、講師の日程調整や内容に関する折衝を行い、当日の司会や会場設営など実質的な運営にあたります。区は会場の確保や講師謝礼等、開催にかかる経費の負担、広報などの役割を担当し、開催回数など連絡会からの要望に基づき、予算の確保に努めています。

消費者教室は、連絡会ならではの斬新な企画や会員のネットワークを活用した講師選びなど、区が企画する消費者講座とは一味違う、多様性のある内容（テーマ例：電子マネー、ネットバンク、大人用おもちゃ、TPP、発酵食品、高齢期の住まい方ゲームなど）で、参加者からも高い評価をいただいています。（平成 23 年度は 11 回開催、参加者 391 人、24 年度は 11 回開催、参加者 365 人）

その一方で、連絡会では、平成 17 年度には 65 人だった会員が、25 年度には 34 人とほぼ半減するなど、会員の高齢化と会員数の減少という問題を抱えており、若い世代への参加の呼びかけなど、人材確保に向けての取り組みが急務となっています。

消費者教室「本当に役に立つ防災グッズを考える」H24. 11. 19



消費者教室「男性が作る『おうちパーティ』料理」H24. 11. 10



《自治体のプロフィール》

- ① 人口 695, 432 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ② 高齢化率 19. 9%（平成 24 年 1 月 1 日現在）
- ③ 練馬区消費生活センター 昭和 54 年 8 月 1 日開所
月～金（祝日を除く） 9:00～16:30
- ④ 消費生活相談員 8 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 4 人（専任）

【長野市（長野県）】紙芝居による消費者被害防止のための取組

長野市では、長野県北信地域「消費者の会」の有志7人で平成18年に結成された団体「すそばなの会」の活動を支援することで、消費者被害防止を計っています。

「すそばなの会」では、結成以来「悪質商法からの被害をなくしたい」との思いで、多くの人にとって昔懐かしく、親しみやすい「紙芝居」を通じて、生活に役立つ多彩な情報を届けています。

紙芝居はすべて、同会メンバーによるハンドメイドで、消費生活講演会や出前講座などで上演するほか、希望する団体等に貸し出しを行っています。

公演では、会のメンバーが紙芝居を読み上げることもあれば、参加者自身が紙芝居の読み手となることもあります。

講演会やシンポジウム等と異なり、紙芝居というツールにより読み手（公演者側）と参加者の距離が近い、また、絵を見ることによるわかりやすさという点から、参加者の理解促進には効果的です。

現在、紙芝居は「携帯電話を上手に使おう」・「あなたを狙う点検商法」・「結婚詐欺にご用心」・「佐藤家の一日～長野県条例制定編」・「その振込み送金ちょっと待て」・「佐藤家の一日～食の安全安心編」の6作品があります。

また、大勢の方が参加するような公演会向けに、紙芝居をポスター（B1版）の大きさに拡大したタイプもあり、こちらのテーマは、「あなたを狙う点検商法」と「その振込み送金ちょっと待て」があり、長野市と連携して公演を行っています。

会合のテーマや参加人数に合わせて適宜、紙芝居の大小及びテーマを変えています。大きいタイプのものには、住民生活に光をそそぐ交付金（紙芝居パネルの一作品は消費者行政活性化基金を活用）を活用して製作した舞台がついています。（難点は、移動のための持ち運びです。）市では、同会に対し、こうした財政面を含めた側面支援を行っており、市の消費者啓発出前講座と連携した活動も行っています。

紙芝居の作成にあたっては、実際に身近にあった被害をもとにシナリオを練り、一枚一枚心のこもった作品を描き、練習を重ねて、お年寄り等にも親しみやすく温かみのある発表ができるよう、地域の消費者被害の未然防止に多大な貢献を果たしています。作成に要する日数は概ね3～4日です。

絵の製作に要する時間や及び練習時間等、労力を要する活動ですが、引き続き、市と「すそばなの会」とで連携して、参加者に親しみのある公演を行うことで、小さな子どもからお年寄りまで啓発の幅が広がるよう、取り組んでいきます。



【大きな紙芝居】

長野県の被害状況のグラフ

23年	1億2183万9486円	86
22年	7559万893円	67

融資保証金サギ	オレオレサギ
33617623円	76688000円
16件	47件

※「それでは最後に皆さんと一緒に『りんごの唄』の替え歌を歌いましょう」

⑭ 替え歌

りんごの唄

- どこかでサギが狙っているよ
あなたの大事な財産を
独りの暮らしは危険がいっぱい
あなたの気持はよくわかる
お隣り近所で助け合おう
- 突然サギがやってくるよ
オレオレ、オレだよ、ばあちゃんよ
会社のお金を使い込んで
明日はクビになると泣いている
それでも慌てずちょっと待て
それでも慌てずちょっと待て

【紙芝居の最後に替え歌を合唱】

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 383,553人（平成24年3月31日現在）
- ② 高齢化率 25.1%（平成24年3月31日現在）
- ③ 長野市消費生活センター 平成11年 開所 月～金 9:00～17:00
- ④ 消費生活相談員 3人
- ⑤ 消費者行政担当職員 3人（専任）

【大垣市（岐阜県）】

地元警察署の事業と連携した中学校での出前講座と民生委員による寸劇

＜地元警察署の事業と連携した中学校での出前講座＞

近年、携帯電話、パソコン等の電気通信サービスの発達によって、生活が便利になった一方で、若者をねらった契約に関する詐欺が発生し、利用者がトラブルに巻き込まれることも少なくありません。このため、市では、平成 24 年度に、市内の東中学校と大垣警察署及び大安地区少年警察ボランティア協議会主催による「非行防止タウンミーティング」に参加し、電気通信サービスの契約に関する消費者トラブルの防止について、中学生を対象とした出前講座を行いました。

出前講座では、実際に大垣市で起こったトラブルの事例を紹介し、不安に感じることや困ったことがあった場合には消費生活相談室へ気軽に相談してほしい、と相談室の周知・PRを行いました。

今後も、学校や警察等と連携して若年層に対する啓発を積極的に行っていきたいと考えています。

＜民生委員による寸劇＞

大垣市では、市の消費生活相談員と消費者行政担当の職員が、人形劇や替え歌等も交えて積極的に出前講座を実施するほか（平成 24 年度実績：16 回・543 人）、市民の自発的な活動として、市内のある地区の民生委員が寸劇で啓発活動を行っています。この活動のきっかけは、消費者問題に関する寸劇を観た民生委員の方々が、「わたしたちも地域で何かやってみよう」と思ったことから始まった自発的な活動であり、当該地区の民生委員全員（約 15 人）がこの活動に参加して、無償で寸劇を実施しています。基本的には特定の地区の中での活動ですが、他の地区からも要請があれば寸劇を実施しています。市の出前講座でも、ケアハウス等施設で実施する時は協力をお願いし、解説と劇を分担することで、質の高い内容となるよう連携を深めています。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 163,134 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ②高齢化率 23.8%（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ③大垣市消費生活相談室 平成 22 年度開設、月～金 9:00～17:00
- ④消費生活相談員の人数 4 人（常時 2 人勤務）
- ⑤消費者行政本課の担当職員数 2 人（兼務）

【静岡県】地域の消費者団体と連携したきめ細やかな高齢者への啓発活動の実施

静岡県では、県の消費生活相談窓口で受け付けている相談件数は減少しているものの、その中で高齢者からの相談件数の割合は増加傾向にあります。高齢者は、判断能力が衰えたり、老後の不安や一人暮らしの場合は孤独感につけ込まれたりして被害に遭いやすいだけでなく、だまされたのは自分の責任だと思い込んで被害に遭ったことを隠してしまうケースもあります。また、静岡県が平成 22 年度に実施した「高齢消費者被害実態調査」の調査結果からは、日頃から積極的に近所付き合いや活動への参加をされている人ほど訪問販売事業者や勧誘電話にに応じてしまうという傾向がみられました。

このような状況で、高齢者の消費者被害を防止するためには、高齢者に直接対面して繰り返し呼びかけを行う形での啓発が重要になってくると考えられます。しかし、静岡県は比較的面積が広く、県内くまなく啓発を実施しようとすると、行政だけでは手が回りきらないことから、そうした場所でも積極的に効果的な啓発活動を行ってくれるようないくつかの団体に、高齢者向けの消費者被害防止のための啓発事業を委託しました。

本事業は、平成 21 年に地方消費者行政活性化基金が設置されたのをきっかけに計画し、基金を活用しながら 21 年度から実施しています。24 年度は 3 団体に委託しました。団体には、高齢者向けの啓発リーフレット等を作成して高齢者に直接配布し、5～6 ヶ月に渡り、県下全体で 1 団体当たり 5,000 人程度を目標に啓発を実施してもらいました。なお、本事業のガイドラインにおいて、実施にあたっては、団体内で事前に研修を実施しなければならないこととしており、高齢者に対して効果的に実施することを委託する団体に求めています。啓発の手法についても、ただ無作為にリーフレットを配布する等ではなく、高齢者宅に戸別訪問をしてリーフレットを渡したり、地域のサークル活動の場に出向いて啓発したり、高齢者にターゲットを絞って啓発の内容が伝わりやすい対面式で直接効果的に実施するように工夫してもらっています。また、前年度も本事業を実施した団体には、市町村消費者行政担当者や自治会役員などを通じて、新たな啓発先の開拓に積極的に取り組んでいただきました。

事業実績としては、平成 21 年度には 14,268 人、22 年度には 12,320 人、23 年度には 11,733 人、24 年度には 22,751 人に対して啓発をすることができました。県として、この事業によって県内の広域にわたって啓発を実施できている効果を感じています。また、委託先の団体としても、普段の活動では足を伸ばせないような伊豆半島の先端や山間部にも行くことができ、業者の新たな手口等の消費者問題に関する貴重な情報を得られるだけでなく、消費者問題に関する困りごとなどがあつた際に相談してくれるようになるなど、啓発を通して地域の繋がりができた、と報告を受けています。

今後も高齢化は進むことから、地方消費者行政活性化基金終了後も、引き続き

県内の広い地域で、高齢者に対し、団体による効果的な啓発事業を継続して実施していきたいと考えています。また、本事業の受託団体が、自主的に高齢者の消費者被害防止や見守り活動に取り組んでくれることを期待しています。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 3,736,600 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ②高齢化率 24.9%（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ③東部県民生活センター 昭和 47 年設置 9:00～16:00
中部県民生活センター 昭和 44 年設置 9:00～16:00
西部県民生活センター 昭和 48 年設置 9:00～16:00
- ④消費生活相談員 16 人
- ⑤消費者行政担当職員 37 人（専任 19 人・兼務 18 人）

【浜松市（静岡県）】市内の消費者団体による出前講座

浜松市には、市町村合併前、6団体8グループの消費者団体がありましたが、平成17年の市町村合併時に、「個々の団体の活動は、個々で行いながら、全体として連絡会を設置しよう」と「浜松市消費者団体連絡会」が設立されました（平成24年5月25日現在、5団体・7グループ、124人）。同団体は、以前から積極的に啓発活動を行っており、市の実施している出前講座の講師を臨時的に勤めていた経緯もあり、24年度の出前講座から同団体に講師の派遣を全面的に依頼しています。

講師の派遣は地方消費者行政活性化基金を利用し、1回5千円、年間25万円の予算で、同団体に依頼することで広い市域（特に旧浜松市外）に対しても啓発ができるようになりました。特に旧浜松市外では高齢化が進行しており、消費者被害の防止が急務であるため、市全域に出前講座を実施できるようになったことは、講師の派遣を依頼したことによる成果だと考えています。なお、団体には、依頼を受けて講座を実施することはもちろんのことですが、団体の方からも地域包括支援センターや老人会等に、幅広く積極的に声をかけてもらうようにしており、24年度の実績は23年度よりも9件増の37件でした。

なお、団体には精力的に啓発活動に取り組んでもらっていますが、全国的な傾向と変わりなく、会員の高齢化が進んでいることから、派遣事業の中長期的な継続性が課題です。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 812,762人（平成25年4月1日現在）
- ②高齢化率 23.6%（平成25年4月1日現在）
- ③浜松市くらしのセンター（平成12年開設） 月～金 8:30～17:15
- ④消費生活相談員の人数 6人
- ⑤消費者行政本課の担当職員数 5人（兼務）

【倉敷市（岡山県）】「倉敷市消費生活学級連絡協議会」による啓発活動

倉敷市消費生活センターでは、消費生活学級連絡協議会を設置しています。

消費生活学級連絡協議会は、消費知識の啓発向上、商品選択のための情報収集等を目的に、昭和 49 年に小学校区を単位に設置された消費生活学級で組織され、現在 48 の学級で構成されています。

消費生活学級の運営・啓発事業については、市が消費生活学級連絡協議会に委託し、市は事務局として側面支援を行っています。

消費生活学級では、消費知識習得のための学習・研修会、手作りせっけんなどの実習、マイバッグや地産地消などの普及啓発活動等を企画し、積極的に自主活動に取り組むとともに、地域で開催されるイベントへの参加や、婦人会・環境団体と連携し活動するなど、地域に密着した地道な活動を続けています。

また、消費生活学級連絡協議会は、各学級を統括的に運営し、学習の場を増大するとともに、市と協働して、消費に関する情報を提供するため、消費生活展の開催や各種イベントへ参加しています。こうした活動は、消費者問題を地域に浸透させ、消費に関する意識啓発に大いに成果を上げています。

毎年秋頃、すべての地区連絡協議会が集まり、市内大型ショッピングセンターで、『くらしと消費生活展』を開催し、各地域の活動成果を発表しています。啓発グッズや、パネル、手作り作品等の展示をはじめ、リサイクル手作り体験コーナーを設けたり、手作り商品を販売する等、年に 1 度のイベントは会場の利便性も合わせて大盛況です。参加学級生の消費生活に関する自己啓発になることに加え、熱心な啓発を含めた活動にイベント等に訪れる多くの方も触発されています。

学級生は、街頭での「岡山県統一ノーレジ袋デー」のマイバッグ持参の呼びかけや、「児島湖流域清掃大作戦」の参加等、とても意欲的に活動しています。また、市の消費・食育・環境部門などの協議会に委員として参加し、地域住民の代表として、消費者の立場から積極的に意見を述べる等、多方面で活躍しています。

何より参加会員が楽しく、前向きに取り組めていることが長く協議会が続いている特徴と言えます。

会員は、平日の日中に活動できる高齢の方が主となっています。そのため、若い世代の活動の担い手がないことが大きな課題となっています。



《自治体のプロフィール》

- ① 人口 477,698 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）

- ② 高齢化率 23.9%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③ 倉敷市消費生活センター 平成 13 年 4 月開所
月～金 9：00～16：00（12：00～13：00、祝日を除く）
- ④ 消費生活相談員 5 人
- ⑤ 行政職員 5 人（兼務）

【佐賀県】NPO法人との協働 ～消費者教育テキストの作成～

佐賀県では、『新しい公共の場づくりのためのモデル事業「消費者市民社会の構築に向けた政策ネットワーク事業の推進」』の一環として、特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラムと協働で消費者教育の普及に取り組みました。

佐賀消費者フォーラムでは、消費生活の安全安心を目指して、提言やシンポジウム開催などの活動をする中で、消費者被害を未然に防ぐには教育が必要だという結論に至り、平成19年より消費者教育テキストの作成に取り組んでいます。23年11月に、「佐賀県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」に採択され、佐賀県との協働で県内における消費者教育の早期実現の一助となる取組として、テキストの24年度版の作成と配布を進めてきました。

佐賀大学の法律専攻の大学院生・学部生が中心となって、高校生～大学初年次向け消費者教育テキスト『Consumer's Why みんな消費者』を作成しました。テキストは、若者目線で分りやすい文章やイラストを使用するように心がけており、佐賀消費者フォーラムの専門家が監修することによって、テキストの「質の保証と向上」を図っています。

内容としては、「価格のWhy」「ポイント・マイレージのWhy」「契約のWhy」「クレジットカードのWhy」など15の「Why」で構成し、店頭に並んでいるモノやサービスを「当たり前」と思わずに、「なぜ」という視点を持って見直すことで、消費者問題を理解していくテキストとなっています。

平成24年度版のテキストは3,000冊を発行し、県内高校15校に対し2,392冊、行政や教員に対し591冊を配布しました。24年は消費者教育推進法が施行された年でもあり、配布のタイミングとしても非常に後押しとなりました。

平成24年11月には佐賀県高等学校教育研究会商業部会に佐賀消費者フォーラムが参加し、商業科の教員のべ189人に対して、このテキストを配布するとともに取組の趣旨とテキストの内容等について説明を行うことができました。また、25年1月には、県内高校の家庭クラブの役員会に参加し、家庭科の教員30人、生徒60人に対して同様の説明を行いました。これに際しては、教育現場へのテキストの持込みが佐賀消費者フォーラムだけで行うことが難しい状況にあったため、佐賀県も教育委員会に協力を依頼し、役員会等への案内や連絡調整を行い、活動を支援しました。

引き続き、教員への説明、教育現場への配付を行い、テキストを副読本として効果的に使ってもらうように働きかけていきたいと考えていますが、学校のカリキュラムが過密（特に進学校）で、授業に組み込んでもらうのが難しい状況もあります。今後、

どのような働きかけをしていけばよいかが課題となっています。

《特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラムのプロフィール》

平成 15 年 11 月に、弁護士、司法書士、消費生活相談員、学識経験者、消費者団体代表、生協理事等をメンバーとして発足した専門的政策提言団体であり、平成 23 年 11 月に特定非営利活動法人（NPO 法人）として認定されました。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 843,505 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ②高齢化率 25.2%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③佐賀消費生活センター 平成 7 年開所 月～日 9:00～17:00
- ④消費生活相談員 8 人
- ⑤消費者行政担当職員 2 人（兼務）
 - 6 人（相談啓発担当：専任）
 - 5 人（事業者指導・計量担当：専任）

【大村市（長崎県）】“こどもを事故から守るプロジェクト”の教育・啓発活動

こどもが不慮の事故に遭って傷害を受けた場合、病院で治療を受けるだけで完結し、事故への具体的な予防策がとられないケースが多く存在しています。また、製品の欠陥による事故や、事故がどのように起こるかという情報が社会に共有できずに対応が遅れてしまうこともあります。

大村市では、市内小児科医の発案で、大村市医師会の有志による、事故の状況・治療の詳細などの調査を開始したのがきっかけとなり、この深刻な状況を打破し、不慮の事故からこどもを救うため、“Love&Safety おおむら；こどもを事故から守るプロジェクト”を立ち上げ、大村市に住むこども達を事故から守る社会システム作りをはじめました。

具体的には、大村市内の医療機関および保育施設などで、こども達の事故に関する情報を収集し、これを研究機関である「産業技術総合研究所」に送ります。ここでは工学的な手法を用いた解析を行い、その情報から大村市に必要な課題を明らかにします。そして、その科学的な解析によって明らかになった情報を、調査に協力いただいている医師からの助言活動や、ウェブサイトによる周知、保育施設職員による保護者への周知などにより大村市全体で共有し、早期の予防対策や効果的で持続性のある社会の取り組みにつなげています。

このプロジェクトには、大村市教育委員会、保育園、幼稚園などの教育機関や警察もネットワークに参加しており、日本でも他に例のない地域一体型の社会システムの構築を目指しています。

平成 24 年度は教育・啓発活動の一環として、市内の保育園や幼稚園を訪問し、園庭、遊具、室内の実態調査と、アドバイスを行いました。訪問後には、アドバイスに基づき、それぞれの保育園や幼稚園で、遊具の着地面へのラバーシートの設置など、危険箇所への具体的対策が施されました。

また、一般市民、保育施設園児の保護者・保育士、看護師等の専門学校学生、内容によっては、学校 P T A 会員などを対象に、『こどもを事故から守る市民講座』を開催しました。講座では、自転車事故や遊具での事故対策について市民の意識向上を図るとともに、大村市の事故調査の結果をもとに作成した「大村市こどもの危険マップ」や、遊具の安全指導や点検・管理のポイントが掲載されている「遊具危険マップ・遊具の点検ポイント」の配布を行いました。

この他、平成 23 年度には「キッチン・バス工業会」など製品の製造・販売を行っている業者を対象とした講座も実施しました。講座では、事故調査・分析・市

民へのフィードバックなど、一連の事業の流れ及び、改善が必要と思われる製品・部位の紹介を行いました。講座は東京都にて開催し、キッチン・バス製品の製造会社の社長等、20名の参加がありました。参加者からは、事故の要因等を科学的に分析・検証されたデータは非常に貴重であるという意見をいただくことができました。

平成 25 年 1 月には特定非営利活動法人“Love&Safety おおむら”が設立され、活動を開始しています。今後の展開としては、家庭での安全に関しては、ハイリスクグループ・発達障害児など各種安全プログラムの作成を目指し、不特定多数のこどもが出入りする場所に関しては、安全チェック機能の充実を図ります。

また、安全な製品開発の推進、記録プログラムの開発（原因・傷害の発生頻度など）、プログラム・プロセス・影響アセスメントのための評価基準による第三者の評価、事故予防マニュアル（大村市版）の作成等を検討しています。

将来的には、国内・国際的な安全安心基準である、セーフコミュニティネットワークへの参加（WHO～世界保健機関の認証）を目指しています。

（大村市のホームページ）

<http://www.city.omura.nagasaki.jp/oyako/kenko/kosodate/jigyo/loveandsafety>

《自治体のプロフィール》

- ①人口 93,486 人（平成 25 年 4 月末現在）
- ②高齢化率 20.8%（平成 25 年 4 月末現在）
- ③大村市こども未来部こども家庭課（大村市こどもセンター）毎日 8:30～17:30
大村市消費生活センター 平日 8:30～17:30
- ④消費生活相談員 2 人
- ⑤消費者行政担当職員 1 人

7. 事業者・事業者団体による消費者教育

【品川区（東京都）】企業の社会貢献活動（CSR）と連携した「消費者教室」

品川区では、「区民（企業）と区との協働で『私たちのまち』品川区をつくる」を基本構想の一つの理念として掲げ、企業などの多様な主体と区が協働してまちづくりを推進することを区政運営の基本と定めています。この方針に基づき、企業の社会貢献活動（CSR）等を一層推進することを目的とし、平成22年5月に「しながわCSR推進協議会」を設置しました。

この協議会では、品川区と連携して、社会貢献活動に関する情報発信や企業の社会貢献活動等の担う役割や活動のあり方等について意見交換を行いながら、また、企業それぞれの規模、業種、経営理念、CSR方針などに適した活動ができるよう情報提供・共有、活動事例の紹介等を積極的に行い、企業の社会貢献活動の支援を行っています。

区内に本社または事業所等を有する企業に品川区役所を加えたメンバーで構成されており、品川区長を会長とし、製造業（電気機器）や旅行サービス業、食品加工業や小売業などの39企業と品川区役所の計40事業所が会員となっています。（平成25年6月1日現在）

協議会の活動は、区のホームページや広報誌への掲載、会員企業や区内の関係団体（商工会議所等）へのパンフレットやレポートの配付などで広く情報発信をしています。

会員企業と連携した出前授業等の消費者教室として、例えば、製造業の企業（従業員数約5,000人（国内連結））は、昭和55年より約30年間、毎年30～40回（年間約3,000人が参加）、保育園や幼稚園、マンションの集会所や流通店舗などで「エレベーター・エスカレーターの正しい乗り方教室」を開催しています。最初に映像を見せ、正しい乗り方や危険な乗り方について勉強し、クイズやダンスなど、飽きさせないような工夫や手法を取り入れた内容で実施しています。（平成24年度は、区立保育園11園で開催、約700人が参加）

その他にも、情報・通信業の企業（従業員数約700人（連結））による「区立小学校の市民科でのインターネットの安全な利用方法や知恵を学ぶ授業（当該企業と教育委員会が協働して作成した教材を活用し、平成24年度は、小学校27校、51クラスで実施、1,541人が参加）」や、卸売業の企業（従業員数約400人）による「区立小学校の社会科での自然から得られる資源の大切さを伝える環境プログラム（平成24年度は、2校2クラス、約70人が参加）」などを実施しており、多様な主体と協働し地域社会との交流を図りながら、消費者教育の推進に取り組んでいます。

また、公益社団法人東京青年会議所品川区委員会とも連携し、同委員会が開催する、区内中学生を企業が受け入れ、社員と自分たちの将来などについて語り合う「職場歩き」事業にも、協議会として協力し、区は積極的に参加しています。

7. 事業者・事業者団体による消費者教育

出前講座開催について、区では、企業の社会貢献活動を所管する窓口が総務課であるため、小学校であれば教育委員会、保育園・幼稚園であれば保育課などの各所管課に総務課が話をつなげ調整します。具体的に進行状況を確認し、実施する場合は、当日総務課職員が学校へ出向くなど、実際の授業内容等を確認・記録しています。（企業側から、学校や保育園・幼稚園などでの出前授業等開催の希望がある場合には、直接、企業が学校等へ赴き相談をする場合もあります。）実施にかかる経費は、区の費用負担はなく、基本的には当該企業の社会貢献活動の一環として企業が全額負担しています。

出前授業や職場歩き等に企業の若手社員が講師等で参加することにより、若手社員の教育プログラムとして活用でき、働くことの意義を再確認できるなど、企業側にとっては、社員育成に繋がるという効果も大きいことから、積極的に参加しています。（平成24年度は、54社、参加生徒数3校281人）

参加児童の保護者や学校教員などからは、とても好評であるとの声が寄せられており、企業側からも実績をさらに見える化、宣伝し、広げて欲しいという意見が出ていることから、区では、今後も「しながわCSR推進協議会」などの場を活用し、企業と積極的な情報交換や意見交換の中で、社会貢献活動等における連携・協力体制を推進、強化していきたいと考えています。

また、企業からの提案を受け、高齢者向けの「相続と遺言セミナー」や「エスカレーターの正しい乗り方教室」、幼児をもつお母さん向けの「おこづかいセミナー」なども品川区消費者センター等関係課と連携し、実施または検討を進めているところです。

企業（製造業）による
エレベーター・エスカレーターの正しい乗り方教室



情報・通信業の企業による
情報モラル出前授業



卸売業の企業による
環境教育出前授業

7. 事業者・事業者団体による消費者教育

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 366,852 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 20.4%（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ③ 品川区消費者センター 平成元年 10 月 2 日開所
月～金（祝日を除く） 9:30～12:00、13:00～16:00
- ④ 消費生活相談員 6 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 5 人（専任）

【野々市市（石川県）】ショッピングセンターとの連携による効果的な啓発 ～イベントスペースを利用した情報発信～

野々市市では、平成 22 年 5 月に、市内ショッピングセンターより申し出があり、「店舗の地域貢献事業」について市と意見交換を実施しました。その中で、①イベントスペースなどを活用した市の情報提供、②災害時の避難場所の提供や物資供給などの協力などが課題にあがりました。

平成 24 年 2 月には、ショッピングセンターを経営する企業の本部の同席のもと、市内店舗（2 店）と野々市市の 3 者の間で、正式に連携推進連絡会設置に関する協定を結び、市内 2 店舗と市との連携協力事業を進める体制が整いました。

消費者行政分野としては、店舗一部のイベントスペースを無料で提供してもらい、年数回のパネル展や、N I T E（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）の協力により事故品の展示と職員による説明を行ったり、また、店舗内で啓発やセンター P R のためのポケットティッシュやチラシを配る等の取組を行っています。



店舗を利用した啓発



パネル展

ショッピングセンターという場所の性質上、子どもから高齢者まで多くの人通りがあることから、あらゆる年齢層への広報・啓発が可能であり、さらには、消費者問題に関心がない人にも関心を持っていただくキッカケとなっています。また、近隣の市からの来客も多いため、市民に限らない広く地域住民への啓発にも繋がっています。

市政を市民に広く周知するには、従来型の情報発信に加えて、各種団体、企業と連携した取組が重要と考えます。

今後も、消費者啓発活動やセンターの P R 活動を継続していくとともに、これまで市主催事業への店舗スペースの提供であったものを、店舗主催による店員への消費者教育や、市と企業とが一緒に消費者教育や啓発事業を行うことで、より効果的な消費者教育や啓発活動が可能となると考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 48,273 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ② 高齢化率 15.7%（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ③ 野々市市消費生活センター 平成 24 年 4 月 1 日開所 月～金 8:30～17:15
- ④ 消費生活相談員 3 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 5 人（専任 1 人・兼務 4 人）

【名古屋市（愛知県）】

名古屋市消費生活フェアの開催による幅広い世代への啓発 ～消費者・事業者・行政が一体となった取組～

名古屋市では、「消費者・事業者・行政が相互理解を深める交流の場」とするとともに、これら三者が一体となり『賢い消費者』となるための消費生活に関する様々な情報を発信することにより、消費者被害の未然防止や消費者意識の高揚を図る」ことを目的とし、平成10年度から毎年度、「名古屋市消費生活フェア」を11月の土日に2日間にわたって開催しています。

「名古屋市消費生活フェア」の前身は「なごや消費者広場」というイベントで、昭和53年から開始しており、開始に至った詳細な経緯は不明ですが、当時の名古屋の消費者運動の高まりを受けて開始したものであったようで、当初から消費者団体と強く連携して実施してきました。

主催は「名古屋市消費生活フェア開催委員会」（以下「委員会」と言います）で、ステージイベントやブース、パネル展示コーナーなどを実施しています。委員会では毎年度の方針の策定や、参加団体の決定、開催後の出展者全体会議の開催等を行います。事業に関する予算についても、委員会で承認することとなりますが、厳しい財政状況の下、各事業について効率的に実施することが求められているため、市からの負担金などのほか、地元の金融機関からの協賛金や企業参加の出展料など企業からの拠出金も含んで実施しています。平成24年度の企業参加の出展料は各5万円で、このほかに地元の金融機関から30万円の協賛金が提供されており、事業全体の決算額約404万円のうち、協賛金および出展料で約14パーセントを賄っている状況です。

また、効率的な事業実施を目指し、平成16年度より、名古屋市の中心街の栄にある「オアシス21 銀河の広場」という、より多くの集客が見込める会場に開催場所を変更しました。フェアの事前の広報としては、市広報誌や一般情報誌への掲載、市関連施設へのチラシの配布、市や参加団体のウェブサイトでの案内等を実施し、広く参加を促しており、毎年度の来場者数は概ね4万数千人で推移しています。

フェアでは、若者の参加を増やし、幅広い世代に参加してもらうこと、消費生活情報や消費者団体の情報を発信することにより、消費者団体の活動を活性化することを、大きな課題として設定しています。フェアの参加団体は、消費者団体に限らず、事業者団体や行政関連も参加していますが、平成21年度からは、大学からもブース出展があり、24年度には8つの大学からブース出展やステージイベントへの参加がありました。これらのブースでは、若者自身が主体的に消費者被害や食品表示など消費者問題に触れる機会を提供できるよう、ワークショップやクイズを取り入れるなどの工夫を行っています。その結果、大学生などの若者の参加もそれまでに比べて大幅に増えました。また、消費生活センターのマスコットキャラクターのコアラのハッピーの着ぐるみが活躍する小学生向けの消費者クイズなど、子どもが楽しむことが出来るような催しを実施して、子どもや家族連れでの参加の増加にも努めています。

本事業については、広く市民に消費者問題に関心をもってもらうきっかけとなるよう、今後も、より幅広い世代に参加してもらえるよう工夫しながら継続して実施していきたいと考えています。なお、予算面での制約が強化される中、いかにしてより効率的・効果的な方法によりフェアを開催していくか、また、主催者側のうち、消費者団体の高齢化が進んでいる中で若い後継者をどう育てていくかが、今後の課題であると考えています。

<名古屋市 消費生活フェアの様子>



《自治体のプロフィール》

- ①人口 2,262,176人（平成25年4月1日現在）
- ②高齢化率 22.6%（平成25年4月1日現在）
- ③名古屋市消費生活センター（昭和47年開設） 毎日（祝日除く）9:00～16:15
- ④消費生活相談員の人数 17人
- ⑤消費者行政本課の担当職員数 35人（専任27人・兼務8人）

8. 消費者による消費者教育

【山形県】山形県消費生活サポーター制度による市民との連携

山形県では、消費被害に遭った人の3分の1がどこにも相談していないという状況を危惧して、「相談窓口を知らない」、「知っていても敷居が高い」という理由で泣き寝入りしている人と行政の「距離」をいかに縮めるかを課題として掲げました。

そこで、平成22年度から消費者問題に関しての「パイプ役」が必要と考え、「山形県消費生活サポーター制度」、「草の根コーディネーター事業」及び消費者団体との連携を併せて「消費者啓発ネットワーク強化事業」と位置付け、消費者被害の未然防止のための取組を進め、消費生活センターから消費者への情報発信、また、地域からセンターへの情報提供の円滑化を図っています。

「草の根コーディネーター事業」は平成24年度で終了しましたが、当該事業により繋がりができた事業者等に対して、消費生活啓発員、消費生活相談員及び「山形県消費生活サポーター制度」のサポーターの出前講座等により消費者教育を進めています。

平成24年度の出前講座の実績は実施回数252回、受講者数10,124人で、取組を始めた22年度の112回、4,791人と比べて約2.2倍増になりました。

サポーターは県や各市町村の広報誌やHP等での公募と、市町村からの推薦による委嘱によるボランティアで構成されています。平成25年3月末現在、56人のサポーターがそれぞれの地域で消費者に密着して活動しています。サポーターは、主に個人消費者に対しての啓発用資料の配布及び説明をはじめ、消費生活に係る講座及び学習会の講師、消費者啓発のためのイベントへの協力など多岐にわたっています。活動するサポーターからは『今後も地域で見守り活動を続けていきたい』、『もっと積極的に活動したい』などの意見があり、講座の受講者からは『とても勉強になった』、『悪質商法を身近に感じ自分も気をつけなければならないと思った』などの意見があります。

また、センターではサポーターに対して年2回の研修会を行ったり、毎月発行しているセンターニュースを送付して、啓発のための知識の習得や新しい消費者トラブルの事例紹介などを行い支援しています。また、研修会ではサポーター同士の意見交換を行い、サポーターとしてどのように活動したら良いのか参考にしていただく場も設けています。

事業費は422千円で、そのうち地方消費者行政活性化基金195千円を活用し運用しています。

今後の方針は、草の根コーディネーター事業で開拓した事業所等で消費生活相談員やサポーターが定期的に出前講座を行い、日々新しくなる消費者問題の周知を図っていきたいと考えています。また、地域の消費者団体と協働して寸劇等を取り入れる等、工夫してより分かり易く悪質商法を知っていただく出前講座にしていきたいと考えています。

また、草の根コーディネーター事業で効果的に開拓できなかった教育現場での消費者

8. 消費者による消費者教育

教育についても力を入れていきたいと考えています。

消費生活サポーター研修会の様子



○山形県消費生活サポーター制度

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/021006/supporter/supporterseido.html>

《自治体のプロフィール》

- ①人口 1,160,204 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ②高齢化率 27.6%（平成 23 年 10 月 1 日現在）
- ③山形県消費生活センター 昭和 46 年開所
庄内消費生活センター 昭和 55 年開所
置賜消費生活センター・最上消費生活センター 平成 22 年開所
- ④消費生活相談員
山形県消費生活センター 8 人
最上消費生活センター 1 人
置賜消費生活センター 1 人
庄内消費生活センター 1 人
- ⑤消費者行政本課の担当職員 11 人（専任 10 人・兼務 1 人）

【栃木県】くらしの安心サポーター制度

栃木県では、平成 22 年 8 月に、消費者問題を県民に啓発する「くらしの安心サポーター制度」を創設しました。この制度は、消費者被害の未然防止や被害の拡大防止を図り、県民に最新の消費者被害情報などを伝え注意を促すことを目的としています。

地域において消費生活に関する普及啓発を行う人材育成のために、消費生活センター開設当初から毎年実施している「消費生活リーダー養成講座」の修了生を中心に、一定の専門知識を持つ方をサポーターに認定しています。

サポーターは、行政と消費者のパイプ役として、自らの経験を活かして広く消費者啓発を行い、消費生活に係る意見や要望を把握し、行政に伝える活動を行っています。

県は、サポーターに対し、特徴的な相談内容や悪質商法の手口、多重債務、表示制度等、最新の消費生活に関する情報を定期的に提供するとともに、年 2 回、研修会を開催しています。サポーターは、ここで得た情報をご近所の方との雑談や、自治会等の集まりの中で話題にするなど、地域の方とのコミュニケーションを通じて、消費生活に関する啓発活動を行っています。

また、消費者から消費生活に関する相談を受けたときは、消費生活センターを紹介するなどのアドバイスも行っています。悪質な事業者の情報や、不審な表示などを発見した場合は、県に情報提供も行います。

さらに、高齢者や障害者の見守り活動も行っています。日ごろの近所付き合い等を通じて高齢者（特に一人暮らしの方）等とのコミュニケーションに努めるとともに、消費者被害に結びつきそうな状況がある場合や、被害に遭っているような場合には、県に情報提供を行ったり、消費生活センターへの相談を勧めるなど、高齢者等の消費者被害の予防に努めています。

サポーターの 1 年間の活動記録は、県でとりまとめ、消費者行政を推進していく上での参考資料としています。平成 25 年 3 月 31 日時点のサポーター登録者は、268 人で、今後も増員が見込まれるため、ポーターを通じた消費生活に関する啓発活動を広げていきます。

この制度は、一部事務経費を除き、ほぼゼロ予算で運用されていますが、サポーター一人ひとりが日常生活の中で、草の根的に消費生活に関する普及啓発活動を行えていることが大きな特徴と言えます。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 1,993,386 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 23.2%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③ 栃木県消費生活センター 昭和 46 年開所
月～土 9:00～17:00（土は電話相談のみ）
- ④ 消費生活相談員 911 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員数 18 人（専任 16 人・兼務 2 人）
（平成 25 年 4 月 1 日現在）

【足立区（東京都）】「消費者通信大学（暮らしっくスクール）」

足立区では、平成2年度より、契約の知識や食の問題など、暮らしに密着したテーマで、自宅にしながら学べる通信制の講座「消費者通信大学（暮らしっくスクール）」を実施しています。消費者トラブルの多様かつ複雑化や、携帯電話やインターネットを通じた、若者における消費者被害が増加したこと、24年度までに5つの大学が足立区に開学し、約1万人の学生が流入することが見込まれたことなどを受け、以前「情報化社会」「飽食の時代」と言われたほど、多くの情報やモノであふれる社会の中で生活する消費者にとって、本当に必要な情報、本当に大切なモノとは何かを消費者自身が自ら考え、日々の生活を見直すための機会提供と若年層への消費者教育の必要性から、消費者の主体的な意思決定と自立的な行動のための支援の一つとして消費者通信大学を開講しています。

また、学校教育を含めた各年代への働きかけが重要であることから、若年層だけでなく、様々な年代の区民が消費生活に関する知識を身につけ活用できる消費者講座として、高齢者や昼間働いている区民を対象として実施しています。

消費者通信大学では、「くらしと法律（契約法の基礎について）」、「くらしと食（食生活の安心安全を守るためのポイントについて）」、「くらしと環境（環境を意識した持続可能な社会について）」の3つのテーマで科目が設定されており、開講1ヶ月前にテキストを受講者へ郵送、自宅で消費者の知識について無料で学ぶことができます。受講生は、学習内容や課題についてレポートを提出、講師がその講評を行います。（テキストは各講師が作成）

また、学んだ内容をさらに深めるために、テキストの作成者を講師とした公開講座をセンターの主催で開催しています。この講座は、昼間の講座に参加できない区民に対する学習機会の場として、平日の午後7時～8時30分の1時間半、定員各70人、隔週2日制で開催しており、希望者は無料で参加することができます。（事前申込み制、先着順、一般参加も可）

講師は、消費生活アドバイザーや消費者問題研究所代表、環境ジャーナリストなど、専門的な知識や経験を有する先生に依頼しています。平成24年度の夜間通信講座の受講生は延48人、公開講座として一般の参加者を含めれば、受講者はのべ120人となっています。受講生は概ね60代以上の高齢者が多く、様々な知識を積極的に吸収しようとする向学心旺盛な方が中心に受講しています。通信講座修了者には修了証と記念品が贈呈され、全講座修了後には、「修了記念講演会」を開催しています。講座を通して、自らに隣り合うトラブルや日頃の疑問について学ぶことで、居住地域でその知識を広めることができるなど、波及効果を得ることができています。

受講者の固定化や高齢化により、開講当時に比べ受講者数が年々減少傾向にあることから、募集方法やPR、講座のあり方など、今後の取組みの方向性に対する課題もありますが、様々な立場の区民に広く消費者教育の機会を与えることで、消費者被害の防止や問題の解決に繋がっていくことから、今後も継続的に取り組んでいきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 669,592人（平成25年4月1日現在）
- ② 高齢化率 23.1%（平成25年4月1日現在）
- ③ 足立区消費者センター 昭和49年8月開所
月～金（祝日を除く）9:00～16:45
- ④ 消費生活相談員 7人（平成24年4月1日現在）
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 6人（専任）

「暮らしっくスクール」
通信制講座「暮らしっくスクール」の受講生を募集します！
皆さんの暮らしに関わるテーマについて、テキストを使ってご自宅で学んでいただく通信制の講座です。学んだ内容をさらに深めるために、テキストを作成された方々を講師とした講座にも、ご参加いただきます。

科 目	講座日程	講 師
1 『くらしと法律』 ※6月頃テキスト郵送 普段の生活にも関連の深い、契約法の基礎を学びます	7/4（木） 7/18（木）	岡 田 ヒロミ 氏 （消費生活アドバイザー）
2 『くらしと食』 ※8月頃テキスト郵送 食生活の安心安全を守るための、ポイントを学びます	9/4（水） 9/18（水）	堀 田 達 哉 氏 （消費者問題研究用代表）
3 『くらしと環境』 ※10月頃テキスト郵送 環境を意識した持続可能な社会とは何かを学びます	11/7（木） 11/21（木）	中 村 正 子 氏 （環境ジャーナリスト）
修了記念講演会	2 月	未 定

[時 間] 午後7時～午後8時30分
 [会 場] エル・ソフィア（足立区梅田7-33-1）
 3階 第1学教室
 [定 員] 70人
 [費 用] 無料
 [対 象] 区内在住・在勤・在学の方
 [申込方法] 電話・窓口または区のホームページ専用フォームに入力
 ファックスも受付ます。（4/26から先着順）
 [申 込 先] 足立区消費者センター 電話 03-3880-5385
 ファックス 03-3880-0133

【かほく市（石川県）】行政と消費生活推進員が協働する啓発活動

かほく市では、「待ち」の消費生活相談だけでなく、出前講座を積極的に実施する等、消費者教育を「攻め」の姿勢で、市民向けの啓発事業にも力を入れてきました。

こうした中、それまでの消費生活推進員 3 人のメンバーが、平成 19 年度に総入れ替えとなったのを機に、被害者とならないための市民教育が重要であると考え、視覚に訴える啓発事業実現のため、尽力してくれる消費生活推進員を選定し、「生活じょうずな消費者になろう！」というキャッチフレーズのもと、相談窓口の周知を目的として活動する方針を掲げました。

そして、同年度から委任した 3 人を中心として、内閣府発行の絵本「たいせつなおやくそく」を紙芝居に仕立て、登場人物にふんした消費生活推進員が、お金や約束の大切さを、市内の保育園児や小学生などに伝えてきました。また、消費者の自立を目指し、市内全域で開催される 11 回の敬老会や、地域で行なわれるさまざまな行事には、年齢層に応じた最新の「消費者トラブル」の事例をテーマとした寸劇を上演し、この活動をケーブルテレビでお知らせしたり、独自で作成した寸劇等の DVD をセンター前で放映しています。

これらのことから、活動に対する認知度も高まり、「ケーブルテレビに出ていたね」とか「先日の寸劇を見ていましたよ」などと声をかけられることもあり、楽しみながら学べたと市民からの評判も高いものとなっています。近年では、年間 20 回以上の出前講座を実施するまでに至っており、平成 24 年度の受講者は 3,000 人を超えています。消費生活推進員 3 人はこれらの功績が認められ、24 年度に、金融担当大臣と日本銀行総裁連名による、金融知識普及功労者表彰を受けるとい、うれしいできごともありました。今では、市民から、身近なメンバーを通して気になる訪問業者などの情報提供があったり、消費生活センターへの相談を促したりするなど、地域に密着した活動を展開しています。

また、同年に地方消費者行政活性化基金を活用し、「かほく市民のための消費者力アップセミナー」を開催しました。市民 16 人が参加し、9 人が修了したこのセミナーでは、消費生活推進員のこれまでの活動紹介のほか、市の顧問弁護士による金融講座や、金融広報委員会から講師を迎えたほか、消費生活センター長自らが講師となりました。平成 25 年度には、消費生活推進員 3 人とセミナー修了者 6 人が参加して、消費生活サークル「ひだまり」を結成しました。このサークルでは、消費生活センターの周知、啓発事業の更なる強化や将来に向けて継続して実施できる啓発活動の実施、さらには消費生活推進員の後継者育成も視野に入れており、大いなる活躍が期待されています。

平成 25 年度からは、これまでの活動に加え、かほく市子育て支援課と連携して、市内保育園や学童クラブ等を訪問し、紙芝居やオリジナルジャンボかるたを使った金融

教育の実施を計画しています。市では、消費生活サークル「ひだまり」と行政が一体となった消費者教育などの啓発事業に取り組む活動を通じ、「安全・安心な住み良い環境づくりの実現」と「市民が自ら被害者にならない、被害者をつくらない市民相互の情報展開」を図って行くものです。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 34,884 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ② 高齢化率 24.6%（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ③ かほく市消費生活センター 平成 23 年 4 月 1 日開所 月～金 8:30～17:15
- ④ 消費生活相談員 3 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 2 人（兼務）

【神戸市（兵庫県）】「神戸コンシューマー・スクール」の開講

神戸市では、幅広く消費者啓発や消費生活相談員等の指導を行う、消費者問題の専門家（消費生活マスター）の養成を目的とした「神戸コンシューマー・スクール」を、平成21年9月より開講しています。

開講の背景には、同市では従前から消費者運動が盛んであり、平成20年9月に神戸で開催されたタウンミーティングにおいても、神戸市の消費者団体から消費者教育の充実について要望が出されるなど「消費者被害の未然防止には消費者教育の充実が不可欠である」との認識が広がったことがありました。こうした状況の中、市では、消費者問題を教えることができる専門家の養成にかかる検討を開始しましたが、一般向けの啓発事業や消費生活相談員の養成講座については既に枠組みがあったことから、より高度な能力を求められる「消費生活マスター」を養成することを主眼とした本事業を実施することになりました。

そのため、募集対象も「消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を取得している者、又は消費生活相談員、企業のお客さま相談窓口等で、概ね3年の実務経験のある者」としており、一定の経験・知識等を持つ方々としています。

学習期間は、平成25年度においては、25年6月22日（土）から26年2月15日（土）のうち、原則土曜日の25日間程度を予定しており、学習単位数は54単位（1単位2時間相当の学習時間）となっています。

学習形態については、大学、企業、生協、行政などから講師を招き、法律、経営・経済、環境、食料、心理学などの消費生活に関連する幅広い分野について学習することはもちろん、先進的な事例を題材に、ケーススタディーを中心とした授業を進め、学生には実践的な能力を身につけてもらうことを主眼としています。また、講義にとどまらず、学生がテーマごとにゼミに所属し、講師と議論しながら、新しい消費者問題の掘り起こしを行い、消費者・企業など様々な視点から解決策を探るというアプローチを目指していることも、大きな特徴と言えます。

平成21年度から開始された本事業は、これまでに4期を終え、予算額は3,500万円（1期平均890万円）であり、修了者は116人を数えます。修了者はそれぞれが消費生活マスターとして、高齢者見守りを主眼とする出前講座や中学生向けケータイ講座など市民向けの啓発、ライフステージに応じた消費者教育用ハンドブックの作成、消費生活相談員の研修・指導といった取組等に積極的に関わっており、神戸市の消費者行政の推進に大きく寄与するとともに、講師の派遣を通じて地域における消費者教育を底上げする役割を担っているところです。修了生からは、神戸コンシューマー・スクールが、消費者市民社会の実現のために自らの消費行動を通じて社会変革をする学びの場である、社会への発信の場であってほしいとの提案を受けています。

今後の課題としては、消費生活マスターの高い資質を有効に活かすための更なるチャネルの開拓等が挙げられます。したがって、今後は大学と連携し、若者に対する消費者

教育の推進、例えば金融商品に対するトラブル防止の啓発などの取組を実施していく必要があると考えています。

《神戸コンシューマー・スクール》

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/lifestyle/kcs/>

【ロゴマーク】

神戸コンシューマー・スクール



※青色は、神戸市の海や空をイメージしており、冷静に考えられる消費者力を表現したもの

《自治体のプロフィール》

①人口 1,538,047 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）

②高齢化率 22.9%（平成 22 年国勢調査）

③、④神戸市生活情報センター 昭和 49 年開所 月～金 8:45～17:30

職員 25 人（消費生活相談員 17 人（委託）含む。平成 25 年 4 月 1 日現在）

④消費者行政本課の担当職員 17 人（専任）

【山口市（山口県）】市内の大学と連携した取組 ～地域のまつりでの啓発活動～

山口市では、「協働のまちづくり」を進めています。消費者被害の未然防止の啓発においても、行政だけでなく、市民の皆様と連携し、一緒に行うことで、啓発活動の拡充が図られると考えています。

市内に大学が3つあることに着目し、大学生との連携による啓発活動ができないかと考え、当初は、落語による啓発を考えていましたが、山口大学の学生支援部の紹介により、平成21年度から、山口大学の演劇サークルと協働での啓発事業を開始しました。

この事業にかかった予算は、まつり一回ごとに、演劇サークルへ謝礼として5千円を、啓発予算の中から支払いました。

具体的には、架空請求や点検商法などの題材を若い感性により、大学生自身に面白くまとめてもらってシナリオを作成し、「消費者トラブル劇場」と題して、市内各地域のまつりにおいて、少人数による寸劇を行ってもらっています。

また、まつりの会場には、消費生活センターの啓発コーナーを設けて、消費者被害に遭わないための啓発や、消費生活センターの周知、啓発用パンフレットやグッズの配布をセンター職員とともに大学生にも手伝ってもらっています。

まつりには、地域内外から多くの消費者が集まることから、幅広い年代層に対する効果的な啓発が可能です。特に、寸劇は、ステージでの演目として披露されるので、別の目的でまつりに参加していた市民への啓発にもなり、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方に見てもらえるという利点があります。また、シナリオについては、大学生自身がゼロから考えて作成することで、大学生自身の学習、啓発にもなっており、大学生からも「良い勉強になった」という声がでています。

なお、取組を開始して3年あまりが経った段階で、立ち上げ当初に中心だったメンバーの卒業により、平成23年度をもって事業は終了しましたが、学生、青年層に対する啓発の取組が少ない中、形は変わっても、大学生などの若者と協働して行う啓発活動に、今後改めて取り組んでいきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 194,023人（平成24年3月31日現在）
- ②高齢化率 24.5%（平成24年3月31日現在）
- ③山口市消費生活センター（平成19年設置） 月～金 8:30～17:15
- ④消費生活相談員の人数 3人
- ⑤消費者行政本課の担当職員数 2人（専任1人・兼務1人）

【北九州市（福岡県）】消費者学級（自主学習グループ）の活動支援

北九州市では、市内の自主学習グループである消費者学級の活動を支援し、その輪を地域の住民に広げ、行政と市民の協働による広範囲な消費者啓発を行い、消費者被害の未然防止と「自立した消費者」の育成を目指しています。

消費者学級とは、消費生活に関する必要な知識の習得及び必要な情報の収集に努め、地域住民に対し消費生活に関する知識の普及等の啓発を行うことを目的とする市民による自主的な活動団体です。

毎年度、10団体程度の応募があり、市長が認定します。消費者学級に認定されるには、原則として市内居住者15人以上で構成され、消費生活に関する学習会等を開催すること（少なくとも年度内に2回以上、一般市民にも公開する講座を実施すること）が条件ですが、一定の限度内でこうした公開講座の講師への謝礼金を負担するなど、市も消費者学級の活動を支援しています。

平成24年度に認定されている「フェニックス消費学級」では、北九州市立消費生活センター研修室にて第1、第3木曜日に、①消費者問題 ②食生活・食育問題 ③環境問題 ④健康問題等を学習内容に取り上げ、活動を行いました。この団体は、平成7年に戸畑中央公民館を拠点に生涯学習グループ「健康カレッジ」として発足し、平成10年からは消費者学級「フェニックス」との二枚看板で活動しています。

また、「竹末・若葉・引野消費者学級」では、竹末市民センターにて毎月第2水曜日に、①食は命、食の安全 ②高齢を明るく ③環境諸問題 ④啓発活動等を学習内容に取り上げ、活動をしました。学級は元PTA委員と地域の婦人たちで昭和55年に設立されました。メンバーは高齢になりつつありますが、公開講座によるふれあい学習の実施には毎回70人以上の参加があります。

定期的に各消費者学級の代表者が集まり、「消費者学級ネットワーク会議」を開催し、学級間の交流や各学級の学習会の報告などの情報交換を行い、学習意欲の促進を図っています。平成24年度は、北九州市男女共同参画センター・ムーブが開催している「ムーブフェスタ・サマーカーニバル」に応募し、全学級で制作した寸劇を披露しました。寸劇の内容はネットワーク会議で協議し、自分達でシナリオを考え、練習も行いました。

消費者学級全体の高齢化が課題となっていますが、地域に根ざした市民の自主的な取組として、それぞれの地域の実態に合わせたテーマを選んで活動していただき、学習会も可能な限り市民への公開講座として認定しています。

多くの地域の方に公開講座に参加いただく機会を設け、消費者トラブルの事例や悪質商法の手口等を知っていただくことで、参加者が更に近隣住民へ口コミで啓発していただくことを期待しています。



《自治体のプロフィール》

- ①人口 981,174人（平成25年3月31日現在）
- ②高齢化率 26.2%（平成25年3月31日現在）
- ③北九州市立消費生活センター 昭和46年開所 月～土 8:30～16:45
- ④消費生活相談員 22人
- ⑤消費者行政担当職員 9人（専任）

**【鹿児島市（鹿児島県）】地域に根ざした消費者教育の担い手育成
～「地域消費者ガイド」と「地域消費者リーダー」～**

鹿児島市では、地域に根ざした消費者教育を普及するため、平成 19 年度に「地域消費者ガイド」事業を開始しました。23・24 年度は、38 人（男性 12 人、女性 26 人）の市民が市長の委嘱を受け、消費生活に関する研修（消費生活に関する法律知識、食品表示、施設見学など月 1 回程度）等を受講しました。また、これらを通して得た知識をパネルにして展示会を開催するなど、地域に情報提供を行ったり、地域の消費者トラブル情報を市に報告したり、消費生活センターと地域とのパイプ役として活動を行っています。

ガイドとして 2 年間の任期を終えると、希望者は「地域消費者リーダー」となり、自主的な研修活動を行うとともに、市の要請に応じて出張講座を行っています。平成 24 年度は 21 人のリーダーの登録があり、市に依頼のあった 175 回の講座のうち、43 回の講師を務めました。主に鹿児島市内の高齢者を対象とした『お達者クラブ』という集まりに出向いて出張講座を開催し、864 の方が参加されました。

事業開始時は、人前で話す経験がなかったため、身につけた知識をどのように受講者へ伝えればよいか、戸惑う場面も多くありました。

しかし、現在では、鹿児島弁の寸劇や振り込み詐欺撃退ソングを作るなど、リーダー自身も楽しんで講座を実施しています。実際に相談を受けている消費生活相談員に比べて情報量が少ない面もありますが、自身の被害経験などを交えた講座は、受講者と同じ目線で展開されるため、消費生活相談員が行う講座とはまた違う親しみがあるようです。また、リーダーが講座を担当することにより、従来すべての講座を実施していた消費生活相談員の負担を軽減することができ、消費生活相談員は複雑・長期化している相談業務に専念する時間が増えています。

今後、リーダーの活動をより充実させるため、出張講座など実践的な活動に意欲を持って参加してもらえるようなきっかけ作りが必要となっています。また、現在は高齢者層への啓発を中心に行っていますが、今後は若年層への啓発を強化するため、若い世代のリーダーの育成に努めていきます。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 605,883 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ②高齢化率 21.4%（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ③鹿児島市消費生活センター 平成 6 年開所 月～金 9:00～17:15
- ④消費生活相談員 6 人
- ⑤行政職員 6 人（専任）

9. 消費者教育の資源（教材等）の作成・活用

【仙台市（宮城県）】

市民・学生等のプロジェクトチームによる消費者教育教材の作成

仙台市では、平成 18 年度に策定した「仙台市消費生活基本計画」に基づいて消費者行政を積極的に推進してきました。

その取組のひとつとして、消費者トラブルの低年齢化とともに、震災を踏まえた消費者教育の必要性が高まってきていることから、消費者教育に関心のある市民、学生、教職員の協力を得て、子どもたちが関心をもって学べる消費者教育教材を製作しました。この教材は、それぞれ小学校の低学年から中学校まで、成長の過程に合わせたものとなっています。

教材には、「奥州・仙台おもてなし集団 伊達武将隊」などの地元仙台市にゆかりのあるキャラクターを起用し、より親しみやすいものにしています。消費者教育の教材として重要なことは、“いかに学校の教育の現場で使ってもらえるものを作るか”であると考えました。どれだけ良い教材であっても、数ある教材の中から注目してもらい、実際に使ってもらえるものでなければ有効な消費者教育とはなりません。

使いやすい教材とするために、企画段階から、消費者教育に関心のある「消費生活パートナー」の「市民パートナー」と「学生パートナー」を含めた、約 20 人のプロジェクトチームを組織し、ワークショップを重ね、その中で、教員の方から教育現場の現状と、学校の先生方がどのような教材を望んでいるのかなどについて、お話をいただきました。

各パートナーの方々には「消費者教育教材製作に関するアンケート」を行い、教材製作プロジェクトへの参加意向を確認してメンバーを募り、教員の方々は、既存の消費者教育連絡協議会の委員に参加してもらいました。

プロジェクトを立ち上げたのは平成 24 年 9 月で、プロジェクトを進めるにあたって苦労したことは、“様々な立場から出された意見の集約”と“製作期間の短さ”でした。様々な立場から出された意見の集約は大変でしたが、その分いろいろな意見が出たため、より良い教材になったと思っています。また、予算の都合もあり、製作期間は 25 年 1 月からの 3 か月間と短期間でしたが、製作過程においても、消費者教育連絡協議会の教員の方々に委託業者との打ち合わせ会に参加してもらい、教育現場の意見を反映させながら製作にあたったため、内容の検討や校正等の時間を短縮することができました。

ボードゲームを 920 セット、リーフレットを 15,000 部、DVD を 200 枚、副読本を 33,000 部作成しました。教材製作の費用は合計で約 1,230 万となっています。

これらを平成 25 年 3 月から市内全ての小・中学校と特別支援学校及び児童館等に配布し、また、消費生活センターでも貸し出しをしています。これから、教材の活用状況等を調査し、良かった点・改善点を分析して今後の消費者教育に活かしていきます。

今回製作した教材は、市のホームページで紹介するほか、教師向けの消費者教育情報誌、消費生活情報誌に掲載して活用を促しています。まだ具体的な活用状況は把握できていませんが、多くの方に消費者問題について関心を持っていただくためにも、機会を捉えて教材の PR を行ってまいりたいと考えています。

9. 消費者教育の資源（教材等）の作成・活用

【教材一覧】

対象	教材名	内容
小学校 低中学年	ボードゲーム めざせ六十二万石！ 伊達なものしり武将ゲーム	物やお金の大切さを身につけ、環境を考えた生活、震災を踏まえた家族・地域との関わりなどを遊びながら楽しく学ぶ
小学校 高学年	リーフレット めざせ！買い物名人	物や金銭の大切さ 上手に買物をするためのポイントの紹介
中学校	DVD 開校！伊達塾 ～伊達なくらしをいざ伝授！～ DVD副読本 めざせ！賢い消費者 伊達なくらし入門	契約に関する基礎知識や悪質商法に騙されないための心構えの解説



小学校低中学年

小学校
高学年



中学校

○仙台市オリジナル消費者教育教材
http://www.city.sendai.jp/sodan/1208315_2535.html



《自治体のプロフィール》

- ①人口 1,038,522人（平成25年4月1日現在）
- ②高齢化率 20.1%（平成25年3月31日現在）
- ③仙台市消費生活センター 昭和62年開所
- ④消費生活相談員 12人
- ⑤消費者行政本課の担当職員 12人（専任）

【足立区（東京都）】

産学公の連携による子ども向け教材「おかいものゲーム」の作成

足立区では、「産学公連携事業」として、区内企業、児童心理を学ぶ大学生と協働し、小学生から中学生までを対象とした子ども向け消費者教育ゲーム（おかいものゲーム）を作成し、高齢者だけでなく子どもの消費者被害の未然防止を図るための取組を積極的に実施しています。

平成 22 年度時点の消費者センターに寄せられた相談は年間 4,500 件を超え、多重債務や悪質商法、社債や未公開株の購入など高齢者に多く見られる消費者被害のほか、インターネットや携帯サイトの高額課金や不当請求など、若年層の被害も増加しており、消費者問題が複雑・多様化する中で、区は早期の段階からの消費者教育を課題の一つと位置付けています。

子どもたちが楽しくゲームで遊びながら、自然にお金の大切さや金銭感覚を身につけ、消費者トラブルについて学ぶことができる子ども向け教材の必要性を感じたセンター職員が、所属部署の職員提案制度を活用して消費者教育のためのゲーム製作を提案した結果、プロジェクト化が決定しました。消費者センターと他の係の職員も加わり、区内大学と区内企業との連携を模索する中で、平成 22 年 4 月、区内大学と、地域企業による「足立異業種交流会未来クラブ」の参加を経て、子どもの目線から実践的な教育に取り組む大学と、ものづくりを支える町工場との「産（ものづくり事業者）・学（大学）・公（消費者センター）三者の連携」による消費者教育ゲームの開発を進めることとなりました。

このゲームは、いかに子どもに興味を持ってもらうか、児童心理を学ぶ大学生の柔軟な発想を活かし、子どもの誤飲防止など、ゲームの仕様や地場産品の利用について事業者から提案をいただき、消費者センターが消費者啓発の視点を盛り込んだ被害防止に関するクイズを作成するなど、幾度も検討会と試作を重ね、子どもたちの意見も取り入れ改良を加えながら作成されました。「楽しさ」と「学び」の融合はとても難しく、作成期間が 1 年間であったことからとても難しい中での作業でしたが、検討会の中での学生や事業者からの斬新なアイデアや提案を受けながら、地方消費者行政活性化基金を活用し、平成 23 年 3 月に完成しています。

小学校低学年～高学年向けの「ワクワクドッキリ！おかいものゲーム」と、小学校高学年～中学生向けの「足立一周お買いものゲーム アダベンチャー」の入門編と修業編の 2 種類からなる消費者教育ゲームの内容は、1,000 円のお小遣いをもち、くじで出た数のマスを進む、すごろくによる人生ゲーム方式（2～5 人）で、「修業編」については、フリーマーケットでの交渉やプリペイドカードなどの現金以外の利用に関する問題も含まれており、大人でも楽しく学べる内容となっています。ゲームの中に

は、最後の最後で逆転できる工夫や、最終的に獲得した点数により「消費者称号（初級、中級、上級、達人級、仙人級の缶バッジを贈呈）」を獲得できる仕組みを盛り込んでいるため、子どもたちも飽きずに繰り返し遊べることから、長く利用できると考えています。

児童館や小・中学校などで、消費者教育教材として活用されることを想定し、大規模スーパーで区の青少年課が所管する子ども遊びフェスタと連携して実施したり、地域学習センターなどで普及活動の一環としたゲーム大会を開催するなど、幅広い活用を目指しています。また、2種類合わせて560個を製造し、児童館や学童保育室、放課後子ども教室など、区内施設に配布するほか、民生委員の会議や食育フェスタ等で使い方を説明するなど、利用希望者の普及に努めています。

子どもたちには消費者センターや消費者トラブルについて自然に知ってもらっていると実感しています。消費者教育支援センターが実施する消費者教育教材資料表彰では、優秀賞を受賞するなど教育コンテンツとして高い評価をいただいております。また、多くの自治体から貸出の依頼等をいただくなど、今後も、この教材を活用し、区の若年層被害の未然防止を図るため、子どもたちがお金の大切さや消費者としての知識を遊びながら学べる機会を提供し、小・中学生に対する継続的な啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。平成25年度には、地方消費者行政活性化基金を活用したゲームの一部コンテンツの追加を予定しており、今後も子ども向け啓発ツールとして利用していきたいと考えています。



《自治体のプロフィール》

- ① 人口 669,592人（平成25年4月1日現在）
- ② 高齢化率 23.1%（平成25年4月1日現在）
- ③ 足立区消費者センター 昭和49年8月開所
月～金（祝日を除く）9:00～16:45
- ④ 消費生活相談員 7人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 6人（専任）

【八王子市（東京都）】障がい者に対応した啓発資料の作成（点字、音声CDなど）

八王子市では、平成 21 年度の消費者庁の設置、消費者安全法の施行という状況を踏まえ、全市的に消費者行政を力強く推進するために、23 年 4 月に「八王子市消費生活条例」を施行し、「市の責務」や「事業者の責務」、「消費者の役割」等を規定するとともに、「消費生活基本計画」については「策定しなければならない」という義務規定を設け、学識経験者、関係団体、市民委員からなる審議会を立ち上げ、審議会からの答申をもとに、平成 24 年 3 月、「八王子市消費生活基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

この計画の策定においては、平成 23 年 8 月の「障害者基本法」改正により、新たに「消費者としての障害者保護」が新設され、きめ細やかな対応が求められていたことから、重要課題「消費者教育の充実」において、「自立した消費者の育成に向けた取り組み」の 1 つとして、障害のある方の被害防止に関する対応を盛り込みました。なお、計画では、「安全・安心な消費生活の確保」、「消費者被害の未然防止・救済」を合わせ 3 つの重要課題により体系化しています。この計画に基づき、市では、さらに消費者保護対策に力を注ぎ、よりよい消費生活を目指して、消費生活相談業務のほか、啓発支援活動に積極的に取り組んでいます。

平成 24 年 2 月には、携帯電話やインターネットの利用によるトラブル、悪質商法や振り込め詐欺、食品偽装問題など、様々な消費者被害に関する情報の周知と被害の未然防止を図るため、最近のトラブル情報や消費生活のお役立ち情報、クーリング・オフに関する情報等を分かりやすく掲載した「消費生活トラブルにあう前に！」というカラー冊子を保存版として市民向けに作成し、市の広報誌と併せて全戸配布を実施しています。

この取組の中で、消費生活センターは、障がい者に対応した啓発資料の必要性について関係部署に提案、もともと市の広報誌では点字広報を作成していたこともあり、広報担当者や障害者福祉課と連携し、地方消費者行政活性化基金を活用した点字の啓発冊子や音声ソフトによる啓発CDを作成、平成 24 年 3 月に点字・音声版の「消費生活トラブルにあう前に！」を発行しています。（点字版は、読み手の使い勝手を考慮し B5 版と A4 版の 2 種類 100 部（A 4 版 20 部、B 5 版 80 部）、音声版は 100 部（テープ 50 本、デジタイズ 30 枚、CD 20 枚）の合計 200 部を作成。）

点字・音声版の啓発資料は、市内の点字図書を扱う中央図書館や障害者福祉課へ配布、また、消費生活センターへ来所する希望者に対しては無料で貸し出しをしています。障害者福祉課を通して、点字を翻訳している団体や障害者施設、作業所等への配布にもつながっていますが、広報誌と併せて希望者に一方的に送付することはできず、普及しきれていない部分もあることから、今後どのように活用を進めていくべきか、消費者に

対する PR の方法などについてさらに検討をしていきたいと考えています。

しかし一方では、点字版には、読み手によって B 5 ・ A 4 とサイズでは読みやすさがそれぞれで違うこと、また、音声版においても、カセットテープ・CD・デージー版があり、使い慣れた機器があることに気づくことができました。こういった啓発資料を市で作成したことにより、啓発事業においては、対象者を健常者のみとしがちである中、講演会の際には手話をつけるなど、市職員の障がい者に対する意識と配慮の必要性について省みることができたことは、とても大きな収穫であったと言えます。

今後は、一般市民や障がい者への啓発資料の活用方法と必要性について、どのように伝えていくべきか検討を重ね、他部局や地域との連携も図りながら、継続的に取り組んでいきたいと考えています。また、平成 24 年 11 月に、八王子市聴覚障害者協会からの依頼により実施した出前講座「転ばぬ先の消費者知識」は、手話通訳をとおして、聴覚障害者及び聴覚障害者協会関係者に周知啓発を行い、大変好評であったことなどから、障がい者への啓発活動の効果の一端として、今後の取組のきっかけになると考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 553,914 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ② 高齢化率 21.7%（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ③ 八王子市消費者センター 昭和 52 年 7 月 5 日開所
平成 23 年 3 月 7 日 八王子駅近くに移転
平成 23 年 4 月 1 日 消費生活センターへ名称変更
- ④ 消費生活相談員 7 人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 6 人（専任）

【金沢市（石川県）】

消費生活に関する知識や対策を学ぶことができる通信制消費者講座

金沢市では、日々変化する社会の中で、急速に複雑化する消費生活に対応できるよう、平成12年度から、悪質商法対策、契約の基礎知識、衣生活や食の安全・安心等について在宅で学ぶことができる「通信制消費者講座」を、金沢市内に住む一般消費者を対象として、毎年度12月から3月にかけて開講しています。

消費者トラブルや消費生活に関する知識を深めたいという意欲を持っていても、平日は仕事等でなかなか勉強会等に参加する機会がないという声があり、市としても、まずは市民に学んでもらい、消費者トラブル等に遭わないようになってもらうことが重要であるという意識から、市民の「学びたい」という意欲に応えるべく、この事業を始めました。

テキストは「くらしの豆知識」を使用し、各受講生に配布して学習してもらい、添削問題を月に1回、計3回提出してもらいます。添削問題を提出してもらうことで、自宅にいながら知識の定着を図ることができると考え、このような添削の方式にしました。問題の作成や添削にあたっては市職員が行っています。点数を取るだけでない、テキストを読んでもらうことも大事な目的の一つなので、テキストを読みながらでなければ合格点に達することが難しいような問題構成にしています。最終月の3月には、そうまとめとして講師を招き、消費生活に関する講演会を開催するとともに、成績良好な方には修了証を授与し、一種のイベント性を持たせるようにしています。この講座は受講料無料で定員は50人ですが、定員を超えてもなるべく対応するようにしています。受講者の募集にあたっては金沢市の新聞広報、ホームページ、各公民館窓口や消費生活のイベント参加者等、広く募集しています。

平成23年度・24年度の受講者はそれぞれ、40人、78人でした。本事業にかかる予算は4万円程度ですが、家にいながら学べるので自分のペースで学習できることや、「くらしの豆知識」を活用することで悪質商法等から自己を守るだけでなく消費生活全般に関して学習できることなど、効果は高いと考えます。

今はこの消費者講座の存在を知らない方もまだまだ多いので、当面は、学習意欲のある方に受講してもらえようチラシの配り方を工夫する等して、受講者を増やしていくことが課題です。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 445,432人（平成24年3月31日現在）
- ② 高齢化率 21.9%（平成24年3月31日現在）
- ③ 金沢市近江町消費生活センター 平成14年4月1日開所
月～金（9:00～17:00）、日（毎月第3日曜日のみ） 9:00～17:00
- ④ 消費生活相談員 4人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 3人（兼務）

【静岡市（静岡県）】

中学生向けの消費者教育の副教材の作成と家庭科教員への研修の実施

静岡市では、パソコン、携帯電話機等の通信機器の普及に伴い、消費者トラブルが低年齢化していることから、早い時期からの消費者教育の推進を課題と考えるようになりました。そこで、平成 18 年度から消費者行政担当部局と教育担当部局の連携強化を図るために、関係課 6 課で消費者教育推進検討連絡会を組織し、消費者教育に関する施策を協議、検討してきました。

まず、平成 20 年度には、中学校社会科副読本に消費生活センターの相談実績や悪質商法の手口を掲載し、消費者問題に関して中学生の頃から関心をもってもらえるようにしました。

また、同じく平成 20 年度に実施した家庭科教員へのアンケート調査の結果で、「学校現場の教員に消費者教育のノウハウに関するニーズがある」ことが把握できたことから、23 年度には消費者教育に精通した学識経験者を「消費者教育コーディネーター」として委嘱し、学習指導案や教材の作成等、消費者教育に関する授業の進め方について、家庭科教員にアドバイスや情報提供を行う取組を実施しました。しかし、23 年度には教員向けに別途「消費者教育講座」を開催しており、市内の家庭科教員等 40 人の受講があったことから、ある程度のニーズがそこで充足されたこともあり、消費者教育コーディネーターの派遣実績は 2 回にとどまりました。

そして、平成 24 年度には、中学校の技術・家庭科の授業において消費者教育のために使用する副教材の作成を行いました。作成にあたっては、その内容について必要な検討を行うため、大学教授、司法書士、市立中学校の家庭科教職員、消費生活センター相談員の 6 名の委員から成る「静岡市消費者教育副教材作成委員会」を立ち上げ、学校現場で積極的に活用されるような、使いやすい教材作り及び社会と消費行動のつながりに焦点をあてた積極的な意識をもった消費者教育を目指しました。この副教材は、①学習指導要領を踏まえたものになっており、これを授業で使用すれば、学習指導要領に載っているものは全て網羅されるようになっていくこと、②「葵」「駿」「清」の 3 人の中学生が登場し、消費生活センターのイメージキャラクター「かいけつ！ハナミン」が進行するストーリー性のある展開で、多くのイラストを使って視覚的にもわかりやすい内容となっていること、③ワークブックには事例研究、体験学習的な要素が含まれており、具体的な行動や考えをワークブックに解答することにより、自立した消費者を目指すための意思決定の過程が理解できる構成になっていること、等が特徴です。

また、消費者教育のポイントについて教員に理解を深めていただけるよう、副教材やワークブックの解答について解説するとともに、授業展開例を内容とする教員向け指導書も作成しました。この副教材の作成には、地方消費者行政活性化

基金を活用しており、経費は 370 万円程度でした。副教材・ワークブック・指導書の 3 点セットとその内容を収録したDVD、さらには消費生活センターの役割と仕事を広報するDVDを制作し、市内の市立中学だけでなく、国立、私立の中学にも配布しました。24 年度末には、このように全中学校に教材を配布することができ、現場で活用できる教材作成と配布という目標は達成できましたが、消費者問題は日々変化していくことを考えると、内容を必要に応じて改訂していくことが必要であると考えています。しかし、そのための財源の確保の見通しが立っていません。今後の消費者教育の充実にあたっては財源の確保は重要な課題となっています。

なお、平成 25 年度には、24 年度に作成した副教材の活用方法や消費者教育の体系的推進についての消費者教育教員講座を、技術・家庭科の主任者・担当者会議と合同で実施することになっています。学校現場の教員は多忙で消費者教育の研修機会の確保が難しいことが当面の課題ですが、学校側、また、教員自身にも消費者教育の重要性を理解していただき、研修に積極的に参加してもらえよう環境づくりを行いながら、教員への研修参加を積極的に呼びかけたいと考えています。

今後も引き続き、中学校への出前講座や若者向け携帯サイトの運営、教員向けの消費者教育講座の実施等、若年層に向けた消費者教育の充実に図っていきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 719,188 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ②高齢化率 25.9%（平成 25 年 3 月 31 日現在）
- ③静岡市消費生活センター 昭和 48 年開設 月～金 9:00～16:00
- ④消費生活相談員の人数 10 人
- ⑤消費者行政本課の担当職員数 8 人（専任 5 人・兼務 3 人）

【大阪府】

教育委員会と連携した消費者教育の推進 ～教育活動現場で活用できるDVD～

大阪府では、相談件数が増加しているインターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害防止を図るため、平成24年度に「若者向け消費者トラブル被害防止キャンペーン事業」を実施しました。

具体的には、若者及び若者を見守る保護者等を対象とした啓発を、若者が受け入れやすい媒体及びコンテンツを活用して集中的に行い、府の役割である先導的・広域的な啓発を学校教育とも関連させながら展開しました。

学校における消費者教育については、新学習指導要領において、平成23年度の小学校から25年度の高校まで順次実施されることとなったことにより、小学校では、家庭科や社会科等の教科で、中学校では、技術・家庭科や社会科(公民的分野)等の教科で、高校では、家庭、公民科等の教科で消費者教育に関する内容を教えることとされています。

しかし、指導にあたる教員が様々な消費者トラブルの事例と対応方策などを十分に教えるのは難しいということや、教科準備のための時間が限られているという状況があったことから、大阪府では、教員がより教育活動現場で活用できるよう、教育委員会と連携し(大阪府消費者教育連絡会)、消費者教育にかかるDVDを作成しました(経費については、地方消費者行政活性化基金を活用)。

当該DVDの特徴としては、①小学校・中学校・高校の3類型で作成しており、各年代に応じた消費者教育を意図していること、②DVDマニュアルにおいて、授業進行案を詳細に提示することで、教員が当該DVDを活用して消費者教育を進める上で効率的な授業案を提示していることが挙げられます。

これまで大阪府内の小学校・中学校・高校については、公立・私立問わず、DVDが全校に配布されており、授業等で活用されているところです。教員からは、「内容がリアルで分かりやすい」という声が寄せられており、DVDによる消費者教育について、好評を頂いています。

今後、府が主催する講座等で活用するとともに、教育活動現場での活用が推進されるよう、教育委員会との連携をより一層深めていきたいと考えています。

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 8,851,237人(平成25年4月1日現在)
- ② 高齢化率 22.1%(平成22年国勢調査)
- ③ 大阪府消費生活センター 昭和44年開所 9:00～17:00
- ④ 消費生活相談員 11人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 39人(専任10人・定数外3人・法人委託26人)

【神戸市（兵庫県）】「神戸消費者教育センター」の設立

神戸市では、従前より消費者の自立支援のための消費者教育の充実に取り組んできていますが、今後も複雑、多様化していく消費者問題に対応するため、神戸市生活情報センター内に悪質商法や製品事故情報、消費者教育の教材などを集めた「神戸消費者教育センター」を平成 24 年 7 月 23 日にオープンしました。

当センターでは、新たに大型モニターや電子看板を備え、最新の消費生活情報を映像でも見ることができると同時に、テーマごとの多様な展示のもと、実践的な学習の場としても利用することができます。

コーナーの具体的な内容ですが、例えば「悪質商法対策コーナー」や「家庭の安全・安心コーナー」では、神戸市内で実際にあった悪質商法の事例や、兵庫県下で実際に発生した製品事故の事例等について、パンフレットや各種資料で学ぶことができます。

また、「子どもコーナー」では、児童・生徒がゲームや展示から消費生活について学ぶことができるのはもちろん、親子で一緒に学ぶことも可能です。

さらに、「自主学习コーナー」では、消費生活に関するビデオ・DVD等を約 300 本、関連図書を約 2,000 冊揃え、個人やグループで視聴や勉強をするだけでなく、貸し出しも含め学校や地域団体の方々による利用も可能です。

その他「法令・制度改正コーナー」、「商品・ものしりコーナー」、「省エネ・省資源製品紹介コーナー」など、子どもを含む市民の方々が、消費生活に関することを幅広く学べるコーナーも整備しているところです。

また、消費生活講座を開催できるスペースも用意しており、市民の要望するテーマに応じて、職員が実際に講座を実施しています(セミナー18回、377人)。

小学校の生活科・総合的学習や中学校の家庭科の先生方の教材研究等の利用も始まっています。

今後の課題としては、展示内容を時代に対応したもの、子どもから高齢者まで幅広い世代に興味を持ってもらえるものにし、魅力的な特別展やセミナーを企画するなど質の向上に努めることで、消費者教育の拠点としての機能をさらに強化するとともに、地域団体・学校等に対しても積極的に働きかけ、当センターの周知を図っていくことで、発信機能を高めていくことが挙げられます。

《自治体のプロフィール》

①人口 1,538,047 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）

②高齢化率 22.9%（平成 22 年国勢調査）

③、④神戸市生活情報センター 昭和 49 年開所 月～金 8:45～17:30

職員 25 人（消費生活相談員 17 人（委託）含む。平成 25 年 4 月 1 日現在）

⑤消費者行政本課の担当職員 17 人（専任）

【島根県】ソーシャルメディアや漫画による消費者被害防止啓発活動

島根県は、高齢者人口（65歳以上）の割合が30.0%（平成24年10月1日現在）にのぼる、全国有数の高齢化県です。そのため高齢消費者被害の防止が大きな課題であり、県消費者センターでは従来から情報紙の発行やＴＶＣＭの放映、出前講座の実施等の様々な啓発活動を行ってきました。

こうした高齢者自身への啓発を継続する一方で、高齢者の周囲にいる家族や福祉関係者など若い世代に対する啓発が高齢消費者被害防止のためにも重要との考え方から、近年は、現役世代にもこうした問題に関心を持ってもらえるよう新たな取組を進めています。

そのひとつが、ソーシャルメディアの活用です。平成24年4月に、若者をはじめ多くの現役世代が利用するツイッターに県消費者センターマスコットキャラクター「だまされないゾウくん」の公式アカウントを開設し、1年あまり経過した平成25年6月上旬でつぶやきの数はおよそ2,500に達しました。内容としては、悪質商法被害や製品事故などの最新情報を速報するとともに、消費者問題に関するミニエッセイを交えることで、読者自身に感じ考えてもらう教育効果を発揮しています。フォロワーの増加に伴いリツイートされる機会も増え、情報・議論が広く拡散伝播していくソーシャルメディア特有の効果を活かした活動となっています。またツイッターと同時期にfacebookページも開設し運用しています。

更に、ツイッターのコンテンツのひとつとして、四コマ漫画「ゾウくん一家の『だまされないゾウ！ 悪質商法』」を制作しました。「従来型の広報では県民の隅々にまで情報が届いていない、様々な新しい試みをしてみよう」との発想の下、本県出身の漫画家・柏屋コッコさんに協力を打診したところご快諾いただいたものです。ゾウくん一家のもとに悪質業者があの手この手で問題のある取引を仕掛けてくるのを、だまされないゾウくんが見破って、悪質商法撃退のコツをみんなに教えてくれる内容です。「架空請求・不当請求」「オレオレ詐欺・還付金詐欺」「点検商法／かたり商法」「劇場型利殖商法／被害回復商法」「無料・当選商法／サクラサイト商法」「催眠商法／次々販売」「健康商法／開運商法」の全7章からなる50本の四コマ漫画は、平成25年2～4月に1本ずつツイッターで配信しました。今後、県消費者センターのホームページで一挙掲載や図書館等で読むことのできる印刷物について、準備を進めています。

こうしたソーシャルメディアの運営に、経費はかかっていません。ツイッターのつぶやきも職員が手分けをして担当しています。四コマ漫画については、制作費は基金で対応し、作者との合意のもと著作権を県へ譲渡する契約としたことから、今後は県が自由に広報啓発に活用することができます。なお、著作者人格権を尊重し、四コマ漫画を用いる際は作者名を明記する約束としています。

「だまされないゾウくん」のキャラクターは、平成15年に県消費者センターに在席していた職員が描いたイラストが元になっています。島根県における悪質商法被害防止活動のシンボルとして、啓発パンフレット、テレビ番組、啓発グッズ（うちわやエコバツ

グなど）や職員がクールビズで着用するポロシャツなどにも使われています。ただし、有名ゆるキャラたちと比べるとゾウくんは特徴付けに十分成功しているとはいえず、「キャラクターを立てる」ための工夫を凝らして広く人々に注目し支持してもらうことが、今後の課題といえます。

県では引き続き、「興味を持ってもらう」「誰かに伝えたいくなる」工夫を凝らした普及啓発を行い、消費者トラブルの防止に努めていきます。

【参考】

https://twitter.com/Shimane_CIC

http://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/kurasi_info/

【Web上の画面】



第六章⑥ 次々販売の事例



《自治体のプロフィール》

- ① 人口 707,074 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ② 高齢化率 30.0%（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ③ 島根県消費者センター 昭和 46 年 開所
月～金 8：30～17：00（電話・来所）
日 8：30～12:00、13:00～17：00（電話のみ）
※祝日・年末年始は閉所
- ④ 消費生活相談員 9 人（松江 7 人、益田 2 人）
- ⑤ 消費者行政担当職員 7 人（専任 1 人・兼務 6 人）

作：柏屋コッコ

【周南市（山口県）】知恵と工夫による啓発活動 ～イメージ戦略による啓発～

周南市消費生活センターでは、地方消費者行政活性化基金を活用し、平成 21 年度から集中的に消費生活に関する啓発活動を行なっています。

それまで、チラシ等による単一的な啓発活動を行っていたところですが、日々、センター職員と消費生活相談員がお互い「相談窓口である消費生活センターをどうしたら知ってもらえるか」を試行錯誤していました。

取組のはじまりとして、悪質な訪問業者に帰ってもらう手段として、目につきやすいグッズの作成のため、「うちわ」を活用した貼付用啓発シートを、市内全戸へ配布しました。

その後、消費者とりわけ高齢者への理解促進のため、市民にわかりやすくかつ親しみやすい印象を与えられるよう、キャラクターやイメージカラー等、統一的なデザインやカラーリングについて検討を行いました。

そこで、消費相談窓口の周知を図るため消費生活に関するイメージ戦略として、誰もがイメージとして理解しやすいよう、デザインカラーをピンクに統一し、合わせて、親しみやすいおねえさんのキャラクターを描き、セットでデザインを作成しました。

デザインは、絵心のある市の消費生活相談員が描いているため、特許があるわけではありません。

そのデザインを活用しマグネット化したものを、市の公用車へ貼り、また電動機付自転車の後輪側面に看板として取り付け、動く広告塔として啓発を行っています。

職員は、消費生活センターの連絡先などを表示したピンク色のジャンパーを着用し、市内小・中学校校長会や高等学校・大学、各種団体に対する出前講座へ出かけています。

高齢者や学生からも「ピンク」のカラーリングは好評であり、卒業後も、そのカラーから消費生活センターを連想いただければと願っています。

また、市内を運行している路線バス事業者と契約し、中山間地域等を巡回する路線バス 10 台の外側にもセンターの広告を掲げ、いろいろな路線での住民への周知を行いました。バスの車内ではアナウンスで、乗降客が多い等、主要な各停留所の案内を行う際に、『商品の購入や契約、多重債務などで「おかしい」「困った」と思ったら周南市役所の消費生活センターにご相談ください。』等消費生活センターのPR周知を放送しました。（バスの啓発は平成 24 年度末終了）

他にも、地域のコミュニティエフエム放送を活用して、平日、曜日ごと内容や時間帯を替えて 20 秒のスポットCMや、10 分コーナー放送として年 6 回と臨時的に消費生活セミナーの開催PR、消費者被害に関する注意喚起等、その時々ニーズに応じて、消費生活相談員を含め、職員が生の声で市民へ被害防止を呼びかけています。

視覚的に、また聴覚的にも、消費生活に関する情報を発信することで、トラブルの際、もしくは未然にトラブルを防止できるよう、様々な角度から消費者へのイメージ戦略的啓発が、徐々に市内に定着してきました。

地域に根ざした相談体制を整えていくとともに、引き続き、消費生活に関する被害防止等、啓発の輪を広げていけるようセンター職員、消費生活相談員ともども日々検討を重ねています。

【全戸配布したうちわシール】



【ピンクカラーのいりません！おねえさん】



【バス車体から啓発】



【公用自転車から啓発】



【周南市消費生活センター啓発幟旗】



《自治体のプロフィール》

- ① 人口 151,409人（平成24年10月1日現在）
- ② 高齢化率 27.08%（平成24年10月1日現在）
- ③ 周南市消費生活センター 平成16年4月1日 開所
月～金 8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く。）
- ④ 消費生活相談員 3人（平成25年4月1日現在）
- ⑤ 行政職員 3人（兼務）（平成25年4月1日現在）

【愛媛県】啓発教材を活用した注意喚起 ～笑い笑顔で関心を引く工夫～

愛媛県消費生活センターでは、消費生活相談窓口イメージキャラクター「こまどりのP i P i」と「消費生活かるた」を軸にした、笑い笑顔に包まれた注意喚起が、県民からの人気を博しています。

こまどりの「P i P i」は、平成21年度に地方消費者行政活性化基金を使い誕生。消センの存在を広く知ってもらうための告知に活躍しています。

かるたは、もともとは電車の中吊りポスター用に、あ行～さ行のかるた15案を掲載したのが発端です。その後、続きを2段階に分けて掲載していく中で、webへの掲載も行い、全かるたがそろった段階で読み札付・解説書付きの箱入りかるた（300部）も制作することになりました。

これらをつくるきっかけとなったのは、人の心を動かすためには「これはダメあれもダメ、要注意！ 騙されないで！！」といった後ろ向きの言葉でいくら呼びかけても効果が薄く、むしろ諧謔的な切り口で、笑い話題を提供することが最大の告知効果を発揮すると考えたことにあります。基金をきっかけに啓発活動で試行錯誤する中、そうした結論に行きつきました。

かるたの作成にあたっては、従前から一般に募集をかけていた川柳からも2句採用したほか、センター職員が頭を抱えつつ、代表的な、実際の相談事例を45種の頭文字の中に、笑いとともに落とし込む作業に没頭。通常はおざなりに扱われがちな解説書も「これを読めば、相談事例のほぼすべてが網羅できます！」と胸を張れる出来栄になりました。本編や解説書もさることながら、イラストにも手を抜いておらず、実際の相談事例を基にしているため、例えば、「アクセサリー販売の被害者はもっと素朴な女の子にして」、「この事案は、高齢者よりも若者からの相談が多いのよ」など、イラストレーターにもダメ出しをしながら、実際の相談例をもとにしたリアルさにこだわっています。45札すべてを覚えてもらえるとは思っておらず、話題になって悪質商法の危険性や消センの存在が頭の隅に少しでも残ること、それが大事だと考えています。だからこそ、完成度にはこだわりました。

そうした努力の結果、かるたは「売ってください」と申し込まれるなど他の自治体からの問い合わせが相次ぎ、使用許可申請が半年で12件寄せられるほどの人気ぶりです。この盛り上がりは偶然ではなく、試行錯誤した中で啓発の大切さや笑いの有効性を再認識して力を入れ、意図的に狙った成果であると自負しています。

センターでは、多様な場面で「P i P i」と「消費生活かるた」を活用しつつ効果を最大限に引き出すような活動をしています。例えば、かるたは大判にコピーして、出前講座で活用し、悪質商法の手口がわかり易いと好評を得ています。また、あ～をの全45札を活用した啓発グッズ（ポケットティッシュ等）の配布や特に多い相談事例12札をカレンダーにする等、多様な手段で相談窓口の紹介や注意喚起に努めています。

このほか、高齢者向けのかかるたに対して、幅広い年代向けに……ということで、センターでは、平成25年3月に啓発教材DVD「なの消費生活ものがたり」を作製し、市

町、学校、消費者団体等関係機関で利用できるよう配布しました。相談件数の多い「エステトラブル」や「マルチ商法」、「次々販売」、「利殖商法」の手口を、相談事例をもとに昔話風にアレンジ。若者層から高齢者まで理解しやすいようにアニメーションで表現し、物語終了後に最近の被害手口や対処法を具体的に解説しています。基金を活用する中で、啓発の重要性、人の心に届くアピールがいかに大事かがわかった今、かるたや啓発教材DVDをさらにどのように有効に使うかが今後の課題です。



「消費生活かるた」とその啓発グッズ



かるたを活用した出前講座



啓発教材DVD

「なのの消費生活ものがたり」と
ガイドブック



DVDを活用した研修会

《自治体のプロフィール》

- ① 人口 1,441,291人（平成24年3月31日現在）
- ② 高齢化率 26.7%（平成24年3月31日現在）
- ③ 愛媛県消費生活センター 昭和45年8月15日開所 月～金 9:00～19:00
- ④ 消費生活相談員 8人
- ⑤ 消費者行政本課の担当職員 7人（専任6人・兼務1人）

【熊本県】「家庭科学習ノート」を活用した消費者教育の実施

熊本県内の高校では、家庭科の授業において熊本県版『家庭科学習ノート』を活用し、求人募集の用紙（賃金、雇用条件）から実際に生活シミュレーションをさせる授業や、生徒が18歳になるまでに掛かる費用を算定させる授業等が行われています。

熊本県版『家庭科学習ノート』は昭和40年度に初めて編集されて以来、その時代にあわせて衣食住から生活全般に係るテーマを取り上げています。毎年、10人程度の家庭科教員で構成される「熊本県高等学校教育研究会家庭部会家庭科研究委員会」にて編集を行っており、高等学校の「家庭基礎（2単位）」「家庭総合（4単位）」のすべての分野において副教材として活用しています。

ノートの作成は研究委員が各分野（食生活・衣生活・住生活・保育・高齢者・消費生活・環境等）に分かれて担当し、毎年内容の見直しを行っています。最新のデータを掲載できるよう新聞記事・インターネット等から情報収集をしたり、研修会等を開催し教員のスキルアップを図っています。消費生活の分野では、消費生活センターから資料・情報をいただくことも多くあります。また、生徒の生活に身近な熊本県のデータを掲載することを心掛けています。

平成23年度版では『消費生活と資源・環境』として、「1. 家庭経済生活」（1）私の命をはぐくんだお金（ゆりかごから18年）（2）高校生活にいくらかかる？（3）一人暮らしの経済学など、生まれてから高校を卒業するまで、そして卒業後など、ライフステージに掛かる費用のシミュレーション等を行う内容となっています。

また、「2. 消費者問題」では、（1）熊本県での相談の多い事例（2）悪質な商法（3）クレジットと多重債務（4）消費者の意思表示と責任など、具体的なトラブル事例を取り上げ、どのような行動をとるべきか学習する内容となっています。

高校生にとっては、これまで自分が歩んできたライフステージを見つめ直すとともに、今後の人生設計を考えることができる有益な時間となるため、『求人票から「実収入」と「非消費支出」を読み取り「可処分所得」がいくらになるかわかった。その中から食費や光熱費、家賃を支払うと、自分が自由に使えるお金がかなり少ないことに気づいて驚いた。』という感想が寄せられるなど、非常に興味を持って授業に参加しています。

消費者教育を授業の中で取り上げる上で、限られた時間数の中で効果的な授業を行う必要があるため、最新の情報収集と社会の実状に応じた教材の作成が今後の課題です。また、時間数が限られているので、外部との連携のあり方も課題となっています。

平成 25 年度は新学習指導要領が学年進行で実施されるため、内容の更なる刷新に向け準備を行っていますが、今回の学習指導要領では、消費者としての適切な意思決定に基づいて責任をもって行動できる力を育成することや、生活と経済に関わる内容、持続可能な社会の構築を目指したライフスタイルを確立するために必要な内容の充実が図られています。また、生涯を見通した経済の計画を立てるために、生活と経済のつながりや主体的な資金管理の在り方、リスク管理など不測の事態への対応などにかかわる内容が重視されています。今後、各ライフステージの課題と関連づけて理解させるような教材の研究が必要となります。

《自治体のプロフィール》

- ①人口 1,807,798 人（平成 24 年 12 月 1 日現在）
- ②高齢化率 26.4%（平成 24 年 12 月 1 日現在）
- ③熊本県消費生活センター 昭和 46 年開所 月～金 9:00～17:00
- ④消費生活相談員 13 人
- ⑤行政職員 12 人、県警OB 1 人、金融広報委員会専任書記 1 人

【鹿児島市（鹿児島県）】

若年層への消費者教育 ～教職員等との協働による学習資料の作成など～

若年層を狙った悪質な消費者問題が増加するなか、鹿児島市では、若年層の消費者教育にも力を入れ、年代に応じた効果的な啓発を図っています。

昭和 53 年から小学校高学年向けの学習資料を作成し、市内の全小学校（5 年生）に配布しています。

学習資料は、①お金の使い方、②契約ってなに、③食品の選び方、④環境にやさしくいらし、⑤いろいろなマーク、をテーマに賢い消費者としてよりよい生活が選択できることを目指した内容で、概ね 3 年おきに改訂を行っています。

編集に当たっては、教職員や金融広報アドバイザーが編集委員として携わっています。家庭科、社会科、金融、消費生活センターという異なる立場では、学習目的の認識にも違いがあったため、細部で意見の調整が必要でした。

中学校にも、平成 19 年度から学習資料を作成・配布しています。小学生向け同様、教職員、金融広報アドバイザーに編集委員として協力を依頼しています。

小・中学校へのアンケートでは、回答のあった中の 8 割以上の学校で家庭科や、社会科の授業に活用されており、自己診断やクイズなどを活用すると児童・生徒の興味をひくことができるので効果的であるとの声があがったほか、「学校でもらった本を思い出して電話した」という学生からの相談もありました。

高い割合で活用されているのは、編集委員会において、教職員の意見を取り入れ、教科書の副読本として使いやすい内容・構成を心がけていることが理由にあげられます。また、授業等での活用を促進するため、活用できる教科書の単元を明記したり、発送前に予め見本を担当の教職員に送付したりして、事前周知を図っています。

さらに、平成 20～21 年の学習指導要領の改訂に伴い、学校でも消費者教育の取り組みが強化されるなか、学習資料にもより効果的な方法を取り入れるため、24 年度には、パソコン上で学習できるデジタルコンテンツを制作しました。アニメーションなどを通して授業や家庭でも楽しく学んでもらえると期待しています。

また、毎年 2 月には、市内の高校で 3 年生を対象にした出張講座も実施しています。卒業後、社会に出る前に、クレジットカードの知識、様々な消費者トラブルの実態を学んでもらい、少しでも被害に遭わないように力を入れて取り組んでいます。

しかし、教材の作成や講座の開催など、様々な取り組みを行う一方で、授業では消費者教育の時間が十分に取られていない実態もあります。教材のさらなる活用促進と

合わせて、教育現場における消費者教育の認識の強化は課題の一つです。

若年層の消費者教育のさらなる推進のため、これまで行ってきた取り組みや教育委員会との連携をより強化し、自立した消費者の育成に努めていきます。

《平成 24 年度出張講座実績》

・学校講座 24 回 5,025 人受講

（内訳 小学校 1 回、中学校 4 回、高校 13 回、大学等 6 回）

・内容 契約の基礎知識、学生に多い消費者トラブル など

・講師 消費生活相談員

・教材 高校・大学等については、社会に出てから多いトラブル等を掲載した専用の学習資料を作成しています。

《自治体のプロフィール》

①人口 605,883 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）

②高齢化率 21.2%（平成 22 年 10 月 1 日国勢調査）

③鹿児島市消費生活センター 平成 6 年開所 月～金 9:00～17:15

④消費生活相談員 6 人

⑤行政職員 6 人（専任）

【沖縄県】消費者教育テキストの作成 ～『社会をつなぐあなたの消費』～

沖縄県では、これまでに様々な消費者教育に関する資料やグッズを作成してきましたが、消費者トラブルを防ぐためには、行政だけではなく様々な立場の消費者が、それぞれの視点で取り組んでいくことが有効と考え、平成 23 年度の消費生活県民公募型事業において、特定非営利活動法人消費者センター沖縄と（株）琉球新報開発社との共同提案事業である「消費生活に関する高校生用副教材の作成」と「消費生活新聞（保存版）の作成及び新聞掲載（琉球新報・沖縄タイムス）」事業を採択しました。

消費者センター沖縄は平成 16 年度に設立され、現在では、県民生活センターの他、5 市 1 町 1 社会福祉協議会の計 7 箇所の相談業務を受託しています。この他、県や市町村等と共同で消費者教育を担うことを目的に、消費生活講座への講師派遣などにも取り組んでいます。23 年度では、移動講座や学校への講師派遣を含め 69 回の講座を行い、約 43,000 人の方に受講いただきました。しかし、消費者センター沖縄だけでこれだけの講座を実施しても消費者トラブルを未然に防げていないという課題が残り、琉球新報開発社と共同で沖縄県の県民公募型事業に応募することにしました。ここでは「消費生活に関する高校生用副教材」について紹介します。

高校生用副教材は、消費者センター沖縄のメンバーが編集・執筆を行い、国立大学法人琉球大学教育学部教授に監修いただきました。

テキストは『社会をつなぐあなたの消費』と名付け、冒頭を「1. わたしたちはみんな消費者」として、お金やモノを使うといった消費行動を個人だけの意思決定として捉えるのではなく、よりよい社会づくりを意識した消費者市民としての、グローバルな視点で捉える意思決定能力のスキルアップを一番の目的に構成しました。

この他、「2. 商品・サービスを選ぶ（携帯電話の契約・料金の内訳等）」、「3. 販売形態を選ぶ（通信販売等）」、「4. 支払い手段を選ぶ（クレジット契約等）」など、高校生の日常にも起こりうる意思決定の場面について、消費生活センターに寄せられる身近な相談事例を踏まえながら学習できるようになっています。

また、最後の項目では「7. 社会をつくる消費者市民プロジェクト」として、消費者の 8 つの権利と 5 つの責任を紹介し、消費者市民として、文明社会にふさわしい暮らしの実現に向けて一人ひとりが能動的に発信できるように、「消費者市民プロジェクト学習」の実施を呼びかけています。

「消費者市民プロジェクト」とは、社会全体の消費生活に関する課題について批判的に調べ、発表・討論・交渉し、課題の解決の方策を探る学習です。

例えば、大学教育には高額な費用がかかり進学を断念する人もいるという現実について、どうすればみんなが大学教育を受けることができるのかを考えるようなことも消費生活の課題といえます。「消費者市民プロジェクト」では、まずは課題を考えることからはじめ、ブレインストーミングやグループでの討論を行い、よりよい社会の実現のため、みんなで考える場を提供しています。

テキストは、県内の全高校生を対象に 59 校で 44,466 冊が配布されました。消費者センター沖縄のメンバーは、各地区において教師説明会を実施し、離島の学校回りも実施しました。学校への訪問については、琉球新報開発社からの学校への広報活動も後押しになり、学校長が話を聞いてくださる所もありました。その成果もあり、これまでは卒業講話のなかで消費者トラブルを取り上げてもらっていた状況から、家庭科の授業でクラス単位の消費生活講座を実施することができるようになりました。

1 時限の講座は 50 分授業で、「消費者トラブルと対処方法」というテーマで行っています。消費生活相談員による講話を基本に、テキストを導入に活用し、消費生活センターの役割紹介や、沖縄県の若者の相談件数なども紹介し、生徒のロールプレイングも交えて、消費者トラブルが身近な問題であると気づいてもらえるような内容としました。まとめでは、「消費者市民プロジェクト」を取り上げ、地域社会の一員として、自分のことだけでなく周りのことを気にかける必要性についても教えています。

また、県内の高校教員からの要望で、家庭科教師と消費生活相談員が協働で 90～100 分の授業を実施するケースもありました。その際は、家庭科教師がテキストを活用して意思決定についての授業を行い、その後の消費者講座を消費生活相談員が担当する構成にしました。テキストは、どの項目も単独で取り上げられる構成になっており、項目に連動してワークシートも作成してあるため、教師が授業で活用しやすいような工夫もしています。

※テキストは、消費者庁のポータルサイトからもダウンロードができます。

http://www.caa.go.jp/kportal/search/result_detail.php?mode=detailSearch&lomCode=00623

《特定非営利法人消費者センター沖縄のプロフィール》

NPO 法人消費者センター沖縄は平成 16 年度に設立され、現在、県民生活センターの他、5 市 1 町 1 社会福祉協議会の計 7 箇所の相談業務を受託しています。その他、消費生活相談員養成講座、移動講座・消費生活講座への講師派遣、学校への消費者学習教室への講師派遣なども行っています。

《自治体のプロフィール》

①人口 1,410,140 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）

②高齢化率 17.2%（平成 24 年 10 月 1 日現在）

③沖縄県県民生活センター 昭和 47 年開所 月～金 9:00～16:00

沖縄県県民生活センター宮古分室 昭和 55 年開所 月～金 9:00～16:00

沖縄県県民生活センター八重山分室 昭和 55 年開所 月～金 9:00～16:00

④消費生活相談員 メインセンター 9 人、宮古分室 2 人、八重山分室 2 人、

⑤消費者行政担当職員 消費生活課 8 人 県民生活センター 10 人

【公益社団法人消費者関連専門家会議（ＡＣＡＰ）】

地方公共団体等と連携し、ＡＣＡＰコーナーを設置

～消費者への資料提供、消費者の声による製品改善事例を紹介

ＡＣＡＰでは、地方公共団体と連携して消費生活センターや国民生活センターに、ＡＣＡＰ会員企業および当会作成の消費者啓発資料を消費者に展示・配布する「ＡＣＡＰ消費者啓発資料常設展示コーナー」を設置しています。

また、「ＡＣＡＰ消費者の声を活かした製品展示コーナー」（東京都と神戸市に常設）では、企業に寄せられる消費者の声をもとに検討を行い、製品やサービスの改善に役立てた具体例を紹介しています。

ＡＣＡＰでは、全国の地方公共団体とコラボレーションして各コーナーをさらに各地に設置し、積極的に消費者への啓発情報の提供に努めていきます。

ＡＣＡＰコーナー設置をご希望の場合はお問い合わせください。

暮らしに役立つ消費者啓発資料を展示・配布	消費者の声による製品の改善事例を紹介
ＡＣＡＰ消費者啓発資料常設展示コーナー ■商品やサービスの正しい使用方法や選び方、製品の基礎知識から生活提案まで暮らしに役立つ情報が満載です。 ■現在、約 60 社、100 種類の啓発資料をご用意し、展示、配布されたい啓発資料をお選びいただけます。	ＡＣＡＰ消費者の声を活かした製品展示コーナー ■改善事例を「実物で紹介する方法」と「改善事例をパネル」で紹介する方法があります。 ■実物展示は製品とともに、改善点を紹介した「解説シート」ともに展示することで、改善ポイントが一目で分かります。
 	 

【ＡＣＡＰコーナー設置 26箇所】（平成25年6月18日現在）

札幌市消費者センター、青森県消費生活センター、仙台市消費生活センター、新潟市消費生活センター、埼玉県消費生活支援センター、東京都消費生活総合センター、国民生活センター（東京事務所）、横浜市消費生活総合センター、名古屋市消費生活センター、岐阜市消費生活センター、滋賀県消費生活センター、京都府消費生活安全センター、京都市文化市民局・市民生活部・消費生活総合センター、奈良県消費生活センター、橿原市消費生活センター、高槻市立消費生活センター、茨木市消費生活センター、大阪市消費者センター、大阪府消費生活センター、堺市立消費生活センター、和歌山県消費生活センター、兵庫県立神戸生活創造センター、神戸市生活情報センター、広島県生活センター、柳井市消費生活センター、福岡市消費生活センター

《 参考 》

《消費者や消費生活相談員を対象とした講座開催・消費生活展に参加》

消費者を対象とした啓発講座や、消費生活相談員対象に消費者から寄せられる相談事例を中心に解説するACAP講座等を実施しています。また、地方公共団体や学校等への講師派遣、地方公共団体が開催する消費生活展に参加協力しています。

ACAPは、消費者・行政・事業者の懸け橋として、安全・安心な消費社会の実現に向けて、今後も消費者啓発活動に取り組めます。

詳細は、ACAPホームページでご覧いただき、お気軽にお問い合わせください。



<http://www.acap.or.jp>

ACAP



＜都道府県別一覧＞

都道府県	自治体名	消費生活センター設置	タイトル	掲載ページ	1 小・中・高校等における消費者教育	2 大学・専門学校等における消費者教育	3 地域社会における消費者教育	4 家庭における消費者教育	5 職域における消費者教育	6 小・中・高校等の教職員による消費者教育	7 大学等の教職員による消費者教育	8 消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育	9 事業者・事業者団体による消費者教育	10 消費者教育の資源等（教材等）の作成・活用
北海道	北海道	○	消費生活センターと教育機関、教育担当部局と連携した消費者教育～教員を対象にした消費者教育の指導者	55	○				◎		○			○
	札幌市	○	地域の団体や学校と連携した講師派遣講座、体験テスト	24	○	○	◎				○			
	留萌市	○	市街地の大型店舗内への啓発コーナーの設置による消費者教育の展開	26			◎				○	○		
	士別市	○	「消費者被害防止ネットワーク」から広がる市民・学校での消費教育事業	77	○		○	○	○		◎	○		○
	青森県	○	「消費生活大学講座」・「消費生活大学院」等による消費者教育の推進	27			◎				○		○	
青森県	八戸市	○	市民団体等との協働による消費者トラブル防止の取組～市民団体による「出前消費者講座」と「啓発員養成講座」	51		○		◎			○	○	○	
	岩手県	盛岡市	○	「未来の教師」に出前講座！！～行政と教育機関との連携で実施に即した消費者教育を！～	58	○	○			◎	○			
	宮城県	仙台市	○	市民・学生等のプロジェクトチームによる消費者教育教材	115	○			○					◎
	秋田県	秋田市	○	保健所との連携による出前講座	29	○		◎			○			
	山形県	山形県	○	山形県消費生活サポーター制度による市民との連携	102		○		○			○	◎	
福島県	郡山市	○	消費生活センター職員や外部講師による出前講座での周知啓発（移動消費生活センター）	30			◎				○		○	
	茨城県	つくば市	○	大学と連携した消費生活講座（出前講座）	17		◎				○			
	栃木県	栃木県	○	くらしの安心サポーター制度	104		○						◎	
	埼玉県	埼玉県	○	県内の高校及び大学と連携した「不当表示広告調査」	19	○	◎			○	○			
	千葉県	東庄町	○	社会福祉協議会を中心とした「消費生活見守り隊」の構築	80		○				◎		○	
東京都	品川区	○	企業の社会貢献活動（CSR）と連携した「消費者教室」	96	○	○					◎			
	練馬区	○	区民参画（消費生活センター運営連絡会）による消費者	82		○					◎			
	足立区	○	「消費者通信大学（暮らしつくスクール）」	105		○					○		◎	
	足立区	○	産学公の連携による子ども向け教材「おかいものゲーム」	117	○	○					○	○	◎	
	八王子市	○	障がい者に対応した啓発資料の作成（点字、音声CDなど）	119		○					○		◎	
神奈川県	国分寺市	○	大学と連携した学生や市民向けの講座	74		○	○			◎				
	神奈川県	大和市	○	校長会への働きかけにより実現した中学校での出前講座	1	◎					○			
	新潟県	新潟市	○	学ぼう！学校で消費者教育～消費者団体の持つ食品や食生活などに関する知識の提供～	3	◎					○			
	上越市	○	どこでもトーク 消費者教育出前講座！	32			◎	○						
	富山県	射水市	○	県の金融広報委員会と連携した市民向けの金融経済講座	43		○	◎			○			
石川県	石川県	○	消費生活支援センターによる時宜を得たテーマの消費者セミナー等の実施	34			◎				○		○	○
	金沢市	○	消費生活に関する知識や対策を学ぶことができる通信制消費者講座	121			○							◎
	かほく市	○	行政と消費生活推進員が協働する啓発活動	107	○	○					○		◎	
	能美市	○	高校における消費者問題に関する出張学習会	5	◎						○			
	野々市市	○	ショッピングセンターとの連携による効果的な啓発～イベントスペースを利用した情報発信～	99		○						◎		
福井県	福井県	勝山市	○	児童館における金融教育講座～遊びながらもきちんと家計管理や生活設計の大切さを学ぶ～	6	◎					○			
	山梨県	山梨県	○	普及啓発専門スタッフ（教員）による小・中・高校生や高齢者を対象とした出前講座	60	○	○	○	○	◎				
	長野県	長野県	○	紙芝居による消費者被害防止のための取組	84			○			◎			○
	長野県	中野市	○	警察署を始め庁内外との連携による「高齢者消費者被害防止塾」	36			◎			○			
	岐阜県	岐阜市	○	消費生活センターと学校とが連携した消費者教育の取組	62	○			◎	○	○			○
静岡県	静岡県	大垣市	○	地元警察署の事業と連携した中学校での出前講座と民生委員による寸劇	86			○			◎			
	静岡県	静岡県	○	地域の消費者団体と連携したきめ細やかな高齢者への啓発活動の実施	87			○			◎			
	静岡県	静岡県	○	消費生活の視点から地球環境を考える環境教育の実施	45	○	○	◎		○	○	○	○	○
	静岡県	静岡県	○	中学生向けの消費者教育の副教材の作成と家庭科教員への研修の実施	122	○				○	○			◎
	静岡県	浜松市	○	「巡回学生講座」～中学校における消費者教育に関する授業の実施～	7	◎				○				
静岡県	浜松市	○	市内の消費者団体による出前講座	89			○				◎			

都道府県	自治体名	消費生活センター設置	タイトル	掲載ページ	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					小・中・高校等における消費者教育	大学・専門学校等における消費者教育	地域社会における消費者教育	家庭における消費者教育	職域における消費者教育	小・中・高校等の教職員による消費者教育	大学等の教職員による消費者教育	消費者団体・NPO等の地域人材による消費者教育	事業者・事業者団体による消費者教育
愛知県	名古屋市	○	知的・精神障害者向けの金銭教育	37			◎	○				○	
	名古屋市	○	名古屋市消費生活フェアの開催による幅広い世代への啓発 ～消費者・事業者・行政が一体となった取組～	100	○	○	○			○	◎	○	
	名古屋市	○	「消費者教育モデル校」事業による消費者教育の推進 ～主体性のある消費者の育成～	8	◎	○	○			○	○		
	豊田市	○	事業所の社員等に対する講座や高齢者を消費者被害からまもるための取組	53	○		○		◎		○		
三重県	三重県	○	大学と消費生活センターの連携による消費者啓発教材の	21		◎				○			○
	伊勢市	○	小・中学校の授業と連携した消費者教育の実施	10	◎						○		○
滋賀県	滋賀県	○	大学と連携した消費生活講座の実施について ～若い世代の中核的な人材の育成～	76		○	○			◎	○		
京都府	京都市	○	大学における消費者教育講座 ～単位互換制度による取組～	23		◎				○			
大阪府	大阪府	○	教育委員会と連携した消費者教育の推進について ～教育活動現場で活用できるDVD～	124	○								◎
兵庫県	兵庫県	○	消費者団体と連携した消費者学習の推進について ～「ひょうご暮らしの大学」・「ひょうご暮らしの親子塾」～	48			○	◎					○
	神戸市	○	「神戸消費者教育センター」の設立	125			○	○					◎
	神戸市	○	「神戸コンシューマーズ・スクール」の開設	109							○	◎	
鳥取県	鳥取県	○	大学と消費生活センターとの連携による公開講座	40		○	◎			○	○		◎
島根県	島根県	○	ソーシャルメディアや漫画による消費者被害防止啓発活	126		◎	○						◎
岡山県	倉敷市	○	「倉敷市消費生活学級連絡協議会」による啓発活動	90			○				◎		◎
山口県	山口市	○	市内の大学と連携した取組 ～地域のまつりでの啓発活	111			○				○		◎
	周南市	○	知恵と工夫による啓発活動 ～イメージ戦略による啓発～	128	○						○		◎
徳島県	徳島県	○	県教育委員会との連携と「くらしのサポーター」制度 ～教員の県消費者情報センターにおける長期社会体験研修な	64		○			◎		○	○	
香川県	香川県	○	市町教育委員会と連携した消費者教育（講座） ～年間約12,000人が参加～	41			◎				○		
愛媛県	愛媛県	○	啓発教材を活用した注意喚起 ～笑い笑顔で関心を引く工夫～	130			○				○		◎
高知県	高知県	○	小・中学校の授業で積極的な消費者教育が展開されるた	67	○		○	○		◎		○	
福岡県	北九州市	○	消費者学級（自主学習グループ）の活動支援	112			○						◎
	北九州市	○	「消費者教育推進員」（小学校校長OB）の活動を通じた消費者教育の展開	70	○					◎			○
佐賀県	佐賀県	○	NPO法人との協働 ～消費者教育テキストの作成～	92						○		◎	
長崎県	大村市	○	「子どもを事故から守るプロジェクト」の教育・啓発活動	94			○				◎		
	熊本県	○	「消費者教育指導者養成講座」の開催	72						◎			
	熊本県	○	「家庭科学習ノート」を活用した消費者教育の実施	132	○					○			◎
	長洲町	○	小・中学生向け、金銭感覚養成講座の実施	12	◎		○	○			○		
大分県	大分県	○	教育委員会との連携による効果的な消費者教育の実施	14	◎		○						
鹿児島県	鹿児島市	○	地域に根ざした消費者教育の担い手育成 ～「地域消費者ガイド」と「地域消費者リーダー」～	114			○						◎
	鹿児島市	○	若年層への消費者教育 ～教職員等との協働による学習資料の作成など～	134	○						○		◎
沖縄県	沖縄県	○	消費者教育テキストの作成 ～「社会をつなぐあなたの消	136	○						○	○	
	那覇市	○	「目指せ！かしこい母ちゃん講座」の実施 ～プレママとママを対象にした金銭教育～	49			○	◎			○		